

606-90



1200501532178

6

36.5.11

2574



能樂全史

橫井春野著



東京・京都

檜書店發行

606-90

序

能樂全史菊版（七四〇頁）を刊行したのは大正六年の十二月であつた。高田早苗、天野爲之、杉山令吉、吉田東伍、徳川重康諸師序をよせて余を激勵して下さつた。この書は余にとつて最も思ひ出深いものであつた。八百頁になんたんとする書物で、賣價も非常に高かつたが、この種の歴史がまとめられてゐなかつた爲めに、特種のものであるに關らず好成績をあげえた。

大正十二年の震災のために、惜しい哉紙型が焼失してしまつた。然るにかゝはらず、本書を求められる特志家多く、しばしば再版をすゝめられた。けれども、余としては、大正六年出版の全史をそのまま刊行することは出きえなく、全然書き直して再び世に公けにしたいと考へ、現に筆をとりつゝある。最近公私多忙で容易に完成することが出来ない。然るに、全史を要望せられる特志の方々からの御すゝめははげしくなつた。

茲に於いて完全なる能樂全史を完成する前に、能樂歴史の骨組丈けでも記述して公けにしたいと考へて執筆したのが、こゝに生れ出た能樂全史である。

本書は、以上述べたやうなわけ合ひで執筆したのであるからして、名は能樂全史と云ふも實は「能樂史要」と云ふべきものである。余は、他日再び能樂全史を著はす決心であるが、夫れは大正六年度刊行の七百八十頁以上の頁となると考へてゐる。本書刊行に際し、檜主人の特志に對してあつく感謝して此の序をおはる。

昭和五年四月中旬

鶴城横井春野

左記は、大正六年刊行能樂全史の巻尾に記したるもので、余が能樂史研究に従事するに至りし事情もあきらかとなるので、特に再記することゝした。

巻後に

おのれ幼かりし頃より深く謠曲を好み、中島正厚氏の門に入りしは、今をさる十八年の昔のことにて、其頃は未だ八歳の少年なりき、其年の中に、猩々、羅城門等の小謠數番、番謠としては鶴龜、橋辯慶、枕慈童其

他數番を學びしこと、今猶深く腦裏に刻まれたり、これと共に恩情あふれたる恩師中島氏の面影、忘れんとして、忘れえず、其頃より先考博士は公けの暇々に、予が學べる謠曲に就いての解釋、謠の沿革など物語せられぬ、己れも是を無上の樂とせり。

十三の時、早稻田中學に入學せしが、此頃小中村氏の歌舞音樂略史を熟讀して得る所大なるものありしが己れの意に満たざる點多し、斯道の先輩によりて、疑問をばらさまく欲せしも失望に終りぬ、十五の折杖柱とも頼みつる先考博士、黄泉の客となり給ひしかば、己れは若年にして獨立獨行せざる可らざるの苦境に陥れり。然れ共此間猶謠曲の稽古を怠らず、中島氏歿後は、金子祐智氏の人格を慕ひて其門に入り、これと共に能樂の科學的研究は一日も怠りしことなし。

「斯界に一の能樂史なきは一大恥辱なり、己れ其任に當らん」と決心せしは、先考博士にわかれたる夏の頃なりきこれより十八歳にして中學の業を了る迄、余は學課を捨て、月に數度、家事都合或は病氣など自稱して學校を休み、帝國圖書館に、あるは、早稻田大學圖書館に通學して、ひたすら能樂史料の蒐集に熱中せり、己れにこの志ありて學業を怠るとは他人の知らざる所なれば、今迄クラスの首席を占めしものが一落クラスの三分一程の成績順となりしを見て、當局者は一方ならず心痛し折々「學校を缺席せぬ様」忠告の勞を取られき、己れは中學教員の深き老婆心に對して感謝の念は拂ひしも其忠言を聞き流して飽く迄能樂

の科學的研究に憂き身をやつせり。

中學卒業後、親戚及び先輩諸氏の切なる勸告を却けて、高等學校に入らずして、早稻田大學文科に入學せしは、一は官僚的學校を極端に輕視する己れの性質により、一は注入教育の權化たる高等學校などに入學しては到底われ一流の研究は出來すと考へしが故なり、己れは、境遇の激變の結果にや、順風よりは逆風を愛し、鏡の如き湖面よりは寧ろ太平洋上の萬里の大波濤を愛す、官學は、順風なり、私學は逆風なり、これ己れが早稻田學園に身をおきし所以の三なり。

早稻田大學、在學四箇年の間に、己れは一に自己の生活費を得る爲めに努力し、二に亡父の遺業なる商業史の研究に従事し、其傍ら能樂史の研究に従事せざる可らざりき。されば「官學者流」の見地より見れば不眞面目なる學生なりしならん、眞面目に講義をきゝたる學課は、吉田博士の國史、浮田博士煙山學士の西洋史位のものなりき。他の學課は、試験前に友人のノートをかりて是を再讀せしのみ、しかも幸か不幸か成績優良なりしと見え、常に特待生の恩典に浴し、生活上の一助を得たり、然れ共卒業頃に至りては可成の苦境に陥れり。此間終殆己は生活の爲めに苦闘しつゝ吉田博士に提出すべき古代商業史の論文を書き、一方能樂史の材料を蒐集して、二十一の秋の頃より起稿し、二十二の春の頃卒業前に脱稿せり、紙數千二百枚に及べり當時、青年客氣の勇にかられし己れば、此書を公けにせんと欲せしが「名もなき一介の書生」の著述なれば

一人として顧るものなし、更らに此年の夏休暇を利用して、死床に横はる小妹を看護しつゝ、日夜稿を急ぎて八百頁につゞめたり、是れ此度び公けにする此書なりとす。

八百頁につゞめられたれ共、猶出版に至らず、吉田博士、宮井安吉、澤田章氏、横井半三郎氏等出版の事に關しこもごも努力し下されしが皆成らず、勝野嘉一郎氏の努力により豫約出版の運びに至りしも、不幸勝野氏の歿するありで、又不成功におはれり、其後澤田氏の勸めにより、二百頁の小冊子と組織を改めしが又成らず然るに機運こゝに來會し、余が再度の稿を改定して世に公にする事となれり、然れ共本稿のなれるは二十二歳の時にして、今二十六歳となりしを以て、此間四年間蒐集せし材料は舊に倍せり。

今にして、本書を見る時は、意に満たざる點、多々あれ共、史實に於いては、いさゝか確信あるを以て、「斯界の爲めに」本書を提供する事とせり。

今後此方面に於ける研究のすゝむにつれ、十年を期して、余が意にみてる完全なる能樂史を著して斯界に提供せんと誓ふ。

此書なるの間、己れと共に苦樂を與にせる、二妹玉菜子千波子既に世を去りて、雜司ヶ谷の土と化せり、是を思つて感慨無量なり、謹んで此書を

玉菜子

千波子

の靈に奉る、しかも慈母不治の病にかゝる。萬感交々余が胸を衝く。

大正六年七月中旬

菊の家にて

著者 鶴城

識

大正六年以後十一年をけみしたが、未だ初志を貫徹することが出きない。しかもこの間に令弟秋野冬海の二人を失ひ感慨無量である、特に冬海は、寶生宗家の門に入り能樂道とえにし深かつたので、感慨又一しほである。

昭和五年四月中旬

目次

前がき

能と云ふ字の意義……………(一)

猿樂と云ふ名の起り……………(二)

第一編 能樂の源流……………(一)

第一章 猿女と隼人の俳優……………(一)

第二章 神事能と法樂の舞……………(三)

第三章 新猿樂……………(四)

第四章 猿樂の本藝と能藝……………(七)

第五章 田樂と猿樂……………(九)

第六章 應永以前の猿樂諸座……………(三)

第二編 應永の猿樂革命

第一章 謡……………(一六)

第二章 能……………(一七)

第三章 能 狂言……………(二四)

第三編 足利時代の能樂

第一章 山田座の由來……………(二七)

第二章 觀阿父子と觀世座の維新……………(二九)

第三章 四座の由來……………(三五)

第四章 大和四座と手猿樂……………(三七)

第五章 四座の形勢……………(四一)

第六章 足利幕府と能樂……………(四四)

第七章 勸進猿樂……………(四九)

第四編 安土桃山時代の能樂

第一章 織田信長と能樂……………(五一)

第二章 豊臣秀吉と能樂……………(五三)

第三章 脇方の形勢……………(五七)

第四章 囃子方の形勢……………(六一)

第五章 狂言の各派……………(六七)

第六章 能面と能衣裳……………(六九)

第五編 德川時代の能樂

第一章 幕府創業時代の能樂概況……………(七三)

第一節 式樂としての能樂……………(八三)

第二節 幕府の能役者待遇……………(八七)

第二章 幕府修正時代の能樂概況……………(九四)

ヤシ

第一節 勸進能……………(一九)

第三章 幕府革新時代の能樂概況……………(二〇)

第一節 能舞臺……………(二一)

第二節 能樂の影響……………(二五)

(一) 文學への影響……………(二五)

(二) 舞曲への影響……………(三一)

第四章 幕府保守時代の能樂概況……………(二三)

第一節 明和の改正……………(二六)

第二節 能樂の古書籍……………(三二)

第三節 謡本の刊行……………(三三)

第四節 能役者の生活……………(三五)

第五章 幕府衰亡時代の能樂概況……………(三九)

第一節 黒川能と大山謡……………(四四)

第二節 地方の能樂……………(四七)

第六編 維新後の能樂……………(五一)

第一章 瓦解時代の能樂……………(五六)

第一節 梅若實孤軍奮闘……………(六一)

第二節 能界の救世主岩倉公……………(六四)

第二章 勃興時代の能樂……………(六七)

第一節 日清戦争前の能樂……………(六八)

第二節 日清戦役と能樂……………(七四)

第三章 隆盛時代の能樂……………(八二)

第一節 日露戦争前……………(八二)

第二節 日露戦役前と能樂……………(八七)

第三節 日露戦後の能樂……………(八九)

第七編 大正時代の能樂……………(一九)

第一編 能樂の源流

第一章 猿女と隼人の俳優

世阿彌の猿
樂起原説

世阿彌元清は、風姿花傳第四神儀の條に於いて、

「申樂神代のはじまりと云は、天照大神、天の岩戸にこもり給ひし時、天下常闇になりしに、月神の御子、島根見尊をはじめたてまつりて、神達、あまの香久山にあつまり、大神の御心をとらむとて、神樂奏し、せいなふをはじめ給ふ。(著者云ふ
せいのふとは才男
の事である)

中にもあまのうづめの尊、すゝみ出で、榊の枝にしてを附て、聲をあげ、ほとろしくふみとどろかし、かんがゝりすと、うたひ舞かなで給ふ。その御聲ひそかに聞えければ、大神岩戸をすこしひらき給ふ。國土又明白たり。神達の御遊面しろかりけり。其時の御遊び、申樂の初といふ。委は口傳にあるべし。」

と書いてをる。けれ共天鈿女命アマノウズメノミコトの岩戸の前で演じたのは神樂にあらすして、書紀に云ふ所の「巧作俳優」である。俳優は「わざをぎ」であつて、「さるがう」のことなのである。

天鈿女命は、猿田彦サルダヒコと共に伊勢に下り猿女（其子孫）と稱して、朝廷及び伊勢大神宮に仕へて、「さるがう」わざを渡世としたのである。後には朝廷に於いて神樂を奏した後は、餘興として猿女の藝を演んじ、演んずるもの、見るもの一齊に笑ひ興すると云ふことになつたのである。猿女は後に、近江國和邇ワニ、山城國小野郷コノノに養田を賜つて、これらの土地に住してゐたのであるが後に、和邇家一門の勢力争ひの犠牲となつて、猿女は其所領を失ふことゝなつた。（朱雀帝後）要するに、猿女の技能は、「さるがう」藝と同じなのである。

猿女と和通家

単人の俳優

天尊降臨の時九州阿多大角（大隅）の地に居住してゐた歸化の熊襲人は、単人と云はれてゐた。彦火ヒコホ々出見尊デノミコトの時、御兄火闌降尊ホノセリミコトは、単人を率ヒキゐて、宮城を守り同時に、俳優（ワザナギ）の役を興へられたのである。この単人の俳優は、平安朝の始め頃迄傳はつてゐた。この藝は云ふ迄もなく、「さるがう」わざであつた。

猿樂の二大潮流

以上略述したが如くに、我が國民性の發露である所の「さるがう」わざは猿女と単人の二潮流に依つて代表されてゐたのである、かくは云ふものゝ、大和申樂は、猿女及び単人の直系ではない。讀者は、古代「さるがう」の二大潮流たる猿女単人の藝術が時代と共に、單純より複雑にすゝみ、向上美化されて後の大和猿樂が生れるのであると云ふことを記憶せねばならない。

第二章 神事能と法樂の舞

猿女の活躍

猿女は、天鈿女命アマノウズメノミコト以來新嘗會を始め、すべての神事の行はれた後に、「さるがう」藝を演んじて人々の精神に慰安を興へた。猿女は、單に朝廷でばかりでなく、伊勢大神宮にも仕へて、神樂のあとで餘興として、「さるがう」藝を演んじた。つひには地方の神社でも神事を行つた後に「さるがう」又は夫れに類した噓樂を行ふに至つた。この習法は、漸次種々の所迄ひろがつて、中古に至つては踏歌、御神樂、相撲の節などにも用ゐられるに至つたのである。この中より後年の猿樂や田樂が生るゝに至つたのである。

法樂の舞

かく神事の後に「さるがう」を行ふばかりでなく、寺院に於いても佛事の後に「さるがう」を行つた。聖德太子セツトクタイが佛法興隆の爲めに、百濟から味麻之を召して伎樂を傳習せしめられたのは、云

廣く行はれたるがふ會

ふ迄もなく法樂の爲めであつた。この眞面目な法樂の舞の後に「さるがう」藝を演じたのである。かく神社寺院に於いて神事佛事の後に「さるがう」を演じたばかりでなく、踏歌の節會、冬神樂、相撲の節會の後にも「さるがう」を行つたのである。三代實錄貞觀三年六月廿八日童相撲の條に「左右五奏音樂種々、雜伎、散樂、透撞、呪擲、弄玉等の戲」とあり又陽成天皇の元慶四年七月二十九日、仁壽殿に於いて相撲御覽の際にも音樂、散樂雜技各のその能を盡す云々」とある、之れはホンの一例であるが、この中にある散樂は、かりに唐樂の(唐土では)字をかりたのであつて、正しくは「さるがく」である。

上古以來奈良平安朝頃に至る迄は、散樂(さるがう)及び之れと類似の技藝が盛んに行はれた時代であつた。

第三章 新猿樂

秦氏と能との關係

本朝文粹に村上天皇の御試の辨散樂の文と、散樂得業生正六位上行腋陳吉上秦宿禰氏安が對へた對策文がある。當時の散樂(廣義には唐散樂狹義には日本固有のさるがう)のありさまを知るにはあつらへ向きの史料で

ある。世阿彌十六部集(猿樂傳)に於いては、秦氏安が他の一人と共に佐渡ヶ島に流され、後歸り來つて村上帝の御前で三十三章を舞つた。これぞ大和申樂の起原なりと述べてゐる。氏安が大和申樂の始祖なりとは考へられないが、兎に角古くから行はれた説である。世阿彌は花傳書に於いて秦氏と能との關係について左の如く述べてゐる。

「日本國に於いては、欽明天皇の御宇に、大和國泊瀨河のに、洪水の折ふし、河上より一つの壺流れくだる。三輪の杉の鳥居のほとりにて、雲客この壺をとる。中にみどり子あり。かたち柔和にして玉のごとし。これふり人なるがゆゑに大内に奏聞す。其夜御門の御夢に、みどり子のいはく「われはこれ大國秦の始皇のさんなんなり。日城にきえんありて、今現在すと云々」御門きとくに思し召し、天上に召さる。成人にしたがひて、才智人に超て、年十五にて大臣の位にのぼる。秦の姓をくださる。しんと云ふ文字「はた」なるが故に秦河勝これなり。上宮太子、天下すこしさはりありし時、神代、佛在所の吉例に任て、六十六番の物まねを、彼河勝におゝせて、おなじく六十六番の面を御作にて、即河勝に與へ給ふ、橋の大裏のししん殿にてこれを勤む。天下おさまり國しすかなり。上宮太子末代の爲神樂なりしを、神といふ字の片を

新猿樂とは

のけて、つくりをのこし給ふ。これ日よみの申なるがゆえに、申樂と名づけ、則たのしみを申すによりてなり。又は神樂をわくればなり。彼河勝欽明、敏達、用明、崇峻推古上宮太子に仕へまつり、この藝をば子孫につたへて化人跡をとめぬに依りて、攝津國難波の浦より、うつは船にのりて、風に任せて西海に出つ、浦人船をあけて見れば、形人間にかはれり、諸人につきたりて奇瑞をなす、則神と崇めて國豊なり。おほきにあると書いて大荒大明神と名づく。秦氏安が散樂の御試に對策したのは、應和三年であつて、このことありてまもなく村上帝は崩御し給ふた。これより六七十年をすぎ後一條天皇の頃に至ると、京都の民間に新猿樂と云ふものが盛んに流行してゐた。左京太夫藤原明衡フヂハラアキヒラの新猿樂記シンサルガクキに依つて、藝の本質を知ることが出来る。

(明衡は一條帝より後冷泉帝
迄五朝に仕へた人である) 新猿樂記に見えたる藝名は。

- 咒師 侏儒舞 田樂 傀儡師 唐術 品玉輪鼓 八玉 獨相撲 獨雙六 無骨有骨 延動大領
- 之腰 支蝦漉舍人の足仕 氷上專當之取袴 山背大御之指扇 琵琶法師之物語 千秋萬歳の酒サカ
- 禱ホカヘ 飽腹鼓之胸骨 螻蛄舞之頭筋 福廣聖之袈裟求 妙高尼之纏襪乞 形勾當之面現 早職事
- 之皮笛 目舞之翁體 巫遊之氣裝貌 京童之龜左禮 東人之初京上拍子男之氣色事敢 大徳

之形勢 都猿樂之態鳴滯之詞莫不斷腸解願者也云々

右の中八玉以上は、散更とほゞ同じ藝當であるが、夫れ以下は、滑稽なる物眞似を演んじて人の願を解かしむるていのものであつた。

第四章 猿樂の本藝と能藝

新猿樂と杜屋郷

大和申樂ヤマトサルガクと關係の深い大和國城上郡村屋モリヤは元は杜屋モリヤと稱し、王代の頃には樂戸郷とも稱へ雜樂戸の養田であり、當藝を演んずるものが居住してゐたのである。云ふ迄もなく雜樂ザツガクとは、雅曲、正舞以外の總べての技藝の稱呼であるからして、散樂も其の中の一技藝であつた。新猿樂が流行するに至るや、杜屋郷の樂戸の者は、新猿樂藝にも従事するに至つた。新猿樂藝は、本藝以外に歌を謡ひつゝ舞ふことを始めた。梁塵秘抄リョウジンヒシヤウ抄男山八幡御通夜の條に

「若宮一夜、今様の會あり。よもすがらありて後亂舞、猿樂、白拍子品々つくしき」とある。是れに依つてみるも猿樂にも今様の如く歌をうたひつゝ舞ふ部分のあつたことは明か

である。この歌をうたひつゝ舞ふ部分が發達して鎌倉時代に至ると、立派な能藝となるのである。鎌倉時代に於ける猿樂を分類してみると、

猿樂
本藝——後に狂言となる
能藝——後に能となる

となるのである。

(1) 杜屋村の樂戸のものは、伎樂林邑樂度羅樂等の本業以外に散樂に従事してゐた。中古以後は、本業伎樂を以て立つことが出来なくなつたので、餘業たりし散樂が本藝となつた。彼れらが新猿樂におもむいたのも當然の形勢であつた。

(2) 東大寺續要錄諸會篇華嚴會式建曆二年二月十四日の條に

「爰入興之餘自興福寺猿樂(今の亂舞是往古は猿樂と云也)六七人今夜又參尊勝院」

とある。建曆以前に猿樂に亂舞時代のあつたことが、うかゞはれる。能藝に至る迄の一形式と見ることが出来る。

後世猿樂の一名を亂舞ラッパと云ふてゐる。新撰長祿寛正記寛正四年の條に「音阿彌參り亂舞仕る」と見えてゐる

第五章 田樂と猿樂

田舎猿樂と
田樂

猿樂を研究するものは、田樂を研究せねばならない。從來の學者は、田樂は古くからあつた田舞、田植舞クウエマツから出たものであらふと唱へてゐる。廣い意味に於いて、これも田樂源流の一であるには相違ないが、所謂田樂と云ふものが行はれ始めたのは、醍醐朱雀の頃であつたらふと思はれる。猿樂は早くより節會、又は神事等に於いて演んぜられ近衛府に於いて教習されつゝあつた官人の技藝であつた。田舎の神事等に於いても都の猿樂を眞似て行つたのであるが、夫れを田舎猿樂と稱した。夫れを略して田樂と稱するに至つたものと思はれる。随つて田樂の中へは、田植舞の形式も含まれてゐるのである。要するに、近衛府で教習されたさるが、民間に眞似られて新猿樂となり田樂となつたのであることは疑ふべき餘地がない。

白河鳥羽聖
代と歌舞歌
曲

白河、鳥羽の聖代は、歌舞音曲が著しく發達した時代である。現在謡曲に收容されてゐる今様イマコト朗詠、曲舞、白拍子、琵琶、琴曲等が盛んに行はれた時で歌謡史上最も花やかな時代であつた。民間の猿樂、田樂も盛んに流行し、互ひに技をみがいてゐたのである。

猿樂と田樂との比較

猿樂と田樂とは、名こそ違つてはゐるが、其本藝に於いても能藝に於いても異名同質と云ふ位に類似のものであつた。(大江匡房著洛陽田樂記は貴重な史料である)鎌倉時代は田樂、猿樂が並び行はれた時代であるが田樂の方が猿樂よりも著しく表面にあらはれてゐる。特に忘れてならないことは、田樂も猿樂と同じやうに寺社を頼りだ人として地歩を固め、發達の道をすゝみえたと云ふことである。猿樂も田樂も神事佛事の後に餘興として行はれたのである。

文安田樂能記

文安田樂能記の能藝の目錄をみるに、

法然上人の能

小野ノ小町の能

さねがたの能

あつもりの能

女のかたきうちたる能

などがしるされてゐる、之れは田樂の能藝であつて、この他に田樂固有の本藝があつたのである。

田樂については、歴史地理廿卷四號へ「田樂歴史の大要と能との關係」と云ふ文をのせておいた。参照し

て頂きたい。

現在行はれてゐる謡曲の大部分は足利時代に出来上つたものであるが、其過半は鎌倉前後の時代に流行の作曲を踏襲し或は脱化したものである。世阿彌の能作書を熟讀すれば、この間の事情に通することが出来る。能作書に

「凡そ近代作書する所の數々も、古風體を少し寫しとりたる新風なり。昔の瑳峨物狂の狂女、今の百萬なり。靜本風なり。丹後物狂昔笛物狂なり。松風村雨昔汐汲なり。戀の重荷、昔綾太鼓なり。自然居士佐野舟橋古風あり。斯の如くいづれも、本風を以て再反の作風なり。」

若少について

之れに依つてみるも、鎌倉時代に行はれた音曲の風をとつて轉化させたものゝあることは明らかである。

謡曲本の中に「ワカ」と符號をつけた箇所がある。ワカは和歌なりと註した人もあるが之は誤りである。ワカは、鎌倉時代に行はれた「若少」と云ふ歌舞から出てゐるのである。若少は、若い少年に舞振りを仕込んで、老巧なものが地を謡つて舞はせた技藝で、足利時代迄も行はれてゐたのであつた。

(1) 田樂、猿樂の藝人の多くは、京都又は其附近の大社大寺に於いて養成されてゐたのであるが、諸國の大社大寺に於いても各自養成してゐたことは注意すべきである。第六章を参照すること。

(2) 建武年間記二條河原落書に

「犬、田樂は關東の、ホロブルものと云ひ乍ら、田樂はなむはやるなり」とある如く、北條高時の如きは田樂に熱中したのである。

第六章 應永以前の猿樂諸座

座の意義

現在の能樂をつくり上げたのは、大和猿樂であるが、鎌倉時代には、これ以外に諸國に田樂及び猿樂の座があつたのである。座とは同一職業者の團體である。

猿樂家に傳ふる猿樂起原説

大和猿樂の諸座は、杜屋郷の樂戸モリヤゴロガクコと關係のあることは明かであるが、猿樂家に傳ふる由緒に對して猶充分研究することが必要である。猿樂家の所傳を煎じつめてみると、

「猿樂は猿女の祖(天命)天岩戸の前で演じた神樂が其起原である。

聖德太子シヨウトクタイシが天下安全の爲め諸人快樂の爲め、其中の六十六章を今春の始祖ヘタノ秦カハカツの河勝に賜ふた。

この時神樂の神の扇をとり、申樂と名づけた。

村上天皇の御時、河勝の孫ウヂヤス氏安が、清涼殿に於いて其中の三十二章を舞つた。

後嵯峨天皇コサガテノミコの御時、文庫にしまつてあつた三十二章の中十六章を取り出して氏安の後裔田備ノベに賜つた田備は之をもつて、圓満井座エンマンイザを開いた。」

と云ふにある。これらの所傳を荒唐不稽なりと抹殺してはいけない。之れに依つて研究をすゝめると、猿樂の源流を究める一助となるのである。大和猿樂の起つたのは、鎌倉時代の中頃 後

嵯峨帝の頃と云はれてゐるが、夫より以前白河鳥羽シラガハトバの時代と見るがよいやうである。

鎌倉時代から足利時代へかけて京都の近國にあつた猿樂の諸座は、

- | | | |
|---|----------------------------|--------|
| 1 | 圓満井座 <small>エンマンイザ</small> | (今の金春) |
| 2 | 結崎座 <small>ユヅキザ</small> | (今の觀世) |
| 3 | 坂戸座 <small>サカド</small> | (今の金剛) |
| 4 | 外山座 <small>トヤマ</small> | (今の寶生) |

右の中2と4を上がり1と3を下がりりと稱する。

鎌倉時代に於ける猿樂諸座

丹波猿樂			近江猿樂			伊勢猿樂		
本座	新座	法勝寺座	山階	下坂	日吉	和屋	勝田	青亭
(矢田)	(榎並)	(宿)			(比叡)			

これらの猿樂諸座は、何れも寺者を頼うだ人としてゐた。例へば大和四座は、興福寺を頼うだ人として、春日社の神事能を勤め、丹波猿樂は、加茂社住吉社の神事及び法勝寺の法樂を勤めてゐた。

河上社の能

この他諸國の大社大寺に於いても、各自猿樂師を養成して神事法樂に従事せしめてゐた。之を證する材料も可成にある。例へば肥前國一ノ宮河上社の如きは、毎年五、八月の神事に、流鏑馬、相撲と共に、村田樂、猿樂を演じてゐた。

(1) 春日神社神主千鳥家文書若宮祭禮記文安六年の條に

白川田樂

新座田樂

とある。大和には、日吉座と大和座があり前者は日吉社、後者は春日大宮若宮に依頼してゐた。

(2) 東大寺要錄建曆二年三月十四日の延年に、

「自興福寺猿樂(今の亂舞是往古) 六七人今夜參尊勝院」

同十五日に

「自滿寺出猿樂許、舞曲之兒猿樂四人每度入興」

とあるが如く、延年には必らず猿樂が演んぜられたのである。延年は狹義には僧家の舞である。廣義には僧家の技藝大會である。(興福寺延年舞式を一讀する要あり)

第二編 應永猿樂革命

能樂の源流

能樂の源流は其由來する所頗る古く、本流を遡つてゆけば、天鈿女命天岩戸の「さるがく」藝に及び、支流に棹させば、支那西域に迄も遡つてゆくのである。

應永猿樂革命

鎌倉時代の猿樂の「能藝」に一大革命を興へて、今日我々が見るやうな能の骨子をつくり上げたのは、大和猿樂の太夫觀阿彌清次世阿彌元清父子である。而してこの能藝の大革命は、應永年間を中心として行はれたがゆえに、之を應永の猿樂革命と云ふのである。

三代義滿と世阿彌

應永猿樂革命が成功したのは、觀阿世阿父子の天才と努力にまつこと、勿論なれども、三代將軍義滿公の保護奨励と云ふことを忘れてはならない。義滿は、藤若兒（世阿彌の幼名）の天才と美貌を愛し、之れが動機となつて大和猿樂に對して特別な保護を興へたのである。これ以後能樂は幕府の式樂として其地位を確保した。これ迄寺院を頼うだ人として地位を維持してきた能樂は、將軍家始め武家を頼うだ人として、他の歌舞音曲を壓倒したのである。これらの事情については、後

章に於いて説述する。

第一章 謠

應永の謠

觀阿世阿父子は、從來の謠ひ方を古風なりとし、當時行はれてゐたいろ／＼の歌謠のうたひ方をとり入れて、新らしき謠ひ方を大成したのである。現在五流の謠ひ方はこれが洗練されたものである。其大要を觀察しておく。世子（世阿彌）が

世子の改良謠は小唄がよりなり

「謠は小唄がよりなり」

と云ふてをるが如く、小唄は謠曲中重要な分子をなしてゐる。小唄は當時の流行歌で之を早歌又は連歌と云ひ、樂器は小切子、尺八、カッコ、又は鼓を用ゐた。

申樂談儀云ふ。

くせ舞、小うたの差別有事を心得うべし。さるがくは、小うたかよりのみにて、くせ舞はかくべつなり。然共觀阿白ひげのくせ舞をうたひしより、いづれをもうたふ也。然共たどあげさげ斗にて、うちなりたるくせ舞だうの音曲にてはなし。かれをやわらげたるなり云々

謠曲中に含まれてゐる音楽要素

拍子は謠の根本

又日本語の佛法讚美の歌たる和讃も謠曲中に含まれてゐる。鎌倉時代に流行したる宴曲エンキョクの謠ひ方も謠曲中に含まれてゐる。其他今様、朗詠、曲舞、白拍子、琵琶、若少等ワカシヨウも謠曲に大きな影響を與へてゐる。けれ共、世阿彌の新謠は、彼れ自身「小唄がよりなり」と主張してゐるが如く、小唄の謠ひ方を少なからず加味してゐることを忘れてはならない。

世子は、曲附書キョクツケシマを著して、拍子は謠の根本なることを力説してゐる。「聲を忘れて調子を知れ調子を忘れて曲を知れ、曲を忘れて拍子を知れ」とは世子が最も力説した所である。うたひものである所の謠曲文は、拍子に依つて左右せられてゐるがゆえに、文法を無視した箇所があるのである。(謠曲本の句讀點の如きは最もよい例である)

節博士フシノカセに依つて本邦の音曲を分類すると凡そ二つに分つことが出来る。

- 1 折れ線式
- 2 ゴマ點式

この兩者の堺に位するのが宴曲であつて、宴曲以前の音曲は今様でも催馬樂でも何れも折れ線式である。一音一語を永くひいたのである。宴曲は、ゴマ節を多く含み謠曲に至ると、ゴマ節が非常に多いのである

ゴマ節が多い丈けに一語一語を永くひかない爲めに、文句の意味が分るのである。謠曲以後の音曲は何れもゴマ點である。

謠曲文の作者は誰れか

足利時代に於ける文學上の特産物は謠曲文と狂言文である。謠曲文の作者は誰れかと云ふことは大問題である。古來多くの學者は、

「謠曲文は當時の僧侶に依つてつくられたものであつて、能役者は作曲をした丈けである。」と主張してゐた。けれ共、世阿彌の遺著十六部が発見せられて以來、謠曲文の作者は多く僧侶であつたと云ふ説はやぶれてしまつた。現在五流で行はれてゐる謠曲は(觀世流の梅の如きは例外)

「觀阿彌世阿彌を始め當時の能役者が文章を作り、之れに曲附し、之れに型附けして一番の能と仕上げたのである」

世阿彌の代表作

世阿彌が當時の代表作として「末代迄」もと誇つた曲は、左の諸番である。

八幡、相生、養老、鹽がま、蟻通、箱崎、鶉ノ羽、盲打、松風村雨、百萬、ひがき女、さつまの守、さねもり、頼政、清常、あつもり、かうや、あふさか、こひの重荷、佐野の船橋、

泰山府君 以上 世阿彌作

小町、自然居士、四位少將 以上 觀阿彌作

靜、みちもり、丹後物狂 以上 井阿彌作

浮舟、柏崎 以上 榎並佐衛門五郎作

大永四年、吉田兼持編輯の能本作者注文によると、

世阿彌作 百五十五番

觀世十次郎作 三十二番

觀世彌次郎作 二十五番

金春禪竹作 十八番

金春禪鳳作 十九番

三條西殿(内大臣藤原實隆作) 二番

内藤藤左衛門作 三番

河上神主作 四番

竹田法印、細川弘源寺、音阿彌、小田垣能登守善徳の作として各一番宛

吉田兼持の能本作者注文

謡曲の番數

作者不明の分 八十八番

としるされてある。吉田兼持の作者別に對しては異論は免れないが、何れにせよ多くの作の中から、現在五流で謡はれてゐる曲が何度も何度もフルイにかけられて残つたのである。丸岡桂氏著古今謡曲解題によるも謡曲の番數の夥しい數にのぼつてゐることは明かである。云ふ迄もなく後世の作には能役者以外のものに依つて作られたものも多いのであるが、現在五流に於いて行はれてゐる謡曲は觀阿世阿以下の能役者に依つて作られたものである。(中には新作にあらこの意味から云つて、觀世世阿彌の如きは、世界的文豪の一人として認めることが出来るのである。ふして改作もある)

(1) 世阿彌の遺著能作書、曲附書、金鳥集は、特に研究を要するのである。

(2) 觀阿彌清次は能役者としては古今獨歩と稱せられた天才であつたが、謡曲文の作者としては子供の世阿彌元清の方がすぐれてゐたやうだ、觀阿の作に比して世阿の作は非常に多い。

(3) 應永の昔から、徳川の末期まで、舞臺に上せられたと否とを問はず一曲として、作り成された謡曲の數は、夥しい數にのぼるのである。大和田建樹氏は千十三番、松尾樂山氏が千七百三十七番と云ふ具合に諸家の調べ上げた曲數を集めてみると二千八百三十五番と云ふ多數にのぼる。(この中現存せる)これ共この中には、異名同曲も相當にあることは云ふ迄もない。(曲が千二百餘番)

足利期の番組

當時の能の番組の一二を左にしるしておく。

永享四年

「看聞日記」に三月十四日大光明寺地藏殿にて觀世が仕りたる猿樂のことを記し其目錄に、

十四日

みすゝ、かつほの玉(合甫)、すみだ川、三藏法師、自然居士、九郎判官東下向、(今の烏帽子折)、重衡(千手)、よこ山、井手玉水、曾我五郎元服(今の元服曾我)、しづか(今の吉野靜)

十五日

さかほこ、通盛卿小宰相事(今の通盛)、佐野船橋(今の船橋)、薦物狂、續櫻事、よろぼし()の中は著者が施した注である。

蔭涼日録寛正六年九月二十七日春日社祭禮の時の番組

トツカ、二見ノウラ(今の御裳濯)、浦島、小原野花見(今の小鹽)、克蘭キリ、打入曾我(今の夜討曾我)、梶原二度ノカケ(今の籠)、サネモリ、ナガラノ橋、星宮、誓願寺、ウカイ

山婆(山姥)

謡曲が如何なる方面から材をとつたかと云ふことも面白い研究題目である。平家物語、源平盛衰記、曾我物語、源氏物語、伊勢物語、大和物語、萬葉集、日本書紀と云ふ具合に廣い方面にわたつてゐる。これ丈けでも悠に一大研究である。大體のヒントをうるには、「觀世流改訂謡本別卷」があつらへ向きである。

謡曲文に、コトバの部分のあることは、特に注意せねばならない。

太平記の道行文は、美文として有名であるが、謡曲文の道行は更らに他の模す能はざる特徴をもつてゐる

第二章 能

大和猿樂の革命能は、一言にして云へば

「本來の猿樂能藝の手に、新座本座の田樂能、近江、丹波猿樂の能、延年、神樂、白拍子等其他方面から型をとり入れて新形式をつくり上げた」

と云ふ點にある。世阿彌は、女體及び天女舞は觀世の本色であるが、鬼神は近江より、狂ひは

革命能の特色

奈良十二權頭康次よりとり入れたと告白してゐる。世阿は「一曲即ち舞歌の二つを原素として、之れに詞と働きを加へて、應永の新能をつくり上げたのである。働きは世子の所謂「碎動力動であつてこれこそ革命能の生命である。」

世阿彌は

世阿彌の改
似革命能と物真

「よろづの物真似は心根なるべし。先づ其心根々々をおもひわかちての上の風情かゝり也」と云つて、物真似（寫實）に重きをおいてゐた。元來世阿以前の田樂及び猿樂の能は舞歌の二つよりなつてゐて、人情に遠く寫實にうときものであつた。世阿は之れに物真似と云ふ新形式を加へて、當時の世帯に適合せしめたのであつた。能の囃子は鼓（大）太鼓、笛、であつた。

世阿彌の應永猿樂革命に依つて、能の基礎は出來上つた。この後斯界の名手に依つて、洗練に洗練が加へられて大成したのが今日の能である。

世阿彌著五音曲條々、九位次第、二曲三體繪圖、能作書等を充分研究することが必要である。

第三章 能 狂 言

能と狂言と
の關係

能と狂言とは、其源流にさかのぼると、親子兄弟の關係がある。既に説いた如く、猿樂の本藝から出て發達したものが狂言であり、能藝の發達したものが能である。

かく歴史的に云へば狂言は本家格、能は分家格である。けれ共、世阿彌の能樂革命以來、能が本體であつて狂言は夫れに隸屬するに至つたのである。

猿樂本藝の「おかし（おかし）のしわざ」は、藝質の大部分を失つたが、狂言となつて其生命を新たにしたのである。狂言の由來する所は古いが、狂言文が作られたのは、足利時代である。これ玄惠（玄惠）法印を以て斯道の本原と認める説の行はれる所以である。（猿樂傳記、續視聽草）

いはゆるアイのウケ答へ、アイの語り等が完全になつて、能と狂言との關係をして密接ならしめたのは應永の猿樂革命である。

云ふ迄もなく、狂言は本邦文學史上、地の文抜き對話文の嚆矢として、はた上品なる滑稽文優雅なる諷刺文として千古不朽の價値がある。

狂言文の作者は、謡曲文の作者程に明かでない。玄惠法師が百六十番作つたとか、世阿彌と同時代の路阿彌（路阿彌）が作つたとか云ひ傳へられてゐる。玄惠（玄慧）法印は權大僧都に任ぜられたことが

能狂言文の
作者

文學史上よ
りみたる能
狂言

あり、後醍醐帝及び足利尊氏兄弟から尊重せられてゐた人で博學の僧であつた(正平五)。この人が狂言の詞を作つたと云ふ傳説は極めて自然的な云ひ傳へと思ふ。玄惠法印一人して百六十番作つたと云ふことはチトウけとりにくいことであるが、續視聽草や舊正録によると、

五十九番 玄惠法印作

七十八番 金春四郎次郎、宇治彌太郎二代の内作、

二十三番 作者不相知

狂言三流の中大藏流は、玄惠ゲンエ以來の直傳であつて、大藏家代々の人の中に作者がゐるのではあるまいか。

狂言文に依つて足利時代の社會状態を知ることが出来る。狂言文は國史學に於ける貴重な材料である。

第三編 足利時代の能樂

第一章 山田座の由來

竹田座と山田座

世阿彌の猿樂談儀に

「大和猿樂は河勝よりすぐにつたはる。近江はきのかみとて有し人のすゑなり。さて紀氏なり時代よくくたすぬべし。大和竹田の座とあいの座、寶生の座と打入々々有、竹田はこんほんの河勝よりの面など重代有、てあいの座は先は山田さるがくなり」とある。この他の史料と引き合はして考へてみるに、大和に於ける主なる座は、

竹田、てあい、寶生

の三座であつたことが分かる。竹田は聖徳太子と關係ある樂戸の流れで、家格は最も古いのである。即ち今の金春の家である。申樂談儀は、更らに

「伊賀の國、服部の杉の木(内?)と云ふ人の子息あゝたの中と(備中)申す人、養子にて有しが、

京にてらくいはらに子をまうく。子を山田小美濃太夫と云ふ。養子して有しが、三人の子を儲く。ほうしやう太夫、生一、觀世三人此人の流れなり」

と云ふてゐる。これに依つて寶生、生一、觀世の三人は山田小美濃太夫の子であつたことが分かる。寶生が長兄、生一が仲兄、末弟が觀世であつた。

竹田座(今春圓滿)
井座とも

山田座………太田備中——不明 寶生(外山とも)

養子 生一

山田小美濃太夫——觀世(結崎とも)

金剛(猿樂談儀に、こんがうは、まつ、たけとて二人かまくらよ)りのぼりし者なり。名字なし。猶たづねて記しておくべし)

山田座につ

山田座は一名寶生座とも云ひ、寶生觀世は今日迄連綿として流儀を維持してをる。二男生一の家は存在しない。(大阪の生一家は)山田座の觀世こそは、應永猿樂革命の主動者である。山田座と現在の能樂との關係は、かくも深いのである。

第二章 觀阿父子と觀世座の維新

應永猿樂革命の主動者である觀阿彌清次は、山田小美濃太夫の三男で、元弘三年に生れ、至徳元年五月十九日に駿河國で歿した。其月の二日に、静岡(府中)の淺間社で法樂の舞をまひ、府中滯在中に歿したのである。

觀氏家譜云

(1) 清次父は服部平元成と云て伊賀國の者なり。清次は其が三男にして後光嚴天皇の大御代、將軍足利尊氏公の時文和四年伊賀國松内と云所に生れぬ。初め服部元成三子を生。然るに春日大神嫡子に託して其子神に事へ樂を掌らしめよとの神の告げありしを父疑ひ思ひて可とせず。神の教へに隨はざりしかば、其兒やがて疾に卒しき。次男もまたゆけり。爰にしていと恐ろしく思ひて父母、季子を携へて大和國に入り頓て春日大神に詣で、其季子清次を獻じて神の託に報い奉りぬ。是より同國結崎村に移り住みて、やがて姓氏を更め在名を氏とす云々

(2) また觀世と云へる稱號は、もと清次の小名による所なり。さるは父元成清次と携へて大和國に移れる

時、觀音大士を崇敬するが故に、まづ長谷寺に詣て慈子清次の安穩を祈りぬ。路にて一人の僧にあふ。僧視て云。汝が子孫世の音聲を觀するに宜しからんと云ひて忽ち姿を見す。父意に謂ふ。僧はすなはち大士にこそはましますべけれどと思ふが故に其金言により觀世丸と名づけし所の小名に依れる稱號なり云々

清次は、能樂の天才である。然れ共、彼れの革命能が、社會上藝術上、確固たる地位をとるに至つたのは、將軍義滿公の後援の然らしむる所である。清次が義滿公の優遇を辱ふするに至つたのは、永和四年の今熊野の猿樂の時であつて、四十有餘歳の時であつた。其時清次の長子世阿彌元清は、十二歳の少年で藤若兒と稱してゐた。義滿公が、藤若兒を寵愛したことは尋常一様でなく、後愚昧記に

「大和猿樂兒童自去頃大樹寵愛云々」

としるされてゐる程である。要するに藤若兒が義滿から、一方ならぬ優遇を蒙つたと云ふことが、大和猿樂の革命をして社會的にも藝事的にも成功せしめたのである。藤若兒後の世阿彌元清は之より永享年間に至る約六十餘年間に、今日の能樂の基礎をつくり上げたのである。當時の時代相から考へてみて、義滿と藤若兒との間には男色の關係があつたとみることが出来る。年若く

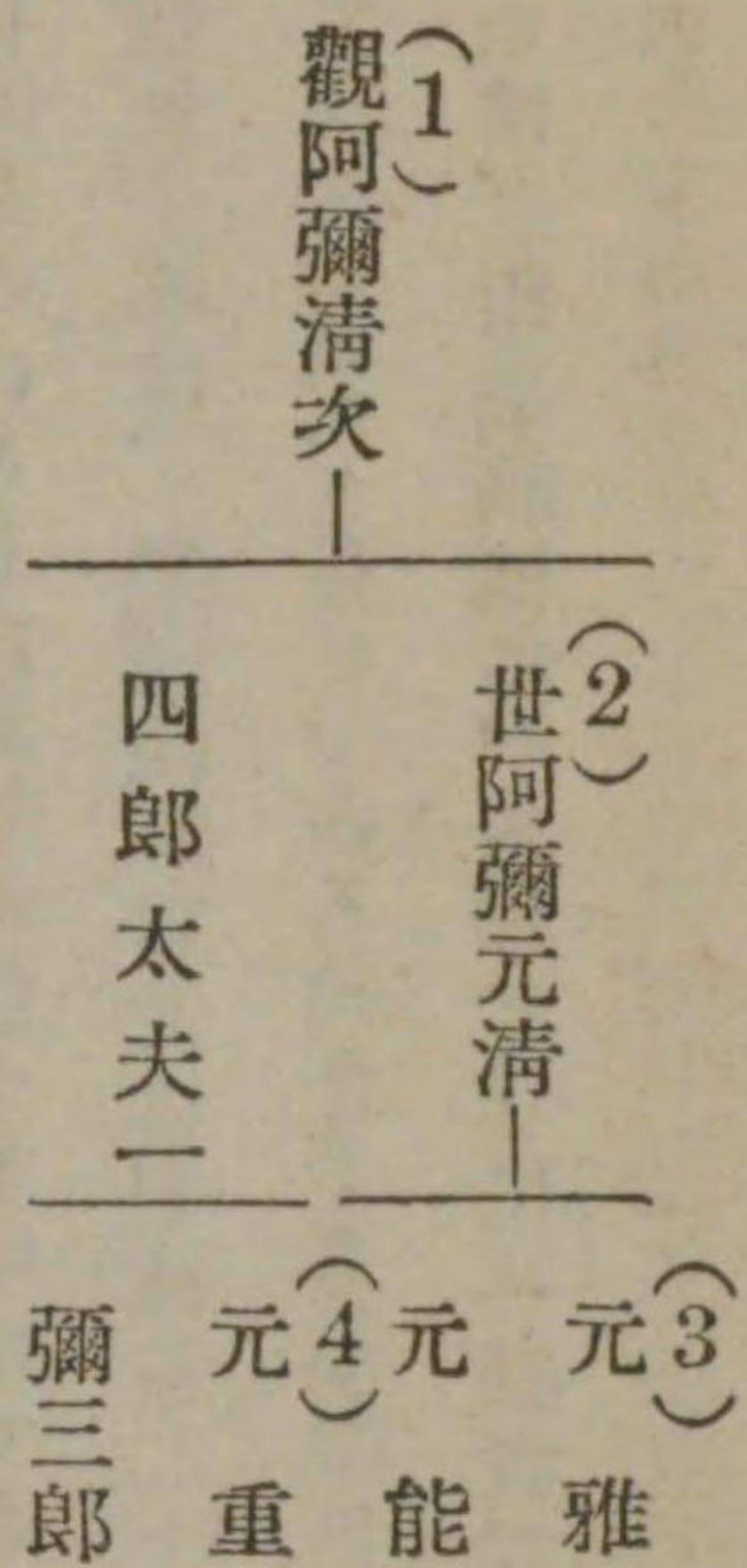
世阿彌の家

美麗なる能役者が頼うだ人との間に男色關係のあつた實例は幾多ある。

清次には二子あり、長男が世阿彌元清、次男は四郎太夫(四郎左衛門)であつた。四郎太夫の長子は元重(後樂頭職)次男は彌三郎(サボロウ)であつた。世阿彌の老後に觀世座に一維新があつた。藝事上で成功した世阿彌は家庭的には老後に及んで悲惨であつた。元清に二男一女があつた。十郎元雅(モトマサ)と元能(モトシゲ)で、女子は金春氏(コンバウジ)信へ嫁した。この時婿引出物として松風の謡を送つたと云ひ傳へられてゐる元雅は父に似て斯道の天才であつたが、惜しい哉永享四年に父に先き立つて病歿した。世阿彌は「思はざる外、元雅早世するに依つて當流の道絶えて、一座既に破滅しぬ」と云ふてゐる。悲嘆の程が目に見えるやうである。元能の歿した年月日は不明であるが、父に先き立つて歿したことは世阿彌ののこした記録に依つて明かである。

觀世系圖の誤り

觀世系圖は、樂頭職から元雅を抹殺してゐる。世阿の次ぎに元雅が樂頭となつたのであるからして其次ぎが、元重であるべきであるのに、之を逸してゐる。元雅が三代の樂頭(家元)となつたことは、申樂談儀に、永享元年に「觀世太夫元雅」と明記してあるにても知られる。



観世家の系圖は、元重を観世家の三代としるしてをるが、夫れは誤りであつて、元重は實は四代なのである。

世阿彌の配流

老後の世阿彌の境遇は、悲惨であつた。元雅の早世につゞいて樂頭職は甥の元重にうばれ、自らは七十餘歳の老體の身を以て永享六年に佐渡ヶ島に配流せられた。(元雅の樂頭職が観世家譜から抹殺された事情は、これに依つて明) 世阿彌が配流せられた原因は、明かでないけれども、甥の元重との軋轢にあつたことは云ふ迄もない。元重(音阿彌)は、氣むづかしやの將軍義教にとりいつて、樂頭職を奪つたのである。世阿彌は佐渡在島數年の後赦免せられ、白山禪定(ハクサンゼンジョウ)をして世を去つたやうである。(世阿彌著金鳥書を参照すること)

之を要するに観世座は、永享五六年の頃に一維新をへたのである。之れが爲めに世阿彌の系統は破滅して、甥音阿彌元重が樂頭をつぎ、其系統が今日迄つゞいてゐる。

世阿彌元清は、今日の能の基礎をつくつた天才であるばかりでなく、謡曲文の作者としても、文豪の中に加へらるべき人である。

(1) 淺野氏観世家譜云ふ。
はじめ元清豫て十郎元雅が用にたらざるを知て、弟四郎太夫が嫡子、三郎元重を養ひて後となさんとするに、元重辭して云ふ。正統を廢して疎棄を立んはいと不祥なり。十郎元雅現にあり、何ぞ胤嗣を棄てることやあると否めども、元清は元重が才を愛するが故に、強めて業をつがしめぬ」
右は妄説である。世阿は長子元雅に「元雅ならでは當道をつくべきものなし」と迄依頼してゐたのである。

(2) 然るに元清は、聳氏信が才を愛して、嫡子元雅を退けぬ。元雅父の偏愛なるをうらみて、弟七郎次郎と俱に同國越智村に別居しぬ。夫より邑名を以て氏とし、越智十郎太夫と稱號しぬ。これ世に越智観世と稱同せり(この座二代ばかりありて跡絶ぬ)

元清が氏信の才を愛し、元雅と氏信の仲が親しかつたことは、七十以後口傳に「元雅早世するによりて當流の道絶えて一座既に破滅しぬさる程に嫡孫はいまた幼少なり。爰に金春太夫、藝風の性位もたゞしく道をまもるべき人なれども、いまた向上の大祖とは見えす。藝力のこゝつもり、年らしい時節いたりなば、さためて異中の異曲の人とやなるべき、それまでは世阿が世命あるまじければ、恐らくは當道に誰れありて、いんがの譜見をあらはすべきや。但、元雅はこんはるならでは當道の家名を、後世にのこすべき人體あらずとおもへるやらん。一大事の秘傳の一卷を、金春に一見をゆるしけるとや云々」とあるに依つて明かである。世阿が、氏信を偏愛したが爲めに、元雅が父をうらんだと云ふ事實は甚しき妄説と云はねばならない。

(3) 元清については澤山の逸話が傳はつてゐる。

「世阿は技藝は云ふ迄もなく、文學をはじめ諸道に通達して頓智自在の廣才なりしがゆゑに、禪機を好んで、一休和尚の參徒なりしなり。或時公方の御伽申せし時、何にても謠曲一章作りて差上よとの仰有りしに、次ぎへ退きてしばし案じてありしが、やがて浮舟の謠を作りて奉りぬ」

(4) 世阿彌は佐渡在島中に、定家葛、三輪、三井寺、熊野、東北、檜垣、井筒の七番を作つたとも、



(佐渡七番) 或は之れに松風芭蕉山姥の三曲を加へて十番作つたとも云はれてゐる。(佐渡十番) 又正名
閑言には「元清流干佐州數年矣、自作品曲十首、請僧一休撰焉、世號之曰佐渡十首、一休上諸廷、帝詔以
赦之」とある。一休云々のことは、信じ難いが佐渡に於いて作曲したことは事實とみることが出来る。

第三章 四座の由來

金春座の由來

觀世實生、金春、金剛と四座の中では竹田座の金春が最も古い、申樂談儀にも「竹田は根本の河勝よりの面など重代有云々」とかゝれ、應永當時既に認められてゐたのである。

「猿樂と云ふは金春が家根源なる故に、翁渡しの傳授、今に至りて代々子孫に傳來す。今春式部氏信は大和の人なり。(猿樂傳記)氏は竹田後に禪竹と號す。本姓は秦にして、秦川勝氏安も皆其先祖なり。大祖川勝より氏信に至る迄四十世と云ふ(閑言上解)」

金春系圖に隨へば初代は大津父で、「秦氏、山背國紀伊郡深草の里の人、欽明天皇の朝、大藏省に奉仕す」とある。三代目が普通猿樂の權與と云はれる河勝である。十二代羽鳥(弘仁年中)の時から雜樂を以て春日社に仕へた。大津父より廿一代氏安の時から竹田邑に住するに至つた。こ

れ竹田座の起因である。要するに竹田の金春が由緒深き家柄であることは疑ふべき餘地がない。世阿彌時代の金春の大夫は、氏信ウヂノブ（禪竹）と云ひ、世子の女婿となり共に能樂革命に従事したのである。

金剛座の由來

金剛座は竹田座系であることには異論はないけれ共、家の由來は明かでない。申樂談儀に金剛流の先祖は松竹と云ふ二人の東國より上りしものなり。名字なしとある位で、應永當時既に不明であつたのである。今にして尋ねるによしなしと云ふありさまである。法隆寺附近の坂戸に住してゐた。

寶生は觀世より分れ、金剛は今春より分る。何れも家業は本家より受け、觀世寶生を上げ、今春金剛を下が、りとすと云ふ。（正名闕言上解）

(2) 金春金剛は奈良に住して、京都の御用には罷上る。觀世寶生は京住して、在ながら直ちに相勤る是よりして觀世寶生を上げ、りと云ひ、金春金剛を下が、りと呼ぶ。（猿樂傳記）

然るに、金剛系圖には、

初代 中皇子

人皇三十代、欽明天皇御代の人にして、坂手真人の祖なり。

とあるが、これ皆妄説である。

山田座

山田座の起りは竹田座程に古くはない。山田座は大和國磯城郡山田シキゴウリヤマダにあつたもので其分れにてあいの座（磯城郡阿部にあつたので阿部座と云ひしものか）があつた。山田座ももとは、秦氏であつたと思はれるが、伊賀國服部姓の太田備中を養子としてゐるので、伊賀平氏の血が混入した。小美濃太夫の三子の中寶生は寶生座を、觀世は觀世座を立てた。これらの中、應永猿樂革命の中心となつて働いたのは觀世であつて、他の座は之れと協力して働いたのであつた。これが爲め觀世が樂頭職となつて時めくのである。山田座嫡流である所の寶生は、弟家に株を奪はれて、當時甚だ振はなかつた。

第四章 大和四座と手猿樂

手猿樂の意義

足利時代には、大和猿樂四座以外の猿樂各座を手猿樂テサルガクと稱してゐた。手猿樂の手合は始めの中は、本來の藝風を守つてゐたが、時代にそはないので、各座の悉くが、大和猿樂の藝風を眞似たのである。

永享年間に、觀世座には一維新があつて、音阿彌が樂頭職をついだが、彼れも非凡の士で、よく大和四座を統一し、手猿樂、田樂に對抗して其地盤を固めていつた。

大和猿樂の革命能は、當時の世情に適合したのと、將軍家始め貴族の後援とに依つて着々とし、て其地盤を固めた。

猿樂長者權の賣買

手猿樂の中で、そゞろあはれをとゞめたのは、丹波猿樂の矢田本座で、龜山院から賜つた「猿樂の長者」權を音阿彌に譲り渡してしまつた。音阿は、猿樂の長者權を買收して家の格式を向上させたのである。後には近江丹波猿樂家で、四座の何れかへ流れ込んだものも多い。

手猿樂の團體は、弘治永祿頃に十六あつた。其中、日吉、梅若、春日等は何れも四座に流れ込んだ。

革命能と田樂

鎌倉時代を通して猿樂を壓倒してゐた田樂は、應永以後世阿一統の猿樂に壓せられて振はず文安の頃福井丸と云ふ名人が出現しても頽勢を挽回することは出来なかつた。寛正頃に至ると、田樂師は本藝は二段で、貴族の扈從として僅かに生活を維持してゐるにすぎなかつた。

- (1) 常陸金砂權現の祭禮では七十三年毎に大田樂、七年毎に小田樂を行つてゐる。(白石手簡)
- (2) 寶曆五年二月、五月、八月の三度にわたつて和泉和泉郡大津村家原寺久藏院より幕府に上進せる

能と幸若舞

田樂法師由來書は熟讀する必要がある。この時代に起つた幸若舞は、能樂とは別の意味で、當時の貴族の間に行はれてゐた。けれ共勢力は能樂には及ばなかつたのである。

此章の題とはそはないが、序でに説明しておきたいことがある、現在各流の間には儼然たる區別があつて、各流互ひに銘々の領分を固守してをる。「應永當時からかゝる状態であつたか如何か」と云ふ點について述べておく。世阿彌の時代に於いては、世阿の改革能が中心であつて、他の座はこれにしたがつてゐたのであるからして、四座とは云ふものゝ、藝風は殆んど同じであつたのである。而して、シテワキの如きも各々専門家があつたのではない。

申樂談儀に「南都雨喜びの能のこと、永正十一年戌のとし十月廿八日の能、ワキはくじなり、この時のワキ、トヒにとられてワキをやる云々」とあるが如く、各座共同して一番の能を勤めたことがある。然るに、時のたつにつれて、金春方とか觀世方とか云ふ主張が濃厚になり、つひに流儀々々に依つて主張や型式を異にするに至り、座風を固定確立するに至つたのである。随つて足利時代を通じて、四座の間の關係は融和してゐたのである。當時に於いては、四座が協力し

應永當時は四座の藝風は同じであつた

四座協力一
致の實例

て互ひに授けあつてゐたのであつて、之れに對しては幾多の史料がある。

觀世太夫元廣モトヒロの第四子は、寶生家へ養子して名人小寶生コホシヨウの名を唄はれた。小寶生の後に出た寶生太夫道喜ミチキは金剛座の名人所謂鼻金剛ハナコウの未子で小寶生の女をめとつて寶生をついだのである。前述せしが如く、世阿彌元清の女婿は金春氏信ウシノブである。氏信ウシノブ（禪竹）から三代目の名人元安モトヤス（禪鳳）は觀世元廣を女婿にしてゐる。隨つて禪風の息金春七郎喜昭ヨシテカは觀世元忠モトタケ（宗節）や小寶生の伯父に當つてゐる、この例に依つて知らるゝが如く、觀、寶、金春、金剛の四家は、婚縁に依つて深い關係をつくつてゐるのである。又金剛座の七太夫（順慶）は元來喜多家の人で七太夫で通つてゐた人だが、金剛太夫（日吉）彌一ヤイチが歿して實子右京が幼少であつたので、金剛座へ入つて太夫となり、右京成長の後退隠し、喜多へ歸つて七太夫と名のつた。かく一流から他流へ入つて其正統をついだ例もある。又此七太夫は、金春太夫安昭ヤステカの女婿であり、寶生太夫九郎右衛門クノエモンや金剛右京コウゴウウキヨウの後嗣孫太郎マコトにも教授してゐる。又金剛座の太夫金剛孫太郎の歿後、其繼嗣がなかつた時には、豐臣秀吉の御聲が、りでワキの名人金剛又兵衛アタベエが太夫をついだこともある。又觀世座の小鼓の名人觀世九郎豐次クノエトヨシは、觀世宗節カニセソウセツの歿後其子左近太夫サコノエトシノブ身愛ミアイに能を教へたこともあつた。これらの事情から見

て、各流の流風が確立して互ひに犯すべからざるものとなるのは、徳川氏の天下になつてからであるといふことが出来る。（夫れ以前に漸次各流各々特色をつくりつゝはあつた）

第五章 四座の形勢

觀世座は、四座の樂頭として足利時代を終始したのであつた。觀世家系圖に隨へば、三代であるが、實際は四代目の樂頭職をついだ音阿は、世阿同様大和猿樂の發展と普及に對して努力したのであつた。彼れ一生を通じての盛儀は永享五年四月の勸進能と寛正五年の勸進能であつた。前者は樂頭職をついだ披露能後者は鞍馬寺再興費寄附の爲めに催うしたのであつた。

觀世累葉履歴云ふ。

文明五年癸巳六月廿二日終、海潮院梵譽音阿、

觀世世譜云ふ。

元重は文明五年六月二十二日行年七十六にして卒しぬ、山城國綴喜郡新村なる酬恩庵に遺骸をば葬れり、此時一休和尚引導の文に云ふ。

音阿彌一代
の盛儀

音阿の歿年
について

一休宗絶 音阿彌下火

邯鄲旅客榮花枕 江口美人歌舞船

這是家傳眞面目 六輪一路轉風流

文明五癸巳六月二十二日

法名 海潮院梵譽音阿宗聲大居士

古來音阿の歿年は文明五年と云はれてゐるが、之れは誤りであつて、應仁元年正月二日であつた。夫れは大乗院雜事記應仁元年正月十三日の條に

「一觀世三郎(法名音阿) 去二日入滅云云、」

とあるに依つて知られる、又四世又三郎政盛の歿年も觀世家譜には文龜元年十月十五日としてあるが、之れも誤りで、實は文明二年五月廿二日に、室町殿で猿樂を勤め其後頓死したのである（大乗院雜事記） 以上は一例ではあるが、猿樂家の云ひ傳へには、可なり大きな誤りがあるのである 研究者はこの點に留意せねばならない。

音阿以後歴代の太夫、何れも樂頭としての責任を果たしてゐた。各太夫については何れも相當

の記録が残つてはゐるが、一々はしるさない。

六世四郎元廣

六世四郎元廣(幼名鬼若丸、後)は金春八郎元安(モトヤス)の女を娶つて四男一女をあげた。長子十郎家藝

を好まず武士となつたので、家の藝は元忠(モトタケ)がついた。四男四郎重勝は寶生將監一閑(世に鼻高寶)

の養子となつて小寶生と云はれた。小寶生重勝に一男一女あり。男子元尙は觀世家七世元忠(モトタケ)

(入妻帶せず)の養子となり觀世家八代の樂頭職をついた。小寶生重勝は「我が花傳書は金春七郎な

り」とて金春の藝風を慕つてゐたと云はれてゐる。

清次1—元清2—元重4—政盛5—元重6—元廣7

—元雅3(三代をつぎしも觀世家系)
—元雅3(三代をつぎしも觀世家系)
—元雅3(三代をつぎしも觀世家系)
—元雅3(三代をつぎしも觀世家系)

氏信と一休和尙

金春氏信(ウシノブ)禪竹は、世阿彌(セアミ)の女婿となつて藝をみがいた。音阿彌(オシアマミ)が氏信の岳父世阿彌を陥れて樂頭職をついだ時、氏信と音阿彌の感情上には行きちがいを生じたが、藝事上に於いては依然として提携を怠らなかつた。彼れは應仁二年に歿する迄數十年にわたつて能界に貢献した。一休禪師(イツキウ)に帥事して修養を怠らなかつた。應仁二年三月、かの骨皮入道(コッピ)の兵火の爲めに、稻荷社が火災に

かゝつた時には、正しく薪の山居に移り一休禪師に侍座してゐたのである。一休和尚年譜に「應仁二年戊子秋、書示多福庵禪師（原註、薪在之、今春太夫也）法語一通」と見えてをる。

氏安より二十六代
長 光太郎—毘沙王次郎

次 毘沙王權守—

三 千徳

金春權守—金春彌三郎—氏信

（氏信は庶流を以て毘沙王次郎の後をうけ金春座を中興した）

（1）桃華老人（一條禪閣兼良の隠號）は文明三年に禪竹の子元氏（宗）に、圓満井座の系統、猿樂の由來、禪竹の遺事等を書いて與へた。これに依つて見ると氏信父子が當代の鉅公名門に優遇を蒙つてゐたかゝ分かる。

（2）氏信が妻は嫉妬深き人なり。病死しぬ。其後毎夜さきはき髪なる女の白衣を衣て、桶の上に立て、初はなき後は笑ふ。みる人肝を消し、氣を失はずと云ふことなし。一休あはれみて一偈を作り氏信に示さるは、江口の上端より後を唱ひ、其後此偈となへなば、亡靈來らじとの給ふ。果してそれより亡靈も來らざりしとかや、世に云ふ江口の偈之れなり。（正名闕言上解）

（3）俗に江口山姥は一休の作曲と稱すれども、誤りである。

金春元安（モトヤス）（禪鳳（ゼンポウ））も名人と云はれた人であつて、其主催にかゝる永正二年粟田口勸進猿樂は、史上著名なものである。

名人鼻金剛

金剛家は、既に述べた如く、由緒浅き家柄であつたので、この時代を通じて四座の中で、一番勢力をもつてゐなかつた。この頃から働き能を得意としてゐた。特に十二代氏正（ウシマサ）（鼻金剛（ハナコングラウ））の如きは、家の藝道成寺に新工夫を加へて、妙技をうたはれてゐた。

（4）鼻金剛と云は、坂戸兵衛宗悦と云ふ。此人瘡毒を疾て鼻はれ聲鼻に入ると云ふ。（正名闕言上解）

第六章 足利幕府と能樂

猿樂は貴族本位

永和四年の今熊野の猿樂以來大和猿樂は將軍家の保護をうけるに至つた。幕府が能樂を武家の式樂として保護奨勵した關係からして當時の大名貴族は、何れも競ふて能樂に心酔した。永和四年以前には、猿樂は寺社を頼うだ人としてゐたのであるが、夫れ以後は將軍家及び當時の貴族を頼うだ人とし寺社は従たるものとなつた。かゝる事情からして大和猿樂は、貴族本位であつた。

いふに、幕府の保護は、貴族本位であつた。

大和猿樂の
恩人

世阿彌の花傳書に、「申樂は御貴人の御出を本とすれば早く御出ある時やがて初めずしては不叫云々」とあるにて、對貴人策はうかゞひ知ることが出来る。大和猿樂の恩人は三代義滿將軍であつた。義滿は性來猿樂を好んだのであるが、藤若兒（世阿彌）を寵愛して以來熱心に觀阿世阿父子の改革能を保護したのである。義滿は能作のことに迄干涉した程の熱心さであつた。

御謠初の式
と御成能

足利家では、毎年一月四日に御謠ひ初めの式を行つた。當時能役者は、將軍家の御前で能を勤める以外暫々大名方に招かれて能を演じた。幕府の權力の旺盛であつた頃には、諸大名はしきりに將軍家を招いて御馳走の餘興として能を御覽に入れた。將軍義教が赤松滿祐の邸へ招がれて觀能中（曲は鴉ノ羽）刺殺されたことは有名な話である。かく役者は貴族を頼うだ人としてゐたが、寺社にも奉仕してゐたことは云ふ迄もない。南都興福寺南大門の薪能は、猿樂の一大儀式であつた。

(1) 南都にて春日の神事、薪の能に翁三人毎年出る。千々尉延命冠者の有形にて今翁三人は、四座の太夫銘々の名代なり。四太夫兩人宛、冬年より登りて十一月の神事を勤め夫より二月の薪の能迄勤む。觀世は公儀の御太夫につき、罷上りて神事を不動、依之三太夫のみにて、兩人づゝ毎年登り勤之（猿樂

傳記）註十一月の神事は春日若宮の御祭禮である。

(2) 南都薪の御神事は、昔は時節定らず夏などもありしなり。されば猿樂なかりし程に清次を召されて御糺明あるべき由ありし時、仔細を申す。その時より、げにも申樂かんにんふびんとて二月になさる（申樂談儀）。「清次の時より二月と云ふことに定まつたのである。」

當時の能太夫の生活は、所領からの収入、御能を勤める際にうくる録物が主たるものであつた。大和猿樂の藝風を眞似して新生命をひらいた手猿樂の各座は、地方の大名を或は寺社を頼うだ人としてゐたのである。世は戰國時代となるや、大和四座の猿樂師も地方の豪族を頼うだ人として藝道を維持したのである。（寶生家が小田原北條氏を頼うだ人として、經濟上に於いて、流儀を維持したが如きは一例である。）
室町殿中のお能に就いて二三心づいた點をしるしておく。

(1) お能係、將軍家は素より諸侯の邸にもお能の係がゐて一切を掌つた。將軍家のお能係は大内問答を著した伊勢貞丈であつた。
(2) お能の時庭上に三人宛二側に走衆と云ふものが控へてゐた。之れは庭上の監督で、將軍家其他が役者への纏頭として素袍などぬぎ與へる折りには、萬事其所置をとつたのである。

能樂者の收入

(3) 當時の燈火は蠟燭と篝火であつた。蠟燭は御供衆オトモシユの役、篝火は走衆の役であつた。將軍家は晝間は御簾をかけて其内から能を御覽になるのだが夜は、御簾をまきあげさせるのが例となつてゐた。

(4) 此時代には能がすむと役者に纏頭を授けるのが例となつてゐた。詳しくは大内問答を見れば分かる。

(5) 當時番數は通例七番であつたが、番數以外に別に曲を所望することがあつた。是を乞能コイノと稱した。

戦國の武將の中にも、陣中に於いて能樂をたしなんだものもあつた。例へば松永久秀の如きは能樂野ノ宮の囃子を舞つて最後を飾つた。南海治亂記ナンカイジランキは左の如く記述してゐる。

「久秀これより事終つて猿樂のハヤシを初む。諷は野ノ宮也、キリに成、火宅の門をや出ぬらん、火宅の門と云ひおはるとひとしく、天守に火を放ち、尸も見えず焼失す。誠に討つものも討たるゝ者も一時なり」

と、戦國陣中に於いて流行したものは男色であつた。猿樂の美童は、陣中になくはかなはぬものであつた。天正三年九月信長が不破河内守、佐々内藏助、前田又右衛門に與へた法令の中に「子ドモ令寵愛猿樂遊興見物可停止事」

松永久秀の最後

東山時代と能美術

とある。之れがすべてを物語つてゐる。

八代將軍義政ヨシマサ公の東山時代ヒガシヤマジダイは美術工藝史上一時期を劃してゐる。この時代は能樂の盛んに行はれた時代で、能の衣裳、能面等著しい進歩を示してゐる。

第七章 勸進猿樂

勸進の意義

勸進能カンジンノは足利時代を通じて暫々行はれた。勸進とは、もと僧侶などが堂塔佛寺等建立又は修覆の爲め、普く信徒より錢物を集めるの義である。勸進猿樂の精神も之れと同じで、「堂塔佛宇建立の資を興行の収益の中から、寄附しやう」と云ふにあつた。けれ共足利氏の末頃からは、名義丈けは勸進能であつても、實際的には利益一方に傾いてきたのである。降つて徳川時代に至ると勸進の意義は全く失はれて、太夫の儲け仕事となつてしまつたのである。

足利時代に行はれた勸進猿樂の中特に有名なもの二三に就いて記しておく。永享五年祇園塔婆供養の爲めに觀世三郎太夫が糺河原で催うした勸進猿樂は一代の盛儀と云はれたが、此時には、將軍家を始め青蓮院の宮、梶井の宮、管領諸大名が見物した。

永享五年の勸進能

寛正五年
糺河原の勸進

寛正五年に法印善盛(九十八歳一説)に八十九歳が、觀世音阿彌觀世太夫又三郎の援助の元に、糺河原で三日間勸進猿樂を興行した時の盛事は、糺河原勸進申樂記、長録寛正記、蔭涼軒日録其他に詳しく書かれてある。この時の棧敷は六十三間で、將軍家を始め諸大名、宮様方が見物した。將軍家は御小袖を御ぬぎなされて觀世太夫に與へ、諸大名は祝ひものを與へてゐる。この時觀世太夫は三十六歳、音阿彌は六十七歳であつた。

糺阿原勸進
能の番組

初日(四月五日)

相生、八鳥、三井寺、邯鄲、源氏供養、丹後物狂、鶉飼、

狂言 三ノ丸長者、猿引、かくれがさ、鉢たゞき、懷中、八幡の前

(曲目については諸書多少の異同はあるが、一々はあげぬ。)
(此日將軍家は午後御成)

二日目(四月七日、朝小雨が降つてゐたがまもなく晴れた。二日目は最初から七日と決してゐたのである。六日は偶然にも雨であつた。)

鶉飼、敦盛、山姥、春近、松風村雨、自然居士、懇ノ重荷

狂言 ひげかいだて、蚊、大か小か、鬼のまめ、いもじ、じしゃく、

(此日將軍家は能終つて、畠山政長邸へゆかれ、こゝで觀世太夫に下されものがあつた。)
初日には能終つて細川勝元邸へ御成りされた。

三日目(十日)

白樂天、誓願寺、箱王曾我、實盛、二人爵、四位少將、碓、放下僧、杜若、櫛ヶ原、養老、名取老女

狂言 三本柱、こよみ、あさひな、茶がき座頭、腹鼓、わかめ、入間川、馬太刀、

見るむこ、十番わらうち、からかさのしこうく、餅くひ、

(能終つて將軍は斯波義廉邸へ御成なされた。能役者役人達皆御供した。翌十一日には棧敷は取こわされた。)

此糺河原勸進猿樂の舞臺の橋が、よりは正面に眞直についてゐて、特にかはつた形式であつたがこれは一事的の現象であつた。(この當時は、大體現在の如き能舞臺であつたが、この時は何かの都合で、古い形式にしたがつたものと思はれる。この事は、實録抄一舞臺定まりのことを見れば推察しうる。)

粟田口の勸
進能

この勸進猿樂については永正二年に金春太夫が、粟田口で催うした勸進猿樂が有名である。この時には晴天四日間行はれた。

第四編 安土桃山時代の能樂

第一章 織田信長と能樂

群雄割據、弱肉強食の世の末に、東海の天地に織田信長と云ふ英雄があらはれた。信長は桶狭間（實は田樂狭間）一戦に、今川義元を打ち破つて以來、破竹の勢いを以て天下平定の大業に従事した。不幸にして其身は、大業半にして明智の爲めに弑せられたが、しかも其功績は永世不朽である。

信長は桶狭間出陣の時「人間わずか五十年、化天の内に比ぶれば云々」と幸若敦盛の曲を謡ひ舞つて士氣を鼓舞した。信長は幸若舞に興味をもち、興起れば起つて舞ふを常とした。けれ共彼れは天下平定の大任を負うて身に寸暇なかつたので、幸若や能樂を奨励する丈けの餘裕はなかつた。

信長と幸若舞

信長と能樂

永祿十一年、信長參内の折り、觀世太夫に被仰付て、信長を慰めやうとの思し召しから十三番の番組が、定められた。然るに信長は之をきいて「諸國の干戈未だ定らず、危きを忘れ、悠々としてあるべからず」として十三番の能を五番に縮めさせたと云ふことであるけれ共この一事を以て信長は能樂に興味をもたなかつたと速断してはいけない。天正十年五月十九日には手猿樂の大一座梅若及び幸若を召して、技藝を競はしめた。この時四座の能は見あきたと云ふので特に梅若を召したのであつた。これを以て見るも信長は決して不風流漢ではなかつたのである。（この結果は賞賛して梅若能をほめなかつた。）四座の能樂にとつて最も危険な時期は、信長の時で、一時頼うだ人を失つたとも云ひうるのである。

第二章 豊臣秀吉と能樂

秀吉は、主君信長に仕へてゐた頃から、能樂に興味をもつてゐた。秀吉は、金春流の能を學んだ。金春太夫の弟子吳松新九郎を愛して、主として彼れから能を學んだ。

秀吉と吳松新九郎

秀吉新能を再興す

秀吉は、一度びすたれた薪能を再興した。更らに天正十五年以來、年々正月二日に謡ひ初めの

秀吉陣中の能

式を行つた。この時、金春太夫は、四座を代表して「四海波」を謡つたと云ひ傳へられてゐる。此頃觀世太夫は、徳川家康の優遇をうけてゐたのである。(太閤記卷十、筑紫陣御觸のことの條参照)

秀吉は、天正十八年小田原北條征伐の時にも、朝鮮征伐の時にも陣中で能を催うして、英雄閑日月ありとすましてゐた。肥前の名護屋の陣中へは金春太夫觀世太夫吳松新九郎其他の役者が伺候してゐた。この間太閤は新九郎に就いて弓八幡を始め十五六番の能を學んだと云ひ傳へられてゐる。名護屋本丸に於いて催うされた能の番組は現存してゐる。上太閤が能樂を奨励したので、之れに屬する諸大名達は、競うて能樂の稽古をした。之れが爲めに信長時代に一時衰へた能樂は再び盛んとなつた。

秀吉好んで舞臺で演技す

太閤は、自分自身好んで能を舞つたのである。能會の折りなどは一人で三番も四番も能を演んじて家臣達に見せた。其熱心なことは驚くばかりであつた。晩年には、謡曲を新作して、金春太夫に節附と型附をさせて自ら舞つた。新作中得意のものは、吉野花見、高野詣、明智、柴田、北條征伐の五番であつた。

太閤内裏にての能度々のことなり。其頃謡作りて、明智討ち高野詣などいふあり。高野詣には大政所の

文祿二年の大能樂

幽靈出で給ひて、あら有難の御弔ひやといふことあり。(老人雜話下)

文祿二年十月五日から、三日間紫宸殿前の大舞臺で大能樂を催うした。この時の演者は吳松以外は悉く大名方で、一日に十數番を演じたのであつた。第一日丈の番組を左に、

- | | |
|------|---------------|
| 式三番翁 | 吳松新九郎 |
| 弓八幡 | 秀吉公 春藤六右衛門 |
| 末 | 廣 民部卿法印 |
| 芭蕉 | 秀吉公 山岡如犬 |
| 今 | 參 大藏彌右衛門 |
| 皇帝 | 秀吉公 甲田帶刀 |
| 酢 | 薑 長命甚六 |
| 源氏供養 | 加賀大納言利家 山岡如犬 |
| 清 | 水 鸞 三之丞 |
| 千壽 | 岐阜中納言 新庄東 玉入道 |
| 柿山伏 | 新庄駿河守 |

野	官	德川大納言家康	淺野彈正小彌
	金	直長命甚六	
羽	衣	丹羽中納言秀勝	春藤六右衛門
	瓜	盜人	大藏彌右衛門
山	姥	秀吉公	下村宗巴
三	輪	秀吉公	下村宗巴

秀吉利家
康三人で耳
引を演んず

第二日目には、秀吉は家康利家とを相手として能狂言耳引を演んじてゐる。文祿四年五月十五日には太閤の沙汰で、禁中に於いて能が催うされた。(孝亮宿禰記)

秀次と能樂

太閤の養子秀次は非業の死をとげたが、生前頗る能樂を愛好した。元來秀次は文學、書畫道に深きたしなみあり、私費を投じて當時の學者を集めて謡曲百番を校正註釋せしめた。この註本は慶長年間に活字本となり後には木版にもなつた。謡抄、或は謡曲古抄と云ふはこれである。(梅村載筆、言經卿記)この業に従事した學者は、鹿苑院俊長老、南禪寺三長老、相國寺兌長老、東福寺哲長老、建仁寺雄長老、(以上僧侶)吉田兼見、(以上神道家)山科言經(有職家)等であつた。

能美術の發
達

太閤は、能樂を奨勵したと同時に、美術工藝をも保護した。この當時能美術(裝束、面其他)の發達は特に著しきものがあつた。

慶長四年觀
世太夫の勸
進能

慶長四年十月一日から晴天四日間京都聚樂で行はれた觀世太夫主催の勸進能は、棧敷數八十三間(一間に疊三でうづ)と云ふ大がかりのものであつた。細川幽齋、二位法印、内府を始め貴族の觀覽多く、大阪からは秀頼と淀君とが見物のために上洛した程であつた。

金春家時め
く

太閤の時代には、四座の中で、金春が最も時めいたのであつた。夫れは秀吉自身が金春流の能を稽古せられたが爲めであつた。四座はかく太閤の保護に依つて時めいたが、手猿樂の座は苦しい立場にあつた。手猿樂十六座の中では、春日、梅若、日吉諸座が相當の勢力をもつてゐた。當時女猿樂と云ふものが相當流行してゐたことは特にしるしておく。

第三章 脇方の形勢

ワキ師の由
來

世阿彌が新能樂を樹立した頃には、専門のワキ方はなかつた。一座の中で比較的ワキを得意とするものが多くワキを勤めると云ふことはあつたに相違ないが、之れのみを専門とするものはな

かつたのである。金剛座の太夫孫太郎の歿後ワキの上手金剛又兵衛が太夫職をついだと云ふ事實は、豊臣時代にも猶今日見るが如き専門のワキ師のなかつたことを物語るものである。専門のワキ師の家が出来たのは足利氏の末か豊臣時代からであらふ。

猿樂傳記にも、

「協師のこと、猿樂起りて能興行の時弟子にもせよ、其時々協に用ひ、別に協師と定むる者なし。金春家にては其弟源左衛門を定めて協師に立て用ふ、故に金春源左衛門は協師の祖なり」としてある。

(1) 福王流

協師の家としては來歴最も古い、先祖は武士なりとも又は播磨僧尾村の神官であつたとも云はれる。初代は福王神左衛門遲齋で足利氏の末に觀世の弟子となり、終ひに子孫は、これ以後徳川時代を通じて觀世座つきの協師となつた。(福王家の系圖に依れば橋諸兄の末裔と稱するがマユツバもいたが、服部栖元(觀世元尙の子)重正を養子とした。重正は茂兵衛盛親で後年京都に隠退して宗巴と號した。)

進藤流

(2) 進藤流

進藤の祖は山城國山科の百姓であつた。この地は、近江猿樂の盛んに行はれた所で能樂思想は賤心なき手合の間に迄普及してゐた。始祖權右衛門は、謠の名手であつたが、觀世太夫上洛の際二城御城の能の時抜擢せられて協をつとめた。これが動機となつて、代々觀世座つきの協師となつた。(神龍院梵舜の日記によれば權右衛門は慶長八年四月七日黒雪の取立てで觀世座に列せられたとある。)

春藤流

(3) 春藤流

元祖源七は、協師の祖と云はるゝ金春源左衛門の弟子で技倆拔群であつたので、衆におされて一流をたてた。春藤流にかぎらずすべて藝術の家は、養子制度を極度に利用して家藝を傳へたのである。(初代源七は本願寺の坊官と云ふ説があるが、元より確證はない。)

高安流

(4) 高安流

高安家の祖は元と河内國玉藻大明神の神職であつた。高安道善と云ふもの大鼓の名人で權ノ頭と號し能界に打つて出た。道善の子與八郎と云ふ者、金剛伊左衛門の後見で金剛の協をつとめたけれ共與八郎は後に大鼓打となつた。與八郎の長子太郎右衛門は協としてつひに一流をたてるに

至つた。

高安道善—與八郎—
—太郎右衛門(協)
—三右衛門(大鼓)

下がゝり寶生

(5) 下がゝり寶生

下がゝり寶生(協寶生)は徳川氏中世に一流をなしたのであつて、家の由緒は極めて新らしい猿樂傳記云ふ。

「春藤六右衛門の嫡子六右衛門、次男六郎次郎也、渠入道す、此六郎次郎は常憲公の御近習に被召出、齋藤新八と改號す。然る所、日光御鏡開の儀に付き、新八を始め兩弟其父子ともに八丈へ遠島す。

父入道は島にて病死、兄弟三人被召歸、新八郎再び御前へ被召しが、程なく病死す。「兩弟は其分なり。此兄弟ら生れざる以前に父六郎次郎養子にして是を進藤理左衛門と云ふ。上の思し召しに叶はざれば、養子をしかへ、松平采女正家來の子、笛を業とせし者を以て、春藤新之丞と名乗らせ寶子三人迄家業を勤むるを以て、別家立させたり。

御鏡開の時異弟ら同意ならざれば「渠には御構ひなく勤めたる所、寶生座なれば寶生と可稱被_レ仰付_レ是よりして寶生と唱ふ。其後御近習に召し出され、齋藤何某と號し、後次男萬作を立て隠居し千齋と號す、最前武士に被_レ仰付_レ嫡子をば猿樂の家に立置、是を寶生新次郎と云ふ云々」と。下がゝり寶生流はワキ方としては比較的新らしく出來た流儀であるが、代々名人が出た爲めに今に猶一門繁榮してゐる。

重き習ひ開 協師としての重き習ひは開口である。開口とは翁附協能の始めに、ワキが舞臺へ出て、其時の新作の祝言謡を發聲することである。

第四章 囃子方の形勢

能の囃子に、笛、大鼓、小鼓、太鼓を用ひしことは、應永猿樂革命以來今日に至る迄かはりはない。囃子方に流派を生じたのは、足利中葉以後のことである。小鼓の傳來については、猿樂傳記に、「其始め美濃權頭と云ふ、南都の樂人にて、拍子堪能の者なり」としてある如く、古來當道においては美濃權頭を始祖としてゐる。

小鼓

觀世新九郎

觀世新九郎流

美濃權頭は、小鼓の家藝を宮増彌左衛門及び其弟の彌七郎に傳へた。宮増の家は近江猿樂の流
れである。彌左衛門の門から幸四郎次郎出で、幸流をたて、彌七郎の門から觀世又次郎出で、觀
世流を起した。(新九郎流とも云ふ。夫れは重次の子豊勝が新九郎と稱したによる。)

美濃權頭 | 宮増彌左衛門 | 幸四郎次郎
| 同弟 彌七郎 | 觀世又次郎

幸本流幸清
次郎流

幸流

幸四郎次郎は春日社の社人にして、猿樂を好み、彌左衛門について小鼓を習ひ一家をなしたの
である。之れ永祿頃のことである。四郎次郎忠能の後は、永續して幸本流と云はれた。三代五郎
次郎の次男久次郎は別家し、之れが後に幸清次郎流と云はれた。
大倉流(大藏)

觀世幸二家に比すると家藝の由緒は浅い、猿樂傳記に「大藏六藏が家は元伊勢の津の者なり。
道智參宮の序、六藏が大鼓を聞いて能鼓に可成と伴ひ來たり召仕の如くにして置き業を教る、器
用にして他人の傳授ごとを聞取打を以、行末平藏が爲めに如何あらんと、小鼓に仕へさせたり。
後宗全と號す」としるされてある。

大鼓

大鼓の流儀については、猿樂傳記に「大藏流、威德流、三郎右衛門流、市郎兵衛流品々あり」
と見えてをる。

大藏流(大倉)

始祖は、金春及蓮が弟大藏源右衛門である。其子道智、其子平藏とつゞいて名人輩出して一家
をなしたのである。平藏早世して子なきに依つて平藏の姉の子源右衛門をして家藝をつがしたの
である。(二代道智は藝學共にすぐれた名人であつた。秀吉に仕へてゐた。徳川氏の世となり召し出された
時二君に仕へずとて之を辭し奈良で餘生を送つた。五代仁右衛門の時金春太夫のすゝめにより、
尾州徳川藩に仕へて徳川時代を終始した。奈)
良在住のまゝ尾州家に仕へたのである。

葛野流

葛野流

祖先は、葛野信助と云へる武士であつたが、田中と云ふ者の鼓を傳へたのである。其子九郎兵衛は、大藏宗全について修業し名人となり紀州家に仕へたが、其子九郎兵衛の時江戸に召されて觀世座つきとなつたのである。

高安流

高安流

高安の家は舊家である。高安壽閑が脇師となつたので、權頭道善以來の大鼓の家は第三右衛門が相續したのである。(高安家譜に後漢光武帝の裔で我國に歸化し河内高安に住んで高安造となつたと記してある。後考なまつ。)

高安道善—與八郎—
—太郎右衛門(脇師となる)—
—三右衛門(大脇)

太鼓

太鼓

太鼓觀世の祖は、金春家と源は一で、三郎觀阿を祖としてゐる。二代目は觀世太夫音阿彌の子で與四郎吉國と云ひ三郎の弟子となり後に其家をついだ。五代國廣は與左衛門と云ひ、近世猿樂

金春流

金春流

屈指の能手であつた。弟子共に教ゆる時、己が太鼓に似よくと云ふくせがあつたので似我與左衛門とも云はれてゐた、其子孫左吉と稱した。

太鼓金春の家は、金春太夫の庶子であつて、流祖を三郎と云ひ、金春氏信の伯父に當り、大和竹田に住んでゐた。法名を觀阿(又は貫阿)と稱した。代々惣右衛門、彦九郎と號してゐた。

笛

笛

一噌流

一噌流

一噌が先祖は豊後の國の人備中屋と云ふ者である。(一説に一噌と云ふ名は秀吉公から賜つたもので本姓は中村と云ひ其祖は美濃に住んでゐた) 笛の上手で京に上り、大いに其技を認められた。其子一噌八郎右衛門(後宗古)一流を確立して以來、代々其家藝を傳へてをる。

春日流

春日流

春日家の祖は、鹽川某と云ひ、河内高屋の城主畠山照高の臣であつたが、主家滅亡後常に嗜める笛を以て業とするに至つた。其子市右衛門は、長命清左衛門の弟子となつて修業し、東照宮に

召出されて一流を立てた。東照宮より「汝が笛面白く息の長きこと、春の日の長閑なる如くなれば、春日と號せよとの」上意に依つて、春日と名乗るに至つた。

森田流

森田流

森田家の祖は、素人で森田長藏と云ふ上手である。十六歳の時二條御城に召出され夫れ以來名をあらはし其子庄兵衛以來、一流と認められた。
(梵舞の日記によると、もとは京の商人で、慶長八年四月七日觀世黒雪の取立て觀世座に列するに至つたとある)

長命流

長命流

長命家は、猿樂傳記に、「猿樂起りの時分より笛の家なり。子孫清左衛門が家本家なり、枝葉茂り、謠狂言ともに分れたり」とある如く舊家である。

以上は大體の形勢を叙述したにとゞまるのである。囃子方に於いては應永猿樂革命以來の舊家は残存せず、多くは一代もしくは數代にして其家たえたのである。囃子方流派の確立は、安土桃山時代から徳川氏初期にかけてである。流派が確立する迄には複雑なる變遷があるのである。

第五章 狂言の各派

能狂言文は足利時代の文藝の特産物である

狂言は、猿樂本藝の系統をひいたものであることは先述せし如くである。能及び狂言と嚴然と分立したのは世阿彌の時である。狂言文は、足利時代と云ふ文學畑の特産物である。本邦文學に於いて地の文ぬきの對話文の嚆矢としては上品なる滑稽文、優雅な諷刺文として千古不朽の價値がある。惜しむらくは、狂言文の作者は分らない。狂言の流派は大藏、鷺、和泉の三つである。

大藏流

大藏流

狂言文の作者と云はれる玄惠法印を始祖としてゐる。(由緒本には金春四郎次郎を流祖とし、)九

代彌太郎より大藏を姓とし、之れ以後大藏を名のつた。大藏の家は元近江申樂であつた。

七代彌右衛門(日吉を姓とす)には子なく、金春禪竹の末子四郎次郎を養子とした。この頃、金春家より養子せしものは、大藏と名のるが例であつたので、九代目彌太郎から大藏と名のるに至つたのである。

鷺流

鷺流

鶯の家は、本名長命である。(鶯家の系圖には先祖は足利義滿時代の路阿彌であるとし、豊太閤の頃路阿彌についての事蹟は明かでない。)長命權之丞狂言の上手であつた。太閤の御意に入り、九州名古屋御滞陣タイの時、水邊へ御遊興なされた時、權之丞は川へ飛び込み、鶯がドゼウを踏むまねをして御覽に入れた。太閤頗る御満足なされ「是より鶯々とよべ」と仰せられて以來鶯と改名したと云はれてゐる。

和泉流

和泉流(山脇)の狂言が一流を樹立したのは、大藏鶯よりもおそいけれ共、家としての由來は決して淺くない。始祖は後花園院永享頃の人で岳樂軒と云ひ近江滋賀郡坂本の神職であつた。五代元宜の時始めて山脇姓を名のつて以來代々山脇姓を名のつた。葛幕府バクの頃には、尾州藩に仕へてゐた。弟子家の野村三宅兩家は徳川中世以後に活躍した。

之を要するに三流中、和泉流は狂言の流儀としては其年代最も新しいのである。之は言語學の上からも證明することが出来る。例へば望月のアイの甲屋カフトヤは旅館のことであるが、大藏鶯は之を正しく解釋してゐる。之れに反して和泉流は旅館の屋號と解してゐるのは、この流儀が他の二流に比して新らしい一證である。足利時代には、甲をおく所と云ふ意味からして、旅館のことを

風流

甲屋と云ふたのであつて、決して旅館の屋號ではない。

狂言道で重んずる風流は、猿樂本藝の遺骸である。所謂翁式三番の翁開に、風流とある名残りである。(風流は狂言三流の中でも主として和泉流のものとしてせられてゐた。山脇和泉氏は嘗て、風流は私の家が本元です。大藏流にもありますが、もとは私の家から傳へたものと語つた。)

第六章 能面と能衣裳

味麻之か面
を傳へた

昔のさるがく藝では面を用ひなかつたやうである。我國で面を歌舞の上に用ゐるに至つたのは外來樂の影響である。聖徳太子の御時、味麻之ミマノが伎樂を傳へた時、面も傳はつたのである。外來樂が輸入せられ、雅樂が隆盛となるや、雅樂面がつくらるゝに至つた。能に面を用ゐるに至つたのは、其ヒントを雅樂面にえたのである。

能面の發達
の時代別

能面の發達は、大和申樂の應永猿樂革命以來である。能面の發達は凡そ左の順序を経たものである。(この説は、嘗て考古學雜誌で發表したことがある。)

- (一) 舞樂専用期
- (二) 猿樂専用期

(イ) 前期

- (1) 福原文藏の時代 (後朱雀冷泉の頃)
- (2) 赤鶴の時代 (弘安の頃)
- (3) 福來石王兵衛の時代 (應永頃)

(ロ) 後期

- (1) 三光坊の時代 (文明頃)
- (2) 河内是閑時代の (桃山時代)
- (3) 友水時代 (寶曆頃)
- (4) 友水以後

(拙著能面概説及び能面史話を参照せらるべし。神作、十作、六作、中作等について私見を發表しておいた。)

三光坊は、土御門天皇文明年中の人で、能面製作上一新機軸を出した人である。彼れ以前にも名手はあつたが、雅樂、田樂、猿樂相混じた假面工で能面のみを専門に打つたのではない。能面のみを専心打つに至つたのは三光坊以後である。三光坊の門からは、

假面史上に於ける三光坊の地位

(1) 二郎左衛門滿照 (越前出目)

(2) 上總介親信 (近江井關)

(3) 大光坊幸賢

と名手が輩出してゐる。くだつて桃山時代に至ると、是閑吉滿、天下第一河内出で、能面製作上一大進歩を見るに至つた。徳川中世以後は、模作の時代であつて、新機軸を見出しえない。徳川幕府は面打師に録を興へて家藝を保護してゐたが、維新後は其ことなく、面打師は事實上あつた。

能裝束

能裝束は、普通の裝束より出でしものであるが、演藝に適するやう變更せられたる點のみ趣きを異にするのである。足利時代は能裝束の改良研究の時代であつた。當時は本邦織物界不振の時代、良品は支那から仰がねばならなかつたので、裝束そのものにユトリがなかつた。然るに、桃山時代に至るや秀吉の獎勵に依つて、我が織物界は一大進歩をとげて立派に唐式の織物をつくりうるに至つた。夫れが爲め、この時代には、精巧無比、しかもユトリのあるものが作らるゝに至つた。近世本邦織物の發達は能裝束と關係があるのであつて、兩者の間柄は車の兩輪の如くはな

るべからざるものであつた。能装束の研究をしないで、本邦織物業の發達の道程をたどることは出来ないのである。

能樂器についての歴史研究は困難である。研究緒についたのは鼓筒である。鼓筒は大和多武峰附近に居住した、工匠の手になつたものが多い。その鑑定書には諸書多少の異同があつて年代等は判然しない。

第五編 徳川時代

徳川幕府時代に於ける能樂發達の狀況は、便宜上幕政を中心として、左の時代別によつて筆をすゝめてゆく。

- (一) 創業時代 (家康、秀忠)
- (二) 修正時代 (家光、家綱)
- (三) 革新時代 (綱吉、家宣、吉宗)
- (四) 保守時代 (家重、家治)
- (五) 衰亡時代 (家慶より慶喜迄)

第一章 幕府創業時代の能樂概況

家康の生ひ

徳川家康は天文十一年十二月廿六日に三州岡崎城で生れた。六歳の時から駿遠參三國を領した

東海の雄今川氏イマガワへ人質となり駿府へいつてゐた。當時は戦國の時として、學問藝術の見る可きもなく、文化の上から見ればまさしく暗黒時代であつた。けれ共、今川氏の城下駿府(今の静岡)へは京都の公卿達が都落してきてゐたので、當時としては珍らしくも、文化の花がほころんでゐた戦國の世に人となつた家康が學問を好み、能樂を愛するに至つたのは、全く今川氏の感化であつた。

今川義元桶狭間の一戦に討死するや家康は獨立し、この後多年隱忍持久して信長、秀吉の時代をへてつひに天下を我が手におさめたのである。

永祿三年迄 今川氏に屬してゐた

天正十年迄 信長に服してゐた

慶長三年迄 秀吉に服してゐた

慶長八年 征夷大將軍となる

元和元年 豊臣氏を亡ぼす

元和二年 三月太政大臣に任ぜらる、四月薨、年七十五



家康と能樂

家康は駿府在城の頃から能樂に興味をもつてゐた。當時今川家の家中では能が相當行はれてゐたので其感化をうけたものであらふ。陣中へも猿樂役者を召しつれていつて、折りにふれ一曲舞つたのであつた。太閤は金春流の謡を稽古したが家康は觀世流を學んだ。

觀世が夏より冬迄、百日の間休息の御暇給はるを以て、百日以後出勤御目見の節、五色の合せ小纏ヨリを献上す。此儀關ヶ原御陣の時、諸手へ軍用の爲、合せ小纏を御渡しの時、觀世此儀を蒙り、諸陣へ配りたる此吉例なる由なり。諸軍陣より觀世小纏を、是れへもくと申詞にて、觀世小纏の名をえたり。(猿樂傳記)

太閤と家康の比較

太閤在世中には、家康はしばしば舞臺にたつた。能を演じたばかりでなく狂言も勤めたことがあつたが、太閤のやうに自ら好んで舞臺には立たずしやかに能を鑑賞するのを楽しみとしてゐた。太閤は、自ら舞臺にたゝなくては承知が出来なかつたが、家康は之れと反對に舞臺へ立つことは好まず能は見ても味ふものと信じてゐた。

慶長八年二月に征夷大將軍となるや、四月に京都二條城で祝ひの能樂を催うして、公卿や大名を招待した。(足利氏以來武家の娛樂としては能樂が第一であつた。随つて人を饗應する時には、つても之を催した。これやがて能樂が式樂として重んぜらるゝに至る所以である。)

京都二條城の祝能

四月四日

高砂(觀世) 田村(今春) 芭蕉(寶生) 山祖母(金剛) 舟辨慶(觀世子) 三輪(今春子) 藤永(寶生子) 大會(金剛子) 吳機(觀世)

四月六日 (四日能の七番目より雨、五日は前日の雨の爲め庭がかはかぬので能はなかつた。)

矢立嶋(今春) たつた(觀世) 熊野(今春) 鐘馗(觀世) 源氏供養(觀世) うとう(今春) りんざう(今春) 春榮(觀世) 伏見(今春)

引つゞいて七日にも能の催うしがあつた。この能樂は家康一代を通しての盛儀であつたと云はれてゐる。(言經卿記、義演准后記、慶長日件録) (等々見ると詳細しるされてゐる。)

當時禁中に於いても、能樂は折々催うされた。これらの事情は御湯殿上日記、言經卿記、慶長日件録等に見えてゐる。

家康と大和四座

家康天下をとつて以來、猿樂を儀式に用ゐるに至り、四座の猿樂は漸次其地位を向上した。この當時手猿樂の輩の中から幕府の役人に拔擢されたものもあつた。甲斐武田家に仕へてゐた猿樂太夫大久保石見守長安の如きは其一人であつた。(紀州徳川侯の始祖南龍院頼宣卿は、熱心なる能樂研究家であつた。卿は當時諸流に獅子の正型の絶えて

家康と元忠

あるのを嘆き、シテ方囃子方から腕達者の者をえらんで研究し獅子をあみ上げた。世に南流獅子と云はれるものである。)

家康に仕へた觀世太夫は、元忠(宗節)であつた。この人は一生妻女を娶らなかつたので、弟寶生重勝の子元尙を養子とした。(元尙は初め元之、元盛とも稱した。)左近元忠は能、諺共に當時の名人で、觀世家にありとあらゆる大事の能を殘らず勤めおゝした人である。元尙(宗全)も又斯道の天才であつた。觀世小次郎元頼の女を娶つて四男をまうけた。長子は左近身愛、次男は服部栖元で京都に住した。

元尙は永祿六年、と七年に、相國寺石橋で四日間宛勸進能を行つた。天正三年薪能が再興せらるゝや、今剛又兵衛と共に之を勤めた。後故あつて、蟄居し天正五年正月晦日に三河國で歿した。(三州吉田了念寺に葬る。)

身愛と徳川氏

九世身愛(初め忠親と云ふ。幼名鬼若丸)は、暮閑齋黒雪と號し、秀吉家康に仕へ、關ヶ原役に於いて徳川氏に忠節をつくし、將來四座の樂頭たるの地位を固めた。

(1) 觀世家譜云左近身愛、父元尙には十二才の時離れしかども祖父宗節には十八才迄添ひて、能諺委しく習へり。又觀世又九郎入道宗室古津宗印などにも習ひて、諺いと上手なり。

(2) 慶長三年奈良春日若宮御神事往古より、九月十七日を以て御祭日と定め、執行ありしかども、新穀熟せざることあり。御祭禮は其年の新穀成就の時をえて本とするなれば、今年より例として則十一月廿七日に行はれて四座の能例の如く行はれき。翌二十八日後日の能あり。同じき四年聚樂にて左近身愛子息千世丸と俱に十月四日より日數四日の勸進能行ひぬ。

寶生家と小田原北條

寶生家は、天正の頃、五代寶山(重勝)が養父一閑と共に小田原北條に仕へたことがある。寶山の一子宗全は觀世家へ養子にいつたので、金剛孫太郎を養子とした。これ六代勝吉で、この人が徳川家に召し抱えられたのである。寶生流の謡ひ方は、觀世から出たものであるが、重勝の時金春の謡ひ方を加味して、こゝに寶生流の謡ひ方が觀世から獨立したのである。寶生流の謡ひを分析してみると、觀世の謡ひが主で、夫れに金春金剛の分子が加味してゐるのである。

小田原と江戸

天正十八年に家康か江戸へ入城した頃には、江戸は草茫茫たる一村落到すぎなかつた。この頃迄小田原北條氏の城下小田原は關東文化の中心地で、寶生流が盛んに行はれてゐた。小田原の繁盛が江戸へ移るにつれて小田原の謡曲家も漸次江戸へ移住した。四座の太夫が江戸に在住する迄吳松新九郎は江戸で、金春流の謡をひろめた。吳松は後年太閤の御機嫌を損じ都をさつて江戸にきたのである。徳川氏が天下の實

權をにぎるや、大和四座の太夫も江戸へよびよせられ、こゝに江戸は能界の大中心地となつたのである。

手猿樂の末路

江戸開府の頃には、猶手猿樂が各地に存在してゐた。けれ共、幕府が大和四座を保護するに及び、手猿樂の徒は、四座へ流れ込むか、轉業するか、自滅するか何れかのみちをとらねばならぬ運命に陥つた。近江申樂の日吉、山階、丹波猿樂の梅若などは、大和四座へ流れ込んだ。

梅若座の觀世加入

梅若は丹波猿樂の流れで(先祖は橘の諸兄なりと稱す)當時手猿樂中の大一座であつた。一流たてさせて貰いたいとの希望を幕府へ申出たが、幕府は既に「四座確立したことであるから」とて之をゆるさず觀世へ加入せしめた。こゝに於いて梅若は十二の分家を率ゐて觀世座へ加入しツレの家として勢力をえた。

女猿樂

慶長頃、女猿樂の一座が諸國を興行して歩いたが、慶長九年四月十九日京都北野及び御靈御旅所での勸進能を最後として自滅したやうである。慶長年間江戸では度々勸進能が催うされた。

慶長年間江戸の勸進能

慶長十二年二月十三日から江戸城中(西の丸と本丸の間)で催うされた。觀世金春聯合の勸進能は大仕掛けのもので、家康秀忠も見物をした。當代記、慶長見聞録、阪日記大略に詳しく出てゐる。

喜多流樹立

この期に於いて特記すべきは、喜多^{キタ}が一流を樹立したことである。喜多流の始祖及び一流樹立に至る迄の次第については異説が多い。鼻金剛^{ハナコング}の弟子に、喜多七太郎^{キタシチタロウ}と云ふ人があつて、臺意に依り別に一流樹立しやうとしたが、金剛太夫が之れに反対した。けれ共嚴命一下樹立を肯んぜしめ金剛は之れが爲めに俸祿を割かれたとの説もある。一説では、喜多家に喜左衛門^{キザエモン}と云ふ人があり、其二男龜丸^{カメマル}と云ふ者幼少の頃(セオノ中)羽衣を舞ひ太閤の御目にとまり北政所の側近く召使はれた。オランダ語の腰巾着と云ふ意味で「六平太^{ロウヘイタ}」と云ふ名を賜つた。後に左京^{サキヨウ}と云ひ、太閤の命に依り金春太夫^{キンハルタフ}から相傳をうけた。この左京こそは喜多流の始祖であるとの兩説の中何れが正しいか、未だ解するをえない。通説に隨へば、始祖七太夫^{シチタフ}は、泉州堺の人で父は醫を業としてゐたと云はれる。彼れは當時名人と云はれた鼻金剛について藝道を修業し、大阪夏の陣の時には、大阪へ籠城した。大阪落城後大和國に隠れてゐたが、後に召されて一流を樹立するに至つた(元和四年)

野々村氏が喜多流雜考中へ引用した喜多文書には、

「私先祖左京儀、筑前國に罷在候處、臺徳院様御代、元和四年、黒田甲斐守長政申上、被

召出候節、此度御役者に被召出候間、觀世太夫同様に相心得可申旨、被仰渡御藏米にて、現米二百石、丸扶持十八人扶持、被下置、名も七太夫と相改候様に、被仰付、元和五年末年正月四日於御座之間、大猷院様御稽古御用、被仰付、同夜於御座之間御次、御酒、御焼肴頂戴仕、御島臺、拜領仕、以來家の紋に仕候様、被仰付候、其後大猷院様御代、奥詰仕云々、と見えてをる。かく喜多流が加はつて、四流であつた能樂は、五流となつたのである。けれ共幕府は喜多流に對しては、特別待遇を與へて四座よりは格を低くみてゐた。四座^{シザ}一流^{イチリウ}と云ひ、決して五座とは云はせなかつた。四座の家元は太夫とよんだが、喜多のみは、七太夫とか六平太とか其時の家元の藝名を呼んで太夫とは云はせなかつた。

(1) 五流^{ゴリウ}の紋所^{モンドコロ}

觀世家の紋所は矢管車と源氏車の内に二本の堅矢筈がある。この紋は尙武的意義から出來たもので、觀世と關係ありと云ひ傳へられてをる、服部氏の家の紋である、金春家は丸に遼鷹羽である。これも尙武的意義から出來た紋章である。

寶生家は觀世家と同様であるが、唯兩家を區別する爲めに、觀世は十二本の矢管車であるが、寶生家は

八本の矢管車である。觀世は、矢管車の中心點は車の心棒を示すのみであるが、寶生家の矢管車には別に中心を隔て、更らに一環を畫いてゐる。これに依つてみるも觀寶兩家とも同一のものであつたことが分かる。

金剛家のは九曜である。之は星辰を崇拜するもの、間に行はれたのである。細川侯爵家では紋所に九曜を用ゐてゐるが、金剛家のは多少の相違がある。細川家のは俗に細川九曜と云ふて、中央の日に、あつたものと、他の八曜星の間に間隔があるが、金剛家のは各星互に相接觸してゐる。

喜多家の紋は、喜多霞と云ふ特殊のものと、替紋に三引雨を用ゐてゐる。喜多霞とは稱するが、鳥の紋から轉化したものであると思ふ。

(2) 家元制度に就いて

徳川氏は、其太平政策を實行する上から、互ひに争闘しないやうにと、社會階級を整理した。即ち士農工商、穢多非人と云ふ階級を設け、其傍系に出家と云ふのを認めて、各階級の緩衝地帯とした。恰かも世界大戰後聯合國が、露獨兩國の間に數箇の緩衝國を設けたやうに、かく階級を設けて後に、各階級共に家元制度を設けて、秩序を維持した。穢多非人の如きにも家元があ

つて、其階級を支配した。即ち、穢多の家元は彈左衛門、非人の家元は松右衛門であつた。將軍家自身は、武士の家元であつた。

能樂の家元も、徳川氏の太平政策からして、分外の保護をうけたのである。王政維新後に至つて、特權家祿、幕府の保護を失つて後は、家元制度の基礎もぐらつてきた。これ止むをえざる結果である。

第一節 式樂としての能樂

徳川幕府は、能を儀式に用ゐた。これ能は武家の式樂と云はれる所以である。幕府時代に於ける儀式のお能のおもなるものは、

主なる儀式

(一) 謠ひ初の式(毎年正月三日)

(二) 御大禮能——將軍宣下、官位昇進、代替、御婚禮、若君御誕生等の御祝能。五日間が通則である。

(三) 公家御馳走能 正保二年後勅使東下の折り催うす。(之は一日が通則)

(四) 御法事濟能(之は四日間催うすのが通則)

御表能

之らの御儀式のお能は、御本丸大廣間の南庭にある御舞臺で行はれた。(お表能と稱してゐた。)何れも翁附きで出勤の役者は樂屋では麻上下、舞臺へ出る時は素袍を着し、威儀嚴然たるものであつた。この他大奥で臨時に御催うしになることは云ふ迄もない。(當時能舞臺は、御作事奉行が御大工頭、吟味下奉行を監督しつゝ、工事をすゝめたるものである。)

公家御馳走能番組 (享保九年)

- | | |
|-----------|--------|
| 翁三番叟 | 八右衛門 |
| 觀世太夫 | |
| ① 志賀 權右衛門 | 三郎右衛門 |
| 金剛太夫 | 清次郎 |
| ② 知章 久右衛門 | 伊兵左右衛門 |
| 寶生太夫 | 安兵衛 |
| ① 檜垣 彦太郎 | 新三九郎 |
| | 庄兵衛 |
| | 市右衛門 |

- | | |
|----------|-------|
| 十太夫 | 又左六郎吉 |
| ④ 郡 茂右衛門 | 長右衛門 |
| 勸之丞 | 伊助兵衛 |
| ⑤ 金祝 | 太源兵衛助 |
| 庖丁 利兵衛 | 仁右衛門 |
| 釣 狐 傳右衛門 | 伊助兵衛 |

御謡い初式

御謡ひ初めの式は毎年正月三日に催うした。(足利時代は正月四日、豊臣氏は正月二日、徳川氏は始め正月一日に行つてゐたが、承應二年後は正月三日に催うすことゝなつた。)出勤の役者は、云ふ迄もなく五流であるが、觀世と喜多とは年々、寶生金春金剛は順番(三年に一度づつ)に勤めた。

式の次第

式は酉の上刻(午後六時)から始めた。酉の刻となるや、將軍家は本丸の大廣間に出御なされる御三家を始め諸大名が列座する。樂頭の觀世太夫、年番太夫(金春寶生、金剛が)喜多太夫、脇方狂言方、囃子方、地謡方一同が素袍侍烏帽子と云ふ出で立ちで、三ノ間の椽側に伺候する、將軍家の御盃に三献つぐを合圖に、御役人の「始めませい」と云ふ聲をきいて觀世太夫一人平伏のま

「四海波」の小謡をうたふ。謡ひ終ると囃子方すゝみ出で、觀太夫の老松の囃子が始まる。次ぎは年番太夫の東北、次ぎは喜多太夫の高砂である。

三番の囃子が終ると御奏者番が、白綾紅裏の時服を三人の太夫に授ける。(役者一同には折紙を下さる)三人の太夫は、拜領の時服を素袍の上に壺折につけ、三人して弓矢立會を舞ふ。これで式を終るのだが、將軍家は自ら肩衣をぬいて觀世太夫に下される。諸大名方も肩衣をぬいて、將軍の例にならふ。老中祝儀を述べ將軍は奥に入り一同退出する。

太夫は頂戴した肩衣を自宅へ持つてかへる。大名方は、七日迄の間に、太夫方へ使者を遣はし肩衣をとり返す。此時祝ひの金子を太夫に與へる。(御詠初の式がすむ迄は庶人は謡をうたふことが出来ない定めであつた。)

諸侯も在國の折には、城中に於いて謡ひ初の式を行つたのである。

(詠ひ初の式については、徳川家禮典録、柳營秘鑑、柳營年中行事等を參照せられたい。御詠ひ初の式は、當時松囃子とも稱せられてゐた。)

町入能
將軍宣下、轉任兼任、幼君御誕生、元服、其他重き御祝ひのあつた時には、江戸の町人たちに御能を見せた。これ町入能或は町人能であつた。かゝることは、階級制度の嚴重な當時としては破天荒のことであつた。

拜觀をゆるされた町數は三百八十五、人員は五千百十一人で、江戸の町の中でも比較的古い町に此特權が與へられてゐた。當日は午前と午後にわかつて拜觀させたのであつた。(午前の部を朝を夕顔と稱した。)番組は翁附能二番狂言二番であつた。(月行事が羽織袴で、町人を引つれてゆくのである。)は、紙で臨時に上下をつくるつて着てゆくもあつた。夫れでも日出度き折りなればと云ふので御咎めはなかつた。(町人は麻上下と云ふ定めだが、平素其用意なきもの)

無禮講の町
この日は、御祝ひのことゝて、全くの無禮講で、大抵のことは大目に見たので、町人達も圖にのつて、將軍家が出御なさると、「親玉、日本一」など、聲をかけ大いに彌次氣分を發揮したさうだ。當時將軍や役人を彌次ることが出來たのは、この町入能の時丈けであつた。この日町人へは傘一本、御酒御菓子を下さるゝ例であつた。この時の奉行の口上が面白い。

「町人共承れ此度の御祝儀につき御能見物被仰付、御酒御菓子被下之、有難く存ぜい」
(徳川實紀、寛永十八年九月九日の條參照せられよ)

第二節 幕府と能役者待遇

能役者の家
徳川氏は、觀世を四座の樂頭とした。これが爲め觀世太夫の權勢は大したものであつた。幕府

が定めた能役者の家格は凡そ左の通りであつた。(時代に依つて多少の差はあつたが)

太夫 (觀世、金春、寶生、金剛)

太夫格 (喜多)

太夫並 (鐵之丞)

脇方 (春藤、寶生、高安、進藤、福王)

ツレの家 (梅若、春日)

囃方 (觀世新九郎の家は別として他の家は家督を早くとりしものが上席と定められた。)

大鼓 (葛野、高安、金春)

小鼓 (觀世、幸「本」幸「別」)

笛 (一噌、森田、春日)

太鼓 (觀世、今春)

狂言 (大藏、鷺)

役者は幕府から録、或は扶持を頂いてゐたのであるからして、一役あるものは、御三日、五節

句には必らず登城しなければならなかつた。年頭には烏帽子素袍、五節句には長上下、正月三日には半上下と夫れ、服装もきまつてゐた。四月は袍、五月五日より帷子、九月一日より袴、十月九日より綿入れときまつてゐた。役者には當番と非番とがあつて、一年乃至半年交替で本國へ歸ることを許された。本國へ歸る時には御暇拜領物と云ふて、傳馬錢、引出物を下される例であつた。(本人の都合で歸國し) 又御用の都合で非番の者が在府を命ぜられた時には「詰越」と云つて御扶持方は倍増された。(觀世は、始めの中五月より十一月迄御暇を給はる。例であつたが、後には常詰を仰せつけられた。)

若年寄と能役者

能役者は始め御役者奉行の支配であつたが、後に若年寄の支配になつた。されば願伺聞届の件及び申渡し等すべて、月番の役宅へ役者を召し出して申渡す定めであつた。されば若年寄に更迭ある毎に若年寄は役宅へ役者一同を呼び出して、面接するを例とした。(當時之を支配の御蓬) 若年寄と役者との間にゐて、萬事能樂の世話、監督をするものがあつた。これを觸れ流と云ふた。「觸れ流」は、松井山田の兩家が之れにあたり、兩家共御切米二百俵、御扶持方三人を賜つて、中々の權勢であつた。

家元の權勢

幕府は、諸役者に一定の録及び扶持を與へた。各家元は、各專屬の脇師、囃子方、狂言方、地

猿樂配當米

謠役者の録又は扶持米をうけとり之を分配したのである。各流専屬の役者は病氣、婚禮、旅行等進退に關して、一々家元迄とゞけ出ねばならなかつた。家元は弟子家に對して破門の宣告を下す權力をもつてゐた。弟子家は破門せられた以上生活の安定を失ふので、最も之をおそれてゐた。幕府は、能樂維持に要する費用を諸大名に分擔せしめた。毎年九月朔日に、各家へ通知狀を出し、晦日迄に指定の高を差し出さしめた。當時之を猿樂配當米サルガクハイトネゴイと稱してゐた。

弘化三年九月達

今年四座の猿樂配當米は左の如く九月朔日より晦日迄に諸大名より上納すべきにつき例年の如く、金一兩に一石五斗、端銀は六十匁の事を以て代金を納入すべし

とある。大體に於いて關東は萬石につき一石六斗五升、上方は三石、北國は二石五斗であつた。一例として、弘化三年能役者配當米表から二三を抜粹してみると、

- 米 百六十六石五斗 紀伊大納言
- 同 百八十五石八斗五升 尾張宰相
- 同 五十七石七斗五升 水戸中納言

- 同 二百十八石八斗六升八分 松平大隅守
- 同 八十七石三斗 井伊掃除頭

この年の配當米の總額は、四千四百四十一石七斗四升であつた。

幕府と能役者の經濟關係
幕府から各家元、及び所屬役者へ年々配付する高も相應に大きな數字スウジであつた。慶應二年能役者分限帳シヤブシヤブシヤブから五流の家元の分を抜粹バツサイしておく。各役者が幕府よりうくる高は時代に依つて多少の相違あることは云ふ迄もない。

- 御扶持方二十人、配當米二百五十六石 觀世太夫
- 地方三百石、御扶持方十八人 金春太夫
- 御切米百俵、御扶持方廿三人配當米百石 寶生太夫
- 御扶持方十三人、配當米百石 金剛太夫
- 御扶持方十八人配當米三百石 喜多六平太

慶應二年に、幕府が猿樂役者に手當した御扶持、配當米を數字であらはすと

御扶持方 千二百二十六人

配	米	三千四百九十三石
地	方	千十五石餘
金		三十九枚
人	員	二百二十六名

諸侯御抱えの役者は、抱え主たる諸侯から手當ををうけてゐたのである。諸侯抱えの役者も藝事上に於いては流儀の家元に直屬してゐたことは云ふ迄もない。

幕府の能役者優遇

幕府は能役者を大いに優遇してゐた、世上柱々能役者は、穢多頭彈左衛門の配下であつたかか如く誤解してゐるものがあるが、左様な事實は少しもなかつたのである。能役者は立派に若年寄の配下であつた。

(1) 當時差しわたし一尺以上の箱提灯は大名に非んば許されなかつた。然るに能樂の太夫は之を許されてゐた。

(2) 長合羽は輕鞞の用ゐる能はざるものであつたが、能役者は之を用ゐてゐた。

(3) 輕鞞者は夏時に足袋を使用することは出来なかつた。萬石以上の者は出願の上之をゆる

されてゐたのであるが、能役者は毎年初夏に若年寄迄願ひ出で、許可されてゐた。

(4) 旗本以上に非れば、兩扉の門に片開の小門を附することはゆるされてゐなかつた。然るに能の太夫は、之をゆるされ且つ長屋門玄關破風作り何れか一方なれば差し支へなしの特典をえてゐた。

(1) 能の御用にも、表の能、中奥の能、大奥の能と三種あつた。表の能は儀式の能である。(將軍宣下御婚禮、若君誕生の御祝ひ能)中奥の能は内祝とか慰みの時に催うされた。大奥の能は御守殿(將軍家から大名家へ降嫁された姫君)が公儀へ年始に參られた時とか、將軍自身が御慰みに能を演んぜられる時とかに催うされたのである。奥勤めは特に許されたものでなければいけないので、當時奥入りを許されると云ふことは能役者の名譽になつてゐたのである。

(2) 幕府は、時々諸種の階級の人に對して、其家傳、業についての詳細を呈出せしめた。(將軍代替の時)これを書上と稱した。能役者もしばしば書上を呈出してゐる。これ能樂が古式を守りえた一因と見ることが出来る。

(3) 幕府時代の能役者は、録や扶持を給せられてゐたからして、其生活はラクであつたらうと想像する

人がある。當時の文書を手廣く調べて見ると、中々ラクではなかつたらしい。金錢に關するものも相當に多く、借金の證文もある。

當時の能役者の中には可なりに贅をつくしてゐたものもあつて、いろ／＼の逸話も残つてゐるが、勝手元には一通りならぬ苦心があつたことは、幾多の文書に依つて知ることが出来る。

第二章 幕府修正時代の能樂概況

三代家光と能樂

三代家光は、祖父家康イハヤスに似て英邁果斷よく諸大名を威服して、幕府の基礎をゆるぎなきものにした。家光は春日局イミツ カスガツボネから教育をうけたのであるが、幼少の頃から能樂をたしんでゐた。家光壯年の頃ほひ、愛妾お萬マンの方に鼓を打たせて、謡をうたはれたことは有名な話である。お萬の方は春日局なき後の大奥の主宰者であつたが、能を深くたしなみ、大奥の御舞臺で、折々能、狂言づくしなどを催うされた。家光は正保二年以後、病身勝ちで、御奥にのみあらせらるゝことが多かつたので、お能の御催うしも頻々とあつた。

家光能役者

家光は能を愛好したが決して之れに淫しなかつた。正保四年六月九日附けで、能役者をキツト

を誡む

誡めてをる。

- 一、兼日如被仰出御能には、太夫所へ寄合申合致無落度様可仕事。
- 一、先年如被仰出萬事不驕儉約を用ひ、屋作衣類酒茶食物に至る迄其例を承分限に應じ、輕可仕事、

一、其藝を不相嗜不入武藝等心懸儀、可爲停止事、

附 其藝の道具裝束の外不入道具不可所持事、

一、大名小名、參隨意を構へ不可不作法事、

覺

一、猿樂之輩家々の藝道無油斷可相嗜事

一、其藝之外不似合事專可相守古法事

一、萬事可隨太夫之下知、若訴訟之儀於有之ハ其座之太夫を以役人迄可申達也、但太夫非義有

之バ是又役人迄可申届事

金春太夫儀代々其藝得名之處、附年長不調法體不届に被思召候間向後可相嗜之且一座之年寄之

輩可取立之、若自今以後不嗜に於いては可被曲事之旨上意之趣備中守備之、

(1) 寛永十二年正月廿八日伊達政宗が江城二之丸に家光を饗應し、能を催うしたことが玉露叢並に君臣言行録に記載せられてゐる。

(2) 紀伊記、天享本鑑に、家光の所勞を慰めまゐらせんとて酒井、土井其他の宿老達が能を催うしたことがしるされてゐる。(寛永十四年)

家綱と能樂

四代家綱も能樂を深く愛好した。家綱は、矢島局ヤシマノクマに養育せられたのであるが、局は折々能狂言を催うして、公を御慰め申上げてゐたので、公は其れに感化せられて、能樂に興味を御もちなさるやうになつたのである。其頃は不時に能を御催うしなすることがあつたので、殿中に、詰所をまうけ、役者をして交代で出仕せしめてゐた。

家綱と酒井忠勝

然るに家綱は成人の後には、儀式の他には多く能樂を見ず随つて大奥御慰みのお能も極めて其數が少なかつたやうである。これについては酒井忠勝サカイタカカツが「御能にこらせ給ふは宜しからず」と直諫申上げた結果であるとも云はれてゐる。(酒井忠勝の言行録に見えてゐる) 忠勝は、「猿樂は武家自分にすべきものにあらず、其家のものこそ面白けれども、自分は元より子息家士にも禁んぜられしとなり。

(明良洪範)と云ひ傳へられるが如く能樂に淫することを嫌つた人であるからして、事實あつたことかも知れない。(家綱は幸若舞を見たこともある。琵琶) 家綱治世の明暦三年に、江戸に大火があつた。能役者も大方類焼の災にかゝつた。類焼した面々へは公儀から金を貸與した。この大火で古記録が大分失はれた。

能樂の民衆化

この時代に至つて、武士階級にのみ限られてゐた能樂が町人階級に迄普及してきた。豪商達の中には、能をたしなむあまり、住宅内に舞臺をしつらへるものすらあるに至つた。(但し、町人階級は公然と舞臺をつくることを許されてゐなかつた。)

寛永十一年將軍家上洛

この期に於ける一大盛儀は、寛永十一年七月に於ける家光の上洛で供奉の同勢三十萬七千餘人と云はれてゐた。四座の太夫も供奉し、能の御催うしもあつたのである。

禁中に於けるお能

當時禁中に於いても折々能の御催うしがあつた。特に貞享四年東山天皇御即位あり、六月六七の兩日に行はれた御代始めの祝能は一大盛儀であつた。この時の開口文は伊東宗恕イトノスネの作、脚師石井孫兵衛イシノベが大役をつとめた。開口文の結びは、將軍家の場合には「時とかや」天皇の場合には「御代とかや」とすべきが古例であるにもかゝらず「時とかや」と結んだのは異例であるとして、作

文者は攻撃せられた。

脇方と開口

徳川將軍家の重い儀式、其他重き祝ぎことの能の時には、脇方に開口カイコと云ふものがある。(開口原は古く、中世の延年に其名が見えてゐる。開會の辭と云つた意味合ひのものである。)

開口の場合には、普通の脇能とは出が違つてくる。脇は脇能の始めに笛と小鼓の定まつた手配り、(置鼓オキヅ、ミ)に従つて登場し、舞臺の正面へ進んで開口の文を誦ひ、夫れより名のりとなり、次第道行となるのである。ワキ方では重き習ひで一子相傳イツンソウデンになつてゐた。ワキ師が文句をまぢがへたり忘れたりした時には、遠島に處せられることになつてゐた。開口の文章は短かいのが例である。

夫れ松は千年の縁ときはにて、木末のけしきさわやかに、惠のかげの薪なる、まさきのかづら代々ながく、めでたかりける時とかや(綱吉將軍祝能)

第一節 勸進能

二種の勸進

徳川時代の勸進能は、勸進の意味を失つて、一種の興行能であつた。(勸進相撲と同様に)徳川

能

期の勸進能を分類してみると、二種類あつた。

- (一) 普通の勸進能
- (二) 一世一代の勸進能

(一)は、町奉行の許可さへあれば、臨時興行し得るものであつた。慶長見聞集に「今江戸繁盛なる故、勸進能毎月怠ることなし」とあるは普通に屬するのである。之に屬するものは江戸のみならず地方に於いても行はれたのである。

「一世一代勸進能は、御免勸進能とも云はれ、太夫一生に一度興行しうるもので、主として觀世太夫に限られたのである。徳川時代を通じて前後八回行はれた中、觀世六回(一同は今春)寶生二回と云ふ割合である。

一世一代勸進能の意義

年 代	流 儀	場 所
慶長十二年	觀世金春	本丸と西丸の間
元和二年	觀世	幸橋外
明暦二年	同	筋違橋外

貞享四年	寶	生	本所
寛延二年	觀	世	筋違橋外
文化三年	同	寺	橋外
天保二年	同	同	筋違橋外
嘉永元年	寶	生	筋違橋外

一世一代能のありさま

慶長十二年の勸進能については當代記、雨窓閑話其他にしるされてあるが詳細にわたつては知り難い。明暦以降の一世一代勸進能については詳細を知ることが出来るのである。こゝでは、嘉永元年に寶生太夫が行つた勸進能についてしるしておく。先述せしが如く、一世一代能は、觀世太夫にのみ限られたのであるが、當時の將軍家が寶生流を御稽古なされてゐた關係からして、寶生太夫が一代の名譽をにないえたのであつた。この一世一代能は弘化三年に催うす豫定で、弘化二年八月頃から準備してゐたのだが、弘化三年は江戸の大火の爲めはたしえず延び／＼て嘉永元年に至つたのである。勸進能興行についての準備は大したものであるが、夫れらの詳細は寶生彌五郎氏直筆の「勸進能願等控」に依つてしるることが出来る。

この年の勸進能は晴天十五日間行はれたのであつて、初日より七日目迄は日割を以て見物する町人の入場をゆるし、八日目以後は相對見物であつた。諸大名方は、速日見物なされた。

太夫が勸進能を催うすに際し、大名並びに諸役人より、旗本中より勸進物とて白銀に巻物類、並に干鯛を添えて送るのが例であつた。其家の大小格式に依つて送り物には差があつた。前田家の如きは、銀百枚に、生絹十疋錫一折を送つてをる。之れと同時に、惣町より勸進錢を送るのが例であつた。嘉永度に於ける勸進錢は金三千兩であつた。

勸進能の權威

勸進能興行中は（一世一代能）芝居其他の興行物は休場せねばならぬ定めであつたが、文化嘉永度は「休場するに及ばず」と云ふ恩典に浴しえた。

一般の人が勸進能を見やうとするには、觀覽料を支拂はねばならなかつた。文化嘉永度に於いては棧敷上一間銀三枚、棧敷下銀二枚づゝであつた。疊場入込場は、非常に低廉であつた。嘉永度には、疊札銀六匁、入込札銀三匁であつた。（この時には十一日目より割引をした。）勸進能興行の際には、櫓を設けた。之れにもいろ／＼の故事があるのである。

興行場の規模は我らの想像以上に大きく、寛延度の筋違橋外加賀原での勸進能は、四千百三十

四坪と云ふ廣場の周圍を板圍ひにしたのであつた。鼠木戸二ヶ所、大名門二ヶ所、下棧敷門、使者門、樂屋門が設けられ鼠木戸二ヶ所の間に太鼓櫓をしつらへた。場内は舞臺を正面にかまへ、二十間ほど離れて棧敷を設けた。舞臺と棧敷の間が疊場入込場であつた。舞臺は三間四方橋掛りは十二間幅九尺、棧敷は二階上を松の棧敷と云ひ萬石以上、二階下は竹之棧敷と云ふて萬石以下諸士の席と定められた。棧敷は七十九間(間口一間 奥行三間)、疊場は二百六十坪、入込場は三百五十坪であつた。以上は柿茸の屋根でふかれた。この他矢印客疊場二百八坪が設けられてゐた。舞臺の後ろには太夫樂屋、惣樂屋、地謡樂屋をはじめ多くの小屋がつくられてゐて、其壯麗なるたゞ目を驚かすばかりであつた。

一世一代勸進能の時も庶民には無禮講がゆるされてゐた。與力同心らが見張りにきてゐても大抵のことは大目にみて敢えて咎めなかつたと云ふことだ。平素武士階級に壓迫されてゐた庶民にとつては勸進能は町入能と共に、唯一の氣晴らし所であつたのだ。嘉永度の勸進能の時、寶生太夫が出てくると、

「ヤ旅籠町」「ヤ矢車」

一世一代能
と無禮講

など、聲をかける。旅籠町は寶生太夫の邸のある所、矢車は寶生家の家紋である。御能見物の御殿女中を見るや

「左官が泣きます」「八丈の姉さんおいどが大きいよ」

など、云つて盛んに彌次を飛ばしたものださうだ。觀客の騒々しさは一通りでなかつたと當時の見物記に出てゐる。

地方での勸進能で、有名なのは、觀世太夫が元祿十五年九月京都北野七本松内野で行つたもので、之を以て一世一代勸進能の嚆矢なりと説く人がある位に盛大であつた。けれ共之れは一世一代勸進能ではない。

第三章 幕府革新時代の能樂概況

五代將軍綱吉は、家光公の第四子。母は三條關白光平の臣本庄太郎兵衛の女秋野の方であつた。(後に桂昌院と號す)承應元年八月元服し、寛文元年閏八月上野國館林城主となり三十萬石を領した。延寶八年兄家綱薨するや、招かれて入城し、五代の將軍職をついだ、時たま、御水尾天皇御不例

五代將軍の
生ひ立

前半は善政
後半は暴政

にましくしたので、將軍宣下の祝能は延期となつた。

綱吉は、前半善政をうたはれたが、(堀田正俊が生存中は、綱吉も眞面目であつたが、正俊が、貞享元年八月廿八日、稻葉正休に刺されるに及んで、漸次放縱の風を生ずるに至つた)後半は、前代未聞の犬愛護其他數々の悪政を取立てた。けれ共政令のゆるんだ元祿時代には、藝術は全般にわたつて、大いに發達した。能樂も此時代に黄金時代をつくりあげた。

綱吉と美少年能樂

綱吉は、青年の頃美少年を愛し、女子を近づけなかつた。其頃公のお能の相手を勤めたのは、小川松三郎松榮と云ふ美童であつた。松榮長ずるや、公の内意をうけて、旗本始め輕き御家人、能役者の中から美少年をえらんで桐ノ間詰めとし、之れに能鼓など教へて、美少年能を演じた。綱吉は一時美童能樂にこつたのである。綱吉は親孝行の人であつたので、しばし自ら能を舞つて母公桂昌院を御慰め申した。

綱吉は桐ノ間番を設けて以後、二の丸番、御次番、廊下番と云ふものを漸次まうけて能役者を其番衆に任命した。これ皆能樂者優遇に出たのである。

綱吉は能役

綱吉は、能役者を登庸して士分に列したが、其數は、廿六人の多きに達した。(猿樂傳記記載のもののみにて)

者を士分に
引き立てた

葛野九郎兵衛は、男もよし鼓もよしと云ふので、御小納戸に召し出され六百石を賜はつた。其子田中半右衛門も小普請組の役人となつたが如きは其一例である。(御日記、湯原日記、斷) 綱吉はかく能役者を寵眷すること甚しかつたので、いろ／＼の説が傳へられてゐる。(日光郡鄂枕)

綱吉公の大
奥

綱吉の寵をうけた女中の數は多いが、とりわけ、お傳の方、常盤井の局は君寵をかさにきて、權勢を振舞つてゐた。常盤井の局は、水無瀬中納言信定卿の娘であつた。其關係からして、京都から、能役者中山善兵衛、川村金右衛門狂言師脇水作左衛門などを招いて、お小姓達へ能狂言を指南せしめたこともあつた。(綱吉は、女色にふけり、牧野備後守成貞の妻に通じ、其長女安子にも通じおさまらなかつた。)とは事實である。

綱吉は、能樂を奨勵したので、諸大名も競つて能の稽古をした。然るに信州高遠の城主鳥居左京亮忠則朝臣は、武骨一邊の人で、能を好まず之を排斥したが爲めに不興を蒙り、あはれ名家も斷絶同様の羽目に陥つた。加様な實例があるので、諸大名が争つて、能樂に勵精したのも無理からぬことであつた。

綱吉公自ら能を舞ふ

綱吉が生類愛護の暴令(殺生禁斷)を發布するに至つた動機は、世つぎの子供がなかつたに起因する。綱吉は一生を通じて一子(男子)をまうけたが、しかも若君は天和三年五月二十八日病死した。其時の心痛は全く想像以上であつた。若君を失つて彼れの心は荒んできたのである。其後は、加州殿甲府殿を相手に能を演んじて苦悶の情を忘れやうとした。例年年頭勅使として武家傳奏が下向する時には、四座の太夫が饗應の爲め能を演ずるのが例であつた。然るに、綱吉は、御側に仕へまつる人々のみで能を演んじた。(四座太夫は後見を勤めた)綱吉は城中ばかりでなく、牧野成貞柳澤吉保の邸、増上寺了也が坊などに臨んで舞つたことがある。寶永五年十二月二十五日歳末の遊宴を催うした時には、綱吉自身で仕舞十三番を舞つた。殿中お能の番組の一つを。

貞享元年十一月二十日

於二之丸御殿御舞臺

翁 綱吉公

高 砂 御子姓黒田惣左衛門(後シテ豊前守)

箆 牧野成貞朝臣

櫻 川 奏者番 松平備前守正信朝臣

殺 生 石 御老中 阿部豊後守正武朝臣

船 辨 慶 新番頭 神尾市右衛門元清

御好に付

融 高 家 上杉下總守義里朝臣

熊 坂 若年寄 太田攝津守資直

狸 々 綱吉公

綱吉公薨す

寶永五年の暮から江戸市中は、風邪、疱瘡、麻疹が流行してゐた。悪性の風邪は大奥へも侵入し、綱吉にも感染した。二十五日に仕舞十三番を舞つた翌日から發熱夥しく病床についた。翌年正月八日近侍のものゝとむるをも聞かず、能を見物したがこれが爲め容態一變して、正月十日つひに薨去した。

綱吉が、能樂に耽つてゐる頃、京都に於いては靈元天皇が能樂を好ませられ、綱吉は能御催うしの費用を献じたこともあつた。貞享四年四月靈元天皇は皇子朝仁親王に授禪せられ(東山天皇)

靈元天皇と能樂

その六月二十六日から二日間宮中で御代始めのお能が催うされた。(御代始めの能は御土) その時の模様は基熙公記に詳しく出てゐる。

民間に於ける能樂

又この頃京阪地方の能樂も頗る盛んで、その装束の如きも日々華美を競ふやうになつたので、大阪に於いては寶永元年二月に「能裝束軽く仕るべきこと」と云ふ觸れか出た程である。

民間婚禮の席で、公然と高砂などの小謡をうたふことはこの頃から始まつたやうである。塵塚談に、

「我等若年の頃までは、庶人町家の婚禮の親族盃事の時には、必ず一座の者小謡をうたふこと定式にてありけり」云々

この頃に至つて、寺小屋の師匠は童子達の手習終れば小謡の稽古を授けたと云ふことである。

家宣公と能樂

綱吉薨後嗣子なきにより甲府城主入つて六代の將軍職をついだ。六代家宣は學問の師新井白石を登庸して政治の顧問官とし前代の弊政を改革した。家宣の御臺所は、近衛太閤基熙の女であつた。サスが京都のやんごとなき方の息女とて、いたく雅樂を好み七十五萬兩を授じて大奥に雅樂御覽所をしつらへた。かく家宣の大奥では、能樂以外に雅樂が行はれた。家宣の近侍には、喜多

八代吉宗の改革

家から引上げられた中條丹波守直景、同流地謠方から引き上げられた、間部越前守詮房らがゐたので、家宣自身も能の稽古につとめ、大原御幸遊行柳の如き大曲を演んじてゐる。

家宣の薨後家繼がその後をついだが、在職僅かに三年にして薨じ、本家の血統絶えたので、紀州家から吉宗入り、八代の將軍職をついだ。吉宗は紀州家の庶子で久しく小祿に衣食したことがあるので下情に通じてゐた。隨つて將軍職につくや思ひ切つた改革をして、元祿弊政の跡始末をした。後世中興の主と云はれるに至つた。

吉宗は、緊縮主義をとり綱紀の肅正につとめたので、間部越前守をはじめ能役者出身の役人をやめさせた。けれ共儀式としての能樂は之を重んじた。彼れ自身は奥向きの能に於いても自ら演んじたことはないが、折々内輪の催うしをして、十分に能を味つてゐた。吉宗時代には、各流に、名人が輩出してゐる。(觀世に元章、寶生に名人將、監、喜多に八代目十太夫)

吉宗は享保時代にしばしば法樂の能を催うしてゐる。享保十三年三月十一日に世子痘瘡、湯の式を行つた時には、山王社で法樂の能を行ひ一代の盛儀と云はれた。(山王祭りと神田明神祭禮の能は當時としては民衆的のものであつた。)

斯界に名人多く輩出

京都七本松
の勸進能

この頃能樂は町人階級の間にも流行し、中には能樂にこりかたまつた結果産をつかひはたした
ものも多かつた。夫れらの事情は町人考見録にしろされてある。

觀世太夫滋章(シヤアキヤ)(織部)が、元祿十五年九月京都北野七本松内野で子息三十郎清親(キヨナガ)と共に
日數四日の勸進能は一世一代能にもまさる盛儀であつたと云はれる。勸進能の設備は總構へ南北
八十間、東西七十間半、舞臺は南正面、橋掛り十一間と云ふにて大體は察しえられやう。

一條室町辻、二條室町辻、三條大橋、五條京極、四條新町等五ヶ所に、

「來る十八日より北野七本松内野觀世太夫殿勸進能御座候、御望之方可被成御見物候也。九月

七日」

と云ふ掛け札をした。場内の棧敷は將軍家兩門跡のを始め四十八間其料金は上棧敷料銀十枚、下
棧敷料銀五枚、疊料一疊分銀一枚であつた。

この時地謡は京江戸合併で之れを勤めた。太夫は、地謡役者の席次をきめるに際しては公平な
方法をとつた。地謡出勤者に同じ曲を謡はせて、試験の上席次を決した。門閥によらず、情實
によらず、實力本位ですゝんだ所に、面白味がある。地謡役者は江戸方八人、京都廿四人合せて

地謡役者の
論試験

三十二人であつた。

元祿能役者
の評判記

元祿二年に出版された「能評判」は、當時の能役者についての評判記で、好史料である。其中
から二三を抜粹してみると、

觀世織部(カシヱ)(織部)

日の本開山天晴れ御名人と其沙汰世にかくれなし、めでたしく、翁の太夫いやと云はれぬ
御所作ぶり、併しお聲が細くなりたりと申す人がありましたが、夫れは誰れとても年のかさな
るならひ、先づさし扇の見ことさでおらゝはころりとします。

寶生九郎(ホシウ)(太夫)

何を云ふても、云はいでもの様にと長物語、おつとつて、太刀さばきの御名人、何よりも見
ごとなこと、然し身體がダレルやうに見えます。せい恰好御所作ごとなれおふたる御上手、よ
い役はなほ面白しと云ふ。

金剛又兵衛(コンゴウ)

これやこの行くもかへるも別れては、知るも知らぬも、おしなべて所作と御聲となれおほた

る御名人、とかうのことは御座るまい。但し面にちと申し分があるか無いかにて候要するに、徳川時代に於いて能の全盛はこの期であつて、恐らく能樂の最盛期であらふ。能樂の隆盛に押されて、あはれをとどめたのは幸若の舞で、元祿を境界線として再び立つ能はざるに至つた。

第一節 能 舞 臺

能舞臺發達の道程

能舞臺の歴史的變遷の研究に先鞭をつけたのは山崎工學士である。學士は舞臺の構造上からして、

平地時代
他建築假用時代
創成時代
晩成時代
大成時代

と區分を立て、研究せられた。

能舞臺史の上に於いて、一時代を劃するのは、世阿彌の應永猿樂革命であることは云ふ迄もなす。覺習條々に

「先づ樂屋あり、さて橋がゝりに歩みとまりて——をよそ橋がゝりは橋を三分の一程ゆきのとして、一セイをば出るべし。二の句をば橋のつめ舞臺の境ほどにて云ふべし」とある。勿論當時は、能は座敷に於いても、寺院の廣間に於いても行つたのである。橋がゝりより切幕に至る間の松、鏡板の松は昔し松ノ木の間で能を演じたことのある名残をとどめたものである。

能舞臺發達の状況

寛正五年の糺河原勸進能の繪圖をみるに、橋掛りが舞臺に對して直角につけてある。この一事を以て、當時の舞臺に於いて橋掛りは舞臺に對して直角につけられてあつたと速斷することは出來ない。恐らく之は一異例であらふ。

能舞臺の建築、構造は、神道建築の影響をうけてをるとの説もあり又舞樂舞臺より範をとつたのであるとの説もある。この兩説は何れも成立する。余は、神道建築、舞樂舞臺に範をとり、夫

れに猿樂的分子を加味し漸次改良せられて、今日の舞臺が成立したのであると主張したい。歴史的に云へば、足利時代は能舞臺の創始期で桃山時代は其大成期であつた。

徳川期の始めの模範的の舞臺は京都西本願寺の舞臺である。この舞臺と橋掛りの角度は六十度である。この角度は時代に依つて相違がある。寛正以前は斜めであつたが寛正頃直角となり、天正頃は四十度、徳川氏の始めは六十度位、元祿頃は六十五度位であつた。床の下に穴をあけしも、床下に瓶を埋めたのも、何れも音響上からの工夫で、これらは大成時代に於ける工夫であつた。

徳川氏時代の舞臺

徳川時代の舞臺は三間四方（正式は京間一六尺五寸乃至六尺一二寸が一間）で、この舞臺の長さの半分即ち一間半のものを後ろへつけ、別に四尺又は四尺五寸位のを縁側の如くに右へ出し、組勾欄を出すこととした。今日能樂堂と云へば、見物席より樂屋舞臺全部の總稱である。これ共昔は橋がりに鏡の間を加へたものを能舞臺と云ひ、單に舞臺と云ふ時は、三間四方の所のみを指したのである。鏡の間の窓を奉行窓又は物見窓と云ふた。

橋がりの長さには二間三間五間七間十一間十三間とあつた。この「間」は必ずしも寸法に拘泥しない。

舞臺正面の階段は、神前演奏の名残りである。

第二節 能樂の影響

(一) 文學への影響

能樂が徳川期の文學に舞曲に影響した所は甚だ大である。謡曲の影響を最も著しく蒙つたものは、淨瑠璃と歌舞伎である。共に謡曲をとり入れて之を大衆化してゐる。

淨瑠璃は足利時代の末期に早くも其形式が定まり相當に廣く流行してゐたものであるが、其内容が極めて單調なものであつた。近世淨瑠璃の祖と云はれる薩摩淨雲サツマジョウウンとか其門人の時代は、散文調のもので謡ふと云ふよりはむしろ朗讀する箇所の方が多かつたのである。然るに淨雲の孫弟と云はれる土佐少椽チヂバシオマサカツ橋正勝ハシマサカツの時代になると、謡ふ箇所が多くなり、其形式が複雑になつてきた。謡曲をとり入れることは此頃から多くなつたのである。

土佐節と謡曲

土佐少椽の土佐節の中は、

現在 松風 大職冠一代 玉取（海人）

能樂全史

紅 葉 狩 融 大 臣 定 家

一 谷 八 島 蟬 丸 萬 歳 頼 政

卷 狩 會 我 (伏 木 會 我) 安 宅 勸 進 帳

放 下 僧

等の謡曲ものを見出すことが出来る。丁度此頃の(元祿以前)京大阪の方面を見わたしてみると、井上播摩と云ふ名人が出て内容も大いに進歩し、盛んに謡曲ものを取り入れてゐた。

これについて元祿時代になるや、近松門左衛門が所謂新淨瑠璃をうみ出すに至つた。近松は、世話ものを作り出す迄は、多く謡曲をとり入れてゐた。主なるものゝみでも天鼓、凱陣八島、門出八島等十六七曲に及んでゐる。

謡曲が淨瑠璃の中へ流れ込んだ形式は凡そ左に示す順序を踏んできてゐる。

- 1 全部謡曲を模倣した時代
 - 2 謡曲中の趣巧又は文句を、全く別種の物語の中へ轉用した時代
- 試みに近松の凱陣八島を分解してみると

近松門左衛門と謡曲

- 第二段 (安宅より)
- 第三段 (攝待より)
- 第四段 (狂言花子より)
- 第五段 (錦戸より)

能狂言の影 能狂言の文章及び構想は、膝栗毛、一口噺、落語等に取り入れられてゐる。かの能狂言「どぶかつちり」の趣向が十返舎一九の膝栗毛の中に其まゝ用ゐられてゐるのは有名な話である。又狂言の趣向は、茶番狂言にも多く用ゐられてゐる。

謡曲と稗史 又謡曲文の着想は稗史小説類へも大きな影響を與へてゐる。今一例として鉢ノ木をあげんか、天明以前には伊庭可笑の化物鉢ノ木がある。降つて京傳に「龍宮なまぐさ鉢ノ木」京山の「積思雪鉢ノ木」馬琴の「雪負身替鉢ノ木」「佐野常世物語」がある。文化時代には敵討女鉢ノ木がある。

謡曲と俗曲 又謡曲文は、俗曲方面にも大きな影響を與へてゐる。長唄の鶴龜、勸進帳の如きは、謡曲からヒントをえて之を或る程度迄模倣し換骨脱體したものである。

謡曲は和歌、俳句川柳等にも大きな影響を與へてゐる。特に、俳句、川柳に與へた影響は大である。

謡曲と俳句

俳諧師で、謡曲の趣向を巧みに應用した最初の人^{マツナガヒデヒサ}は松永久秀の孫貞徳^{テイトク}である。この人の作には秀逸が多い。例へば

行年を翁媪の惜しむらん

と云ふ句の前句に

こん春にせよ高砂の能

とこんはるを今春にかけた洒落は面白い。この後談林の時代になると、謡曲の趣向は、貞門時代以上に俳諧に取入れられた。談林の開祖たる梅翁の作と云はれる發句五百句の中四十句ばかりは皆謡曲から來たものであり、又その獨吟を調べてみると百句中四、五句は謡曲から材料がとつてある。一二三の例をあげてみると

寺入の子を思ふ道や深からん

三井の鐘つく事ながめそ

旅から旅に度々の空

花は花柳は遊行柳にて

芭蕉の一門は、極めて閑寂な禪味を帯んだものを喜ぶ主張からして謡曲からは遠ざかつて、芭蕉の句にも謡曲のことは極めて少ないのである。

謡曲と川柳

蕉風が流行して謡曲から遠ざかつていつた頃から川柳がしきりに謡曲をとり入れるに至つた。謡の構造、故事、能役者の態度などが川柳に用ゐらるゝに至つた。かく謡曲が民衆文藝に用ゐられたのは、當時の民衆にとつては、謡曲が唯一のクラシックであつたからである。謡曲の普及すると共に、小謡位は風呂屋などでも謡はれたと見えて

百番の外は風呂屋で用はなし

と云つたやうな句がある。川柳を通して當時の社會相を觀察することが出来る。社會相を研究するに當つては俗文學は、好史料である。一二三の例をあげてみやう。

紅葉狩どちらへ出ても魔所ばかり

これは品川海晏寺の紅葉狩と謡曲の紅葉狩とをかけたものである。當時は、海晏寺の近くには

品川の遊廓があり、麻布の奥に魔窟があつた。この句に依つて夫れらのありさまが眼前に浮んでくる。

川柳の作者はすべてのものを滑稽化さねば承知をしない。

脇僧の煙草盆でも欲しく見え

失せにけり幽霊まだはしがより

などは、特に面白い着想である。

謡曲は諷刺的落書にも取入れられた。専制時代に於いては、言論は壓迫されてゐたのであるからして政令に對しての不平を堂々發表することが出來ない。ソコで落書に依つて不平の一端をもらしてゐたのだ。

いで其時の運上は、酒鹽にて有しよな。其返報に京に大火事、大阪に津波、江戸に砂ふり、合せて三ヶの條、うらや瀬戸やに至る迄相違あらざる自身番、行燈出せ畏りて候（鉢ノ木）寶永落書より、

又謡曲から考へついた遊戯もいろ／＼考案せられた。

謡曲と諷刺的落書

芝居の最初の形式

(二) 舞曲方面

能と芝居との關係も深い。芝居と云ふものゝ最初の形式は云ふ迄もなく歌舞伎であつて、其形式は女の舞が主なる要素となつて夫れに狂言が加はつてゐたのである。

しかも歌舞伎の舞は小唄の舞とも云ふべき性質のもので、能の舞よりは極めてプリミチーブなものであつた。

歌舞伎を始めたと云ふ出雲のお國は出雲大社の巫女舞から、舞を考へ出したとさへ云はれてゐる。又歌舞伎の起原の一つをなす傳助の糸綸も極めて單純な舞であつた。然るにお國の夫と云はれる名古屋山三郎（異説もあ）は、お國の考案した舞に傳助の舞、能樂のアイ狂言のやうな滑稽的な所作を加へて、新形式をつくり出したのである。お國一派の歌舞伎が流行した頃、佐渡歌舞伎と稱するものも流行してきた。佐渡歌舞伎は、お國の歌舞伎以上に能の影響をうけたものであつた。これは原始時代の歌舞伎の状況であるが、此後能が上中流にもてはやされたのに對して歌舞伎は平民階級の娛樂として時代と共に進んだのである。本書は歌舞伎の發達について記述するものが主でないからして、發達の状況については抄略する。

お國歌舞伎
と佐渡歌舞伎

謡曲から生
れた芝居

謡曲から生れた芝居として第一にあげなければならないのは、五條の橋である。之は橋辨慶を作りかへたもので、脚本としては成功したものである。土蜘蛛は、先代の菊五郎が金剛流からとつたもので、之れについては斯界で有名な物語がある。この外連獅子、紅葉狩、道成寺など、澤山にある。市川家十八番の勸進帳の如きは徹頭徹尾能がよりである。又謡曲隅田川を轉化させた曲に賤機と云ふのがある。之は一中節にも常盤津にも作られてある。又能狂言が劇に與へた影響の大なることも忘れてはならぬ。

能の仕舞か
ら出た舞踊

能及び狂言(特に狂言)は、茶番太神樂へも大きな影響を與へてをる。又能の仕舞から脱化した舞踊も多い。現存してゐるものでは京都の山村舞、名古屋の西川舞が有名である。山村舞は、觀世流の仕舞の型を舞踊に應用して成功したのである。

野呂松勘兵
衛の人形芝
居

寛文延寶の頃、和泉太夫座の野呂松勘兵衛は、能狂言を人形に應用した。野呂松の能狂言の趣向を應用した人形芝居は、一時世間から持てはやされてゐた。

辻能

又能樂の流行するにつれて、辻能と云ふものが流行するに至つた。辻能は草芝居とも云はれ、身分賤しきものが集つて神社佛閣の境内や廣場に小屋をかけて興行したのである。正徳四年神社

照葉狂言
今様能樂

奉行森川出羽守は神社の境内にて興行することを禁じてゐるが、この制令も永くは行はれず辻能は一般民衆からもてはやされてゐたのである。辻能の團體も相當にあつたやうである。

又幕末に至り照葉狂言と云ふものが民衆の間にもてはやされた。照葉狂言が江戸で興行された、始めは安政三年で、興行の小屋は、芝神明社内にしつらへられた。これは能を一層通俗化したものであつた。照葉狂言は辻能よりも生命永く、明治維新後迄も行はれた。明治になつてから、和泉祐三郎は、照葉狂言に藝事的改良を加へ、能と劇と舞踊とを巧みに加味調和して今様能狂言と號し、各地を興行して歩き一時關西方面でもてはやされたが、今では全く絶滅してしまつた。

第四章 幕府保守時代の能樂概況

中興の英主吉宗職にあること多年、治績大いにあがる。延享二年職を家重にゆすり、西城に隱居して、新將軍を後見した。然れ共吉宗の薨後家重政に倦み、田沼主殿守意次を旗本より拔擢して政權をゆだねるや弊政續出した。隨つて幕府の紀綱は弛んだが、之れが爲め藝術は反つて進歩をみた。

家重と左近元章

家重は幼少の頃から能を好み、觀世左近元章について能の稽古をした。卒都姿、關寺のやうな重きものを勤めてゐる所からみると、この道にかけては通であつたらしい。當時太夫が將軍家への御稽古は、一端御扈從に教へ御扈從から將軍家へ御傳授するのであつて、直接御教へすることは出来なかつたのである。

田沼父子政權を握る

寶曆十年四月に家重は家治に職を讓つて隱居して以來能の催うしは、しばしであつたが、翌年六月、五十歳を以て薨じた。家治は田沼父子を登庸し、意次は遠州相良五萬七千石の大名と出世した。家治は政治向きのことには一切關係せず田沼父子に任せただけで、田沼の勢は飛ぶ鳥をも地におとす程であつた。家治は常に御殿奥深い所で安逸をむさぼつてゐたので、天明三年の淺間の噴火をも知らなかつたと云ふことだ。

三度諱ひ返した四海波

家治が健康を害した因は酒色に耽つたからである。父家重は重き淋疾におかされ生涯之れに悩まされてゐた。或る年の御諱ひ初の式で、觀世太夫が「四海波」の小諱を諱ひかけると將軍は小用に御立ちになつた。三度御立ちになつたので、太夫は三度諱ひかへしたと云ふことが正確な記録に残つてゐる。「四海波」の諱ひかへしは稀代の一椿事なりと取沙汰せられたと云ふことだ。

家治時代の能役者

家治の時代には、名人と迄云はれた腕達者が多かつた。觀世に元章、織部、三十郎、寶生に丹次郎、金春に八左衛門、金剛に又兵衛、喜多に七太夫健忘齋の如きがゐて互ひに藝を競つた。この頃四座太夫の屋敷は、

- 觀世太夫 京橋南一丁目
- 金春太夫 山王下
- 寶生太夫 神田旅籠町
- 金剛太夫 西久保
- 喜多七太夫 西久保

にあつた。

家重の治世寶曆五年十一月廿日の命に

「役者より御取立之者は萬事につき取扱別段に有之候所、向後は右筋の者にても並之通心得、何ごとによらず、役者より出候筋と申候 無差別取扱候様に被仰出候事」

とある。常憲公以來能役者より士分に御取立になつたものは相當に多いが、差別的待遇をうけ

能役者優遇の一端

てゐたのである。その差別的待遇を撤廢すると云ふのであるからして、之れは能役者に對して一大恩典であつた。

第一節 明和の改正

霸氣滿々たる元章太夫

この時代に起つた大きな事柄は、明和の改正であつた。觀世太夫元章は太平の世には珍らしくも霸氣滿々たる人であつた。自分が將軍家の御指南番として世に時めいてゐた地位を利用して、謡曲文の上に大改正を企て、家元の權勢を利用して觀世一流に之を實行せしめた。これ所謂明和の改正と云はれるものである。大和田建樹氏は、「十五代の觀世太夫に元章と云ひし人あり。學識ありて此道に熱心深かりしかば、從來の謡曲を改正して、明和年間に上本せり。世に之を明和の改正とも改正本とも云ふ」と簡単に片づけてをるが、謡曲文の改正をしたのは元章太夫ではない。改正の任に當つたのは國學者加藤枝直であつた。

明和改正に至る事情

八代吉宗の息にして白河樂翁の實父に當る田安中納言宗武は、尙古の心がけ深き人であつたので、謡曲文の語格、テニハ、假名づかいのあやまり、故事詩歌引用の誤りを改正せんと欲して之

を元章太夫にはかつた。元章は霸氣滿々たる人であつたからして之を快諾した。こゝに於いて宗武は、加茂眞淵に謡曲文改正のことを依囑した。眞淵は、當時著名の國學者であり田安卿に仕へてゐたが、元來片田舎に生ひ立ちし旅人宿の聳養子で辛苦の中に成功した人であつたから、謡曲には趣味がなかつた。こゝに於いて眞淵は、親友の加藤枝直に謡曲文改正の件を依囑したのである。枝直は毎日朝食前に一番、毎食後に一番づゝ謡はなくは氣がすまぬと云ふ位の謡曲黨であつた。之を要するに、明和の改正は、

發案者	田安宗武
藝事主任	觀世元章
改文者	加茂眞淵 <small>(實際の仕事は加藤枝直)</small>

に依つてなされたのである。

加藤枝直の苦心は、「改正謡曲草案一卷」を見れば分かる。草案の一節を

加藤枝直の苦心

蟬丸

五更の雨もやむことなし

能樂全史

身をしる雨もやむことなしナルベシ

此雨は涙ナレバ 五更と限りがたし。

竹生島

いざさしよせてこととはん

いざさしよせて釣たれん ナルベシ

かく、枝直が苦心して字句を改訂せしものに元章が節附して、元章の名にて出版せしものが、明和二年發行の改訂本である。この改正本の行はれたのは、明和二年から安永二年に至る九年間である。この間觀世流全體の能役者の蒙つた迷惑は一通りではなかつた。明和の改正に際し、新作「梅」と云ふ曲があらはれた。

翁草に明和二年の冬、家元より諸國の門弟へ送つた値段書が出てゐる。夫れによると

- 上 本 (雛子摺、角包) 十六兩
- 中 本 (美濃紙摺、角包) 五兩三分
- 次 本 諸紙摺

内百番	二十册	代金	一兩一分
外百番	二十册	代目同	
舞臺圖	函入三册	代金	一分
一番本	一册	一匁	百番入箱及代三匁
			二百番入箱代五匁

右出雲寺和泉方にあり。

出版元は日本橋區通一丁目の書肆出雲寺和泉椽であつた。

織部太夫の
相續と共に
明和改正本
廢止

元章太夫は、安永二年に歿した。この時、元章の子息三十郎は早世してゐたので、後嗣なく、元章の弟、織部に本家相續を仰せつけられた。この時織部は、

「當流謡のこと近年左近より申上改正被仰付候、私儀生來記憶うすく候故、新改正の文句尙ほ未熟に御座候其家の長としては甚だ見ぐるしく候」

とて辭退をした。然るに公儀より「古來の通りにて相續せよ」と仰せわたされたので、十六代の樂頭職をついだ。こゝに於いて明和の新改正は打破せられたのである。翁草の著者は、

「他座よりのそしり有理りとぞ見えし、而るを織部再び古風へ戻せしこと、大いに可なる哉」と批評を下してゐる。これは當時の輿論であつた。

安永觀世太夫の様子

十六代織部は當時名人と唄はれた人である。安永觀世太夫様子に曰はく、

安永七年九月比

觀世太夫様子

- 一、毎日装束にて舞候事
- 一、高砂松風六十日許り舞候事
- 一、はだかにて舞候事
- 一、能の内舞をかへして舞候事
- 一、野ノ宮へまゐりわらじにて舞候事
- 一、玉川（双子邊）にて鶉つがひ候所を見かんがへまひ候事
- 一、朝より舞かゝり夜通し舞候事
- 一、幸助一日に七番相手に成候事

- 一、はだかにて弟子共稽古候事
- 一、色々装束申付弟子に著せ爲舞見分の上取替候事
- 一、内裏にて一日十番相勤候事
- 一、座付の打方もはだかに致しかまへ等直し候事
- 一、相成候所は名所名所へ罷越し見物致し候事

以上

太夫の生活の一面（藝事上）は、大體察することが出来る。十六代は藝事に對して熱心であつたが、反面に於いては豪華な生活をして人をアツトばかり驚かした。太夫が吉原通ひに、綺羅をつくせるは著名の話である。

觀世鐵之丞家

今の觀世鐵之丞の家は、十五代元章の弟清尙が分家して起つたのである。清尙は分家したが後に十七代の樂頭をついだ。この時分家の方は清尙の三男清興がついだが、復た宗家に入りて織部太夫と稱したので分家の方は清興の次男清宣がついだ。かく鐵之丞家と宗家との間には深い關係があつたのである。

第二節 能樂古書籍

能樂に関する書物の出版せられたものは其數頗る多い。こゝには古書籍の二三のものについてしるすにとどめる。詳しくは拙著能樂全史五六八頁以下を参照せられたい。

謡抄
謡註釋本の中で最も古いのは謡抄である。この書は文祿四年に選ばれ全部二十卷よりなつてをる。(言繼卿目錄文祿四年三月二十四日の條参照)

これ以前にも能樂に関する書物はあつたが、板刻せられてゐない。この謡抄は、林羅山の謡註釋本と區別する必要からして、古抄もしくは舊抄と云はれてをる。徳川期出版のものゝ中で頭角をあらはしてをるのは謡曲拾葉抄廿卷である。百一番の謡曲に對して曲の出典、辭句の解釋を懇切に記したものである。(蜂須賀家にも二百番の謡曲を註釋したものがあるが刊行せられてゐない。) 慶長十年に、神龍院梵舜が自註の謡抄を家康に進献したこともあるが、公けにされてゐない。前田侯爵家にも謡言粗志と云ふて、謡曲文に解釋を施したものが残されてゐるが、世に公けにされてゐない。(二百番) 貞享四年に、奈良土産と云ふものが出版された。之は謡曲の文句について批評を加へたもので

あるが、何人の作か分らない。

雑史類

雑史類に於いては、猿樂傳記、四座系圖、秦曲正名闕言などが有名である。藝道に關しては、花傳書、玉淵集、實鑑抄其の他が珍重せられた。藝評としては承應二年九月の「承應神事能評判」が最古のものである。これは喜多十太夫が神田明神で演じた能を秋扇と云ふ人が批判したのである。次いで舞正語磨、猿轡が出版された。當時は、能樂は神祕なものとしてゐた時代であつて、藝道に關することは家元始め其道の家々に祕藏せられて世にあらはれなかつた。

第三節 謡本の刊行

謡本上梓の時代

謡本か上梓せられるに至つたのは徳川時代になつてからであつて、夫れ以前には書寫したのである。夫れらの事情は大納言山科言繼卿の日記に依つて明かである。徳川期に至つて謡曲本が刊行されても、夫れの大部分は觀世流であつて、他流のものは書寫したのであつた。(流儀の謡本の中には觀世の謡本の文句を自流に) 謡本の上梓せられたものゝ中一番古いのは、光悅本である。之は直して使つたものもある。慶長年間嵯峨の人角倉素庵の開板せしもので素庵の自筆を版下としたものである。本阿彌光悅が

光悅本と元和卯月本

書いたとの説があるので光悦本と云はれてゐる。初摺後摺等數種あつて、烏子紙兩面摺粘葉綴のもので珍重せられてゐる。之は百番のみしか上梓されてゐない。之れについて古いのは、元和卯月本（百番）である。奥書に

右百番之本者我等直傳石田少左衛門

章句付依。板起猶以令清書加奥書畢

元和六年卯月 日

觀世左近太夫暮閑

とある。板下は暮閑の自筆と云はれてゐる。之れにつゞいて寛永卯月本（百番）が古い。内外共にそろふのは、明暦年間に外百番が上梓された時である。この後觀世流の謠本は暫々上梓されてゐる。古い謠曲本の書肆の中では山本長兵衛の家が有名である。翁草に依れば、山本長兵衛の家は觀世周雪の時から觀世家との關係が密接となつたのである。謠本を五番一冊に合綴したのは寛永以後で、これに就いては「難波江」に説が出てゐる。けれど組み合せ方は一定してゐなかつた。組み合せの一定をみるに至るのは天保十一年の山本長兵衛板の謠本からで引つゞき今日に及

んでゐる。

寶生流の謠本

寶生流の謠本が上梓されたのは、寛政十一年三月である。嘉永六年に訂正して明治に及んだのである。

下がりの謠本

下がり本の古い出版としては、萬治元年出版の「百番仕舞附」と云ふ本である。元祿四年に至つて谷口本と云ふものが刊行され、三流共に之れを使用してゐたやうである。金春流に天明板がある。金剛流の謠曲本の上梓されたのは、安政年間であつた。

第四節 能役者の生活

幕府時代能の役者は、幕府から保護をうけてゐたので、生活の資には窮しなかつた。（藩御抱者は藩から扶持をえてゐた。） けれ共、金錢に對して執着心なかつた彼れらは、可成りに豪遊をしたので、實際は生活費に追はれてゐたやうであつた。

當時の役者は思ひ切り豪遊をしても、之れに耽溺するものは少なく、藝事に對しては熱心であつた。當時は、歳十五になる迄に二百番の謠ひの文句を暗誦しえないやうでは一人前にはなれな

藝事には熱心

當時の教授法

いと稱せられてゐた。太夫の後繼者は五歳乃至六歳から稽古にとりかゝるのが例であつた。斯道の稽古は嚴格をきはめたものであるが、教授法は理智を以て説かず自身工夫に工夫を重ねて自らさとするやうに仕向けてゐた。實生新朔が始めて鉢ノ木を勤めた時、祖父の新之丞から教へをうけた。「あら曲もなや」の一句の謠ひ方がわるいと云はれたので、随分工夫もしてみたが、「マダいけない」と云ふのみであつた。新之丞は「何がゆるゑにわるい」とは云つてくれないでたゞ「いけない」と云ふ丈けであつた。サテ能の當日となり新朔が樂屋入りをすると祖父から使ひがきて状箱を新朔にわたした。書状をひらいてみると「獨語するつもりで何氣なく謠へ」と書いてあつたので、新朔は始めてさとることが出来た。これは當時に於ける教授法の一例である。

公儀のお能の時に役儀について何か失策があると、謹慎若しくは遠島に處せられることになつてゐたので、役者は何れも眞剣で、失策のないやう稽古に稽古をつんだ。大藏流の茂山英政(文化年間の人)の藝道身持談の或覺書に當時の役者の藝に對する精神がよくあらはれてゐる。

一、十日前より不陰とすべし。
酒食をひかへ、醬油鹽からきものは喰はず、辛き品、油氣、生なるもの、餅の類、黒砂糖入

藝道修業の心得書

りたる品、生肴、葱の類慎むべし。

一、味噌汁、鶏卵を味噌汁にて煮ぬきたるは吉し。

醬油にてはあし

一、十日前より文句を能く覚え日々三度宛は稽古すべし。但二度は中音一度は大きく張るべし。サテ二日前より何事にも心を使はず、只心を寛りと持つべし。

一、前日には朝目さめてより藥を用ゆ、龍のう丹又はそふたい散などよし。

くちなし實、昆布、きこく、此三品を黒焼にして甘草、白砂糖に合せ白湯にて吞むべし。

尤も各極細末にして當分に合すべし。但食前に用て吉し。日に三度夜寢覺に吞む。

一、前夜は味噌汁に鯛、はも、こち、玉子の類入れ随分喰つて腹つよくして吉、當日の朝も喰ふべし。

一、前夜は早く寝るべし。又當日役すむ迄は一切酒を吞む可らず。酒を飲む時は聲ひぞり、足元悪くなり、身も崩れ、其他不禮粗相の生じ易きなり、同音事の時は別して謹むべし。

一、役前二番に成り候はゞ役の人は申すに及ばず、後見樂屋働きに至る迄座を立つ可らず、シ

テの人へ對して不禮なり(云々)

一、役前には大小便し、水にてうがひ又は顔を淨ひ、髪を撫でつけ、空腹なればむすびなりと食ふべし。ひもじきもあしければ、又腹の張るもあし。

(以下略)

當時は寒稽古、土用稽古と云ふことが嚴格に行はれた。寒稽古は夜中か早朝に行ふのであつて人通りならぬ苦しみであつた。土用稽古は大暑中三十日間行ふので、一日七番位づゝ諺ふのが例であつた。

當時の能役者は、苦しんで修業した上、藝事に對する責任觀念が強烈であつた。夫れが爲め一面、藝事に對して意地あく迄も強く自己の主張を容易にまげない點もあつた。能役者は片意地と云はれたのも畢竟これが爲めであつた。

當時は萬事格式を重んじた世の中であつたからして能役者も平生これを重んじた。席順の如きは、すべて一定してゐて之を犯すことは出来なかつた。部屋住みの間はよいが一役となると(獨立したもの)やかましい儀禮で束縛されたものである。

寒稽古と土用稽古

格式を重んじた

能役者の中でも當時の家元は、随分豪華な生活をしてゐた。大名のやうな生活振りであつたと云はれるが、シタツ端のものはさうはゆかなかつた。太夫は拜領屋敷にすみ、専心藝の修業が出来たのである。

第五章 幕府衰亡時代の能樂概況

將軍家齊在職五十有一年。白河樂翁公幕政に參與せし時は、天下よくおさまりしも、所謂文化文政時代に至るや、表面は天下太平であつたが、一度び裏面をうかゞへば、幕府衰亡の兆歴然たるものがあつた。これ大局より見て、家齊の時代を「衰亡時代」に入れた所以である。

家齊は天下太平の夢をむさぼり、五十有四人の子供をつくつたしたゝか者である。能樂にたしなみあつた人があつたが、大奥の御催うしは、吉宗時代に比較をすると割合に少なかつた。けれども共世は天下太平であつたので、能樂は流行し、役者の中にも腕達者のものが多かつた。

當時の能役者では寶生太夫の勢力が強く、反つて樂頭の觀世太夫をも壓する程であつた。十二代は家慶で、この頃天下の形勢は内外多事であつたに關らず、大奥に於いてはしきりに能

家齊は在職五十二年

家齊將軍と能樂

家慶と能樂

樂の御催うしがあつた。家慶は寶生流の能を學んでゐたので、寶生太夫の權勢は大したものであつた。當時の定めでは樂頭觀世以外には、非番と云ふことがあつたのであるが、この時寶生にも在府を命ぜられたのは、太夫が寶生家の御指南を承つてゐたからである。弘化五年（嘉永元年）に寶生太夫が一世一代勸進能を興行しえたのも前代以來將軍家の御指南役を勤めた餘光の然らしむる所である。

水野越前守
と能樂

水野越前守忠邦が、天保年間に大改革を斷行して、人心の奢侈に赴いたのを匡正せんとしたことは安逸に流れた當時の人々にとつては青天の霹靂であつた。當時能役者も天下太平になれ、すべての點に於いて増長してゐた。忠邦は能役者に對しても命を下して、漫心をかたぐいましめた。けれ共忠邦の改革は餘りに急激にすぎた。夫れが爲めに惜しい哉中途失敗に歸した。忠邦が四座一流の太夫に

「其方共、並座中之者共、業體之儀は元來田樂に差次候品々有之、仕手方の者大小の狂言をもいたし候程之儀に候所、當時に至り候ては段々一家をなし常に高上に相構へ候段甚以て心得違之事に候。以後は段々家業の根源を得と相辨へ、諸向へ對し、謙遜辭讓の禮儀、專に可相心得候」

と命じた時には、能役者達には青天の霹靂と響いたであらふ。

猶忠邦は、

「能役者は、諸家の用向は無録にてつとめて然るべきであるに關らず多額の勤料をとると云ふことはけしからん。以後は、家々の仕向通りに従ひ、決して貪慾の振舞あつてはいけない。」と一喝してゐる。當時、能役者は、天下太平になれ、諸侯の邸で能を勤める度び毎に莫大の收入があつたのである。諸侯方においても、他の家との釣り合上、能役者に對する目録は知らず知らずの中にせり上つていつたのである。

又能裝束を新らしくつくることを禁じた。（特別の場合を除いて）更らに能役者にとつて手ひどく響いたのは

「習事につき申合之家に無之候ては、不相勤様致來候ば仕來とは乍申、甚如何のことにて既に是迄御用之節も彼是差支之儀を申立不都合のことも有之候間、向後御用の節は勿論、諸家にて催候節も申合之家に無之候ても差支へ相勤様兼て打寄申合置可申候、尤も能一番の手續等決而差略致間敷候」

の一條であつた。

水戸烈公と
要石

水野越前守と仲のわるかつた水戸烈公は、能樂をたしなみ、自らも能を演んじ仕舞をまつたことがある。要石と云ふ謡曲は、烈公の作である。

町人と能樂

水野越前が大改革を執行しても、能樂は、町人階級の間にもはやされた。町人は公然能を演ずることをゆるされてゐなかつたのであるが、實際上に於いては町人も密かに舞臺をしつらへて同志を集めて能を催うしてゐたのであつた。中には能を演んじたことを發見されて譴責された者もあつた。天保七年五月に札差の松屋定吉一味のものは能を演んじたが爲めに譴責された。其時の申渡の文中に「別莊座敷の畳上げ候へば舞臺に相成様補理」とあるのをみても、巧みに構造されてゐたことがわかる。この時定吉から沒收した能裝束は六十七點、能道具類六十四點であつた。これは天保改革の犠牲であつた。他の時代に於いては、町人が能を催うしても夫れは默許となつてゐたのであつた。

吉原の能樂

十一代將軍の文化文政頃から、吉原に於いても、其筋の目をくらましつゝ盛んに能を催うしてゐたのである。吉原雜記に

一、山口七郎右衛門方には能舞臺ありけり。故に平日能をせしなり。享保元文の頃も、若き者共山口の舞臺を借りて能興行、氷室、頼政、黒塚、芦刈、鉢ノ木、融、

一、角町巴屋吉左衛門方にも能舞臺あり。廣座敷の畳をあげると下は舞臺板にて、左右の戸棚をあけて手摺をつければ直に棧敷となる。舞臺の下土間へは瓶を並べていけ地形せしなり。

これも其筋では大目に見てゐたのである。

嘉永六年六月三日、米國水師提督ペルリ兵艦四艘兵卒五百人を卒ひて浦賀に來たり開國をせまるとや國論沸騰して開國？鎖國？の論に國民は熱中した。かくなつては幕政も抑も末である。

幕末の時勢
と能樂

幕府の政綱の弛みしに乘じて能樂も古式に稍くるひを生じ、改正又は替の形と稱して、昔の風を失つた點も多い。これ時の勢いの然らしむる所である。金剛唯一が土蜘蛛千筋傳、小鍛冶の白頭、舟辨慶白波の傳を工夫したのも一に時の勢いの然らしめた所である。

井伊大老と
能樂

日本開國の元勳井伊大老は、あはれ櫻田門外血染の雪と消えはてしも存生中は頗る喜多流の能樂を好み、自ら能を演んじたことも暫々であつた。大老は養母耀鏡院に對して孝心あつく、しばし能を催うして慰めまいらせてゐた。

庄司翁の能樂無用論

國事多端の折りにもかゝらはらず能樂は依然として行はれ、萬延元年の末には本城奥に能舞臺が新築されて十二月十三日に盛大なる舞臺披きが催うされた。けれ共時勢の然らしむる所か、能樂無用論を唱へるものも輩出した。庄司考棋は經濟問答秘録に於いて、

「俳人、角力、能師、淨瑠璃、芝居等、高名の輩起らば、其國の恥辱なり。故に恥を恥ぢて、唯文武專用にすべし。」と極論してゐる。

第一節 黒川と大山謠

足利時代の能樂は、畿内を中心として、即ち之を狹義に解すれば、京都奈良を中心として行はれた。けれ共、この時代には地方には手猿樂の座があつて、能界は統一せられてゐなかつた。能界の統一が完全になつたのは徳川時代である。この期に至つて、江戸の四座一流を中心として、能界は統一せられたのである。大中心地は江戸にあつたが、小中心地は各地各地にあつたのである。

能界が統一せられたのは徳川時代の

當時特殊のものとしては

- (1) 大山謠
- (2) 黒川能

があつた。大山は相模國にある。觀世流より出でたる特殊の謠方を明治時代迄傳へてゐた。能として最も特色のあつたのは、黒川能である。

黒川は、羽前國東田川郡黒川村大字黒川であつて、同山の裾野に位し、庄内盆地の中心都會たる鶴岡の城下へ二里ばかりの地である。

庄内物語云ふ、

「湯殿山西の麓に黒川村あり。黒川明神鎮座あり。此社毎年正月三日、夜より朝にかけて神事能あり。社家百姓相傳へて、或はシテ或はワキ、或は笛鼓の役とて、其家々に取傳へて猿樂の能藝、農業のいとま〜、又は城下に奉公するものも其役を捨てず」と。

黒川能の起原については、いろ〜の説がある。普通行はれてゐる説は、(1) 清和天皇出羽の庄内へ御下りの時、御供の人々が舞はれし猿樂の遺風なり。

黒川能

(2) 後小松天皇の皇子小川皇子が亂世をいとせられ都を落ちてこの地へ來り給ひし時御供の人々の内に劍持勘解由、進藤某なるものあり、兩人共清次の弟子であつて、能樂をこの地に傳へた。

この二つの起原説については、大いに考慮を要することと思ふ。余は、黒川村へ出張して親しく其能を見、又記録について研究し、其結果、
「黒川能は、足利時代初期に於ける大和猿樂の藝風を傳へた」
ものであると確信してをる。

黒川能の役者は、黒川村の村民であつて、平日は農を業としてゐるのであるが、本業のかたはら能の稽古をしてゐるのである。上下二座に分れてゐる。昔は能は上座が三十六番、下座三十六番であつたが、後世番數もふえて上座二百四十九番、下座二百三十八番となつた。

さて黒川能が、永く、足利時代の能樂の原型を傳へることが出來たのは、

- (1) 酒井侯の特別なる保護獎勵のあつたこと
- (2) 交通不便のため他國との交渉が少なかつたこと

黒川能の役者

黒川能が原型を傳へし原因

にある。この黒川能も、時勢の然らしむる所か漸次、其面影を失ひつゝあることは、如何にも残念なことである。

村の鎮守春日神社には十三間に七間の拜殿がある。三間四方の能舞臺が其中央にあり、左右に樂屋あり兩方に橋が、りがついてゐる。上座は右より下座は左より出るのである。

第二節 地方の能樂

(一) 畿内

京都の能

京都

今日の能樂が應永時代に確立するや、畿内は日本全國能樂界の中心地たるの觀があつた。徳川時代に至つても關西、狹義に解せば畿内の中心地であつた。

京都は足利、豊臣兩時代に於いて日本全國の能樂の中心地であつた。徳川氏の時代に至つても猶關西能樂の中心地として重要な地位を占めてゐた。勸進能の如きは屢々催うされてゐた。

徳川時代に於いても禁裡、院御所の御催うしが足利時代と同じやうに催うされてゐた。禁裡の

特色のある禁中のお能

御催うしは、御即位の御時が最重であり、其外に折にふれて催うされてゐた。三月の御催うしは櫻のお能とも云はれてゐた。(光臺一覽)禁中の御催うしには、四座の能役者は參勤をゆるされなかつた。こゝのみは別天地で四座の太夫にも勢力はなかつた。幕府直屬以外の能役者、例へば片山(觀世)川勝(金春)野村(金剛)堀池(喜多)の如きが御用を勤めてゐた。云ふ迄もなく禁中の御能は質素を旨としてゐたので、御賄の如きも、朝は味噌汁に焼しびら、晝はかますの焼物、夕は焼糟と香の物が普通であつた。たゞ院御所の御催うしには參勤の能役者に制限がなかつたので、四座の太夫も出勤したことがあつた。

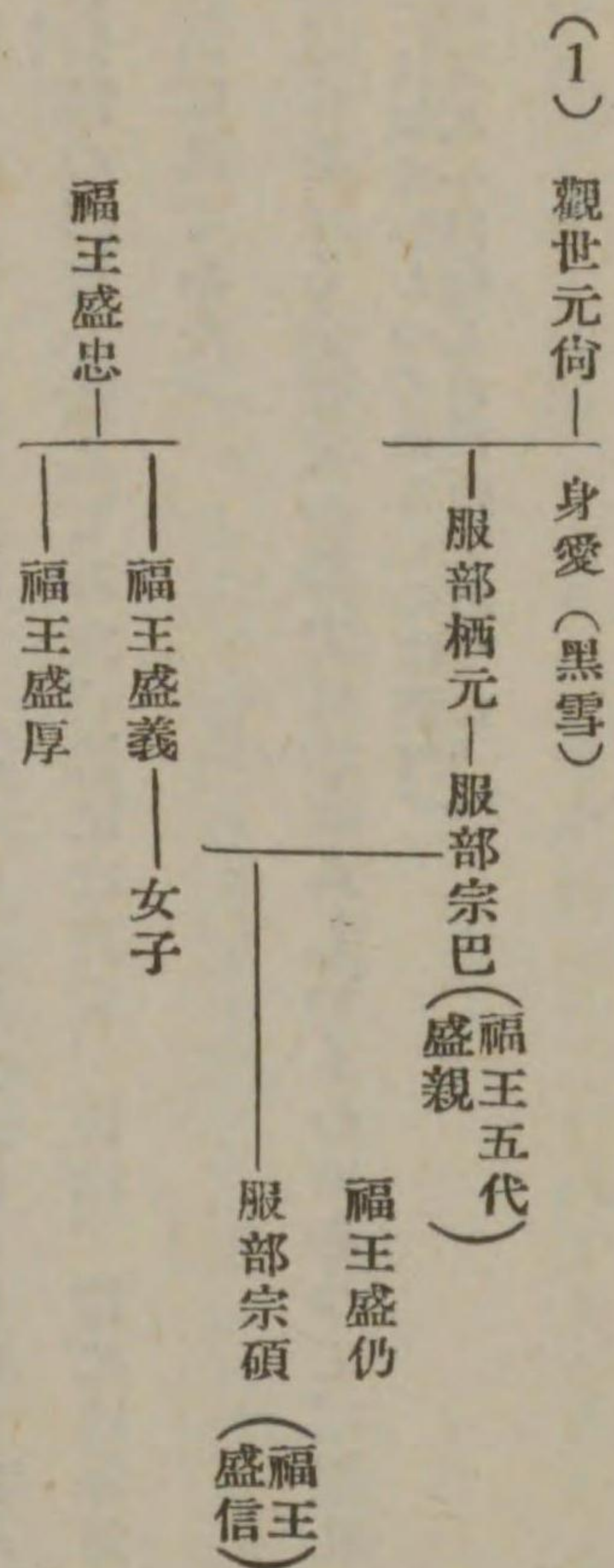
京都在住の役者

京都には、いつも各藩の能役者が在住してゐた。之れは、禁裡の御用に備へやうとの考へからだと云はれてゐる。(土着の役者では觀世の片山家、金剛の野村)各藩の役者で京都へ派遣されてゐた重なる人々をあげておく。加賀の竹田權兵衛(シテ)中川猶吉(シテ)岡次郎左衛門(ワキ)土佐の堀池佐兵衛(シテ)などは有名であつた。

京觀世

元來京都の謡は福王宗巴(觀世流)が植えつけたもので、その流れは五軒家即ち岩井、林、井上、岡村、竹村の諸家となつて京都謡曲界を牛耳つてゐた。後に園淺井も一家をなした。京都の

片山家の如きは、岩井家から出たのであつた。



所謂京觀世は宗巴が京都に隠居してから宗碩の物故に至る凡五十四年間に出來たものである。盛信は寶永七年五十一才の時入道し宗碩と號した。正徳六年四月二十七日六十二歳で歿し、其後は未亡人智清尼が萬事を取扱つてゐた。智清尼は寶曆九年十月二十九日に八十四歳病歿した。(宗巴は延寶元年五月二十六日、六十五歳で歿した。)

(2) 謡講(諷講)

五軒家は素謡専門で能は舞はなかつた。京都では素謡會のことを謡講と云ひ御簾をたれ或は障子を立て其内で謡ふ風があつた。京觀世の謡方は、同じ觀世流でも多少特色があつたが宗家では之を認めてゐた。

但し能の時には江戸觀世の通りに謠つたのである。謠講については「後はむかし物語」に詳しくかゝれてある。

禁中の御舞臺はもと、紫宸殿の御庭にあつたのであるが、天明の大火に類焼して以來は再建せず常の御棧敷で行ふたのである。お能は朝六つに始まり翌朝に及ぶことがあつたのである。

京都は、能美術、能樂書籍出版の中心地として、この方面に於いては寧ろ江戸を凌駕してゐた。

奈良

奈良の能

和州は大和猿樂の發祥地であつて、金春太夫は大豆山町に一千坪餘の邸宅を構へ、毎年薪能及若宮祭禮の御用を勤めてゐた。脇には高安、佐治、笛には春日流の長命が住し、大小鼓には大倉流が行はれてゐた。

奈良に於ける金春家の勢力は素晴らしいものであつて、銀札を發行してゐた程であつた。(徳川時代には領地をもつてゐるものは領内通用の銀札を發行したのであつた。)

大阪

大阪の能樂

大阪は、豊公が大阪城をきづき、伏見堺の商人を招いて在住せしめて以來、一時能樂の中心地

となつたが、冬の陣夏の陣以來は日本能樂の中心地としての地位を江戸に奪はれた。けれ共、徳川時代を通じて大阪は日本に於ける經濟上の中心地であつたので富豪の徒が多くすんでゐた。其關係からして能樂は盛んに行はれてゐた。

元祿時代以後大阪には能舞臺は五ヶ所ばかりあつたが、後二ヶ所となり天保の水野越前守の改革後は一ヶ所となつた。古春左衛門が天保年間に舞臺の再興を願ひ出たにも關らず許されなかつた。

大阪在住の能役者

勸進能も暫々行はれてゐた。大阪在住の能役者としては古春左衛門の家が最も古く、もとは金春流であつたが、後に寶生流に轉じた。浪花文庫に、

「古春氏は南久太郎町一丁目に住し、保生流の能太夫なり。往古より天王寺に由緒ありて、すなはち先祖は秦の河勝にて、天王寺中の猿樂のよし、次男或は弟ある時は、かならず河勝を以て氏とす云々」

惜しい哉古春家の藝は明治になつて斷絶した。この他大阪での名家としては觀世流に生一、大西の兩家があつた。生一家はもと林家から出て延命佐二郎と稱してゐたが、代々夭折したので、

縁喜をかついで姓を生一と改めたのである。生一の名は觀世宗家が選んだのである。今の左兵衛氏は其後裔である。幕末大阪に居住したシテ方の主なる人々は、

古春 左衛門 (寶生流)

生一 左兵衛、大西寸松、大西鑑一郎、大西亮太郎 (以上觀世流)

高村 太左衛門 (金剛流)

喜多文十郎 (喜多流)

大藏 錠次郎 (金春流)

(二) 中國地方

山陽道の各藩は概して能樂に對して熱心であつた。岡山廣島山口等は其中心であつた。山陰道は概して山陽道に及ばなかつた。

廣島の能樂

廣島藩に於いては、藩の御役者としては喜多流が重んぜられてゐた。觀世流は極めて微弱で、吉井新右衛門と云ふ人の名を語りつたへてゐるにすぎない。廣島の民家では六分は喜多流、四分は高安流であつた。

藩御抱えの役者としては太夫家は中村喜太夫、ツレの家として十河と長谷川の兩家があつた。

中村喜太夫の家は、代々藩の太夫家として時めき、士分の取扱をうけ、家録は甘石、十人扶持であつた。十河勝之進の家も舊家で十石五人扶持であつた。長谷川久米五郎の家は元祖久米五郎が(天明頃の人)喜多古能の門人となつて藝をみがいて以來、ツレの家として十河以上に勢力があつた。代々十五石十人扶持を賜はつてゐた。ワキは高安宗八郎の家が古く、八石五人扶持を賜はつてゐた。

地謡方は町人謡曲家から志願したものを試験の上採用する定めであつた。現在喜多流の新進樂師と云はれてゐる栗谷氏の家は代々藩の地謡役者であつた。

(三) 四國地方

四國の能樂としては松山の能樂を語らなければならない。松山は十五萬石の小藩ではあつたが能樂は發達してゐた。當時藩邸には、二之丸と三之丸とに能舞臺があつた。

松山で行はれた流儀は、仕手方喜多流、ワキ方寶生流、笛方森田流、小鼓方幸流、大鼓方葛野流、太鼓方觀世流、狂言方大藏八右衛門流であつた。仕手方としては宇高と高橋の二家が代々

松山の能

家藝を繼承してゐた。能役者の中には子孫が家藝を繼承しなければならぬ家と一代限りですむ家とあつた。宇高家は邸内に稽古舞臺を設けてゐた。舊幕府の頃には、藩から費用を出して有望の者を江戸へ修業に出したこともあつた。

(四) 九州地方

九州能樂の中心地は地形の關係からして、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島等にあつて、大中心地はなかつた。福岡に於いては、觀世喜多の二流が行はれ、特に喜多流の勢力が強かつた。梅津家は、能の家としては由緒深い家柄であつた。

長崎も能樂が盛んに行はれた地で、諏訪神社の神事能は著名である。諏訪神社の神事能は明曆二年九月十一日に始めて行はれ夫れ以後毎年行はれてゐた。この神事能の時には、寛文十二年度新作の諏訪を演んずることになつてゐた。長崎での能樂界は、諏訪神社の神事能の時太夫をつとめた早水家が牛耳つてゐた。早水家の舞臺は新紙屋町にあつた。

熊本の能

熊本には昔から祇園社と藤崎神社とに奉仕する能役者があつた。其起原は相當に古いらしい。祇園社奉仕の頭目は友枝家、藤崎神社は櫻間家であつた。喜多の友枝家は本座、金春の櫻間家は

新座と云はれてゐた。この兩家ともに徳川氏の御世となつてからは細川家御抱えの能役者となつた。脇は春藤流、笛は一噌流、小鼓は幸流、大鼓は高安流、太鼓は金春流、狂言は和泉流であつた。櫻間家は維新後伴馬(左陣)東上し、現在では金太郎氏家藝をついで、金春流を事實上に於いて支配してゐる。

(五) 東海地方

東海地方の能樂の中心地は尾州藩の城下名古屋であつた。尾州藩はさすがに大藩であつたので御抱えの役者の數も多かつた。名古屋には觀世、寶生、金春、金剛の四流が揃つてゐた。金春には山田佐平の一家、寶生には大野時太郎の一派があつて各々門戸を張つてゐたが、藩御抱えの役者の流儀は觀世と金剛であつた。

觀世には木下家、金剛には寺田家があつて、共に藩の太夫の家柄であつた。この兩家は共に舊家であつた。藩侯御在城の年には、御謡初の式を行つたが、萬事幕府の式通りであつた。脇師としては高安流の西村家が牛耳つてゐた。笛では藤田家、平岩家、松下家、小鼓では幸清流の福井家、觀世流の高田家、大鼓では石井家、齋田家、大倉家、太鼓では諸井家が舊家である。狂言で

名古屋の能

名古屋藩の御役者

は和泉流の宗家山脇家が代々仕へてゐた。山脇家は、和泉流五代山脇元宜が慶長十九年に、御切米百俵御扶持方八人で召抱えられて以來九代の間名古屋に住した。この間山脇家は、京都禁中の御用をも勤めてゐたのである。

(六) 北陸地方

金澤

加賀寶生

北陸地方に於ける能樂の中心地は前田百萬石の城下金澤であつた。今も猶加賀寶生の名が響きわたつてゐる程此地は寶生流の盛んな所であつた。

藩祖前田利家は金春流をたしなんでゐたので、寶生流が用ゐらるゝに至つたのは其後のことである。前田家は外様中の大藩であつたので、幕府から常に監視されてゐた。随つて前田家では「他意なき」を示すことに苦心した。其結果能樂を奨励したのであつた。換言すれば百萬石を維持せんが爲めに能樂を奨励したのであつた。

金澤藩の能役者

能樂の盛んに行はれた地であるからして、能舞臺は藩邸に二つ、卯辰山の觀音院、及び寺中、家老の横山家、太夫の波吉家にもあつた。シテ方としては諸橋、波吉、松村の諸家、ワキに野村

尾上柳川等の寶生流、笛に森田流の鷺田、森本、杉、一噌流の島田、藤田、小鼓に幸流の後藤、三須、觀世流の湯淺、幸清流の上山、大鼓には石井流の石井、小杉、金春流の敷村、葛野流の中田、飯島、太鼓には金春流の佐々木、竹内、櫻井、觀世流の藤本の諸家がひかへてゐた。狂言では大藏流の古澤、八右衛門派の日置、鷺流の大場、和泉流の野村、野口、京都在住の三宅の諸家があつた。かく、能樂を專業とする家が多く、其盛大さがしのばれる。金澤の御役者には御手役者と町役者と二種あつて、御手役者は世襲であつた。

盛んな寺中能 金澤能樂の盛事は、觀音院境内神社様の四月一日二日の能及び四月十五日の寺中能であつた。この能は全市民に拜觀をゆるされた。見物人は前夜からつめかけて夜の明けるのを待つと云ふ程の熱狂さであつた。

佐渡ヶ島

佐渡の本間家 佐渡は古來寶生流の行はれた所で、島民にして、小謡位うたへぬものはなく、牛をおふ牧童迄牛のせに跨りながらうたひつゝ家路につくと云ふありさまであつた。本間家は代々佐渡の太夫と云はれ、金澤の波吉家と共に北陸寶生流の名家であつた。

(七) 奥羽地方

奥羽地方能
樂概況

奥羽の地は、地勢の関係からして、大中心地がなかつた。各大名の城下に於いては能樂は行はれてゐたのであつたが、特に盛んであつたのは會津と庄内平野の鶴岡であつた。

會津は寶生流鶴岡も寶生流が盛んに行はれた。山形は觀世流、米澤は金剛流が行はれてゐた。

第三編 維新後の能樂

能樂の盛衰
は武家階級
と終始する

能樂は足利三代將軍義滿ヨシミツ以前に於いては寺社を頼うだ人としてゐた。然るに義滿以後は、武家を保護者として其地位を確立したのである。足利氏は滅亡しても豊臣氏徳川氏は依然として能樂を武家の式樂として之れに保護を加へた。能樂の盛衰は武士階級と終始すべきであつた。

王政維新と
能樂

王政維新は王政の復古である。源頼朝ミナモトヨリトモが政權を握つて以來六百八十二年にして王政は古へにかへつたのである。王政復古は武家政治の壊滅カイメツを意味する。これが爲めに能樂は武家と云ふ頼うだ人を失つた。保護者を失つた能樂は自力で其地位を保つてゆかなければならなかつた。然るに王政維新と云ふ社會革命について、歐化主義の時代が來た爲めに能樂は其地位を保つことが出來なかつた。維新と共に能役者は離散し、あはれ歴史ある古典藝術もこのまゝ滅んでしまふかと思はれるに至つた。

es

第一章 瓦解時代の能樂

能をかへり
みるものな
き有様

徳川幕府の滅亡、武士階級の絶滅と共に、能樂も一大致命傷をうけた。今迄公債證書にもひとしき祿を頂いて生活してゐた能役者は、祿に離れて途方にくれた。世上人心恟々としてゐる際とて謡を謡ふものもなく、能を見るものもない。糊口に窮した能役者は秘藏の面を賣り、装束を賣つたが窮境から脱することが出来ない。業を轉ずるものもあり都落ちをするものもあると云つたやうなありさまで、能役者は離散してしまつた。

當時、面や装束を賣つてもいくら金のならず全く捨賣りをしたのであつた。今日獨乙、フランスなどの博物館に立派な面や衣裳が陳列してあるが、夫れらは當時在住の外人が手に入れたのださうだ。

徳川時代の能役者は、生活に對しては極めて吞氣であつた。算盤一つはぢけない人々のみであつたので商賣をしても忽ち損をしてしまふと云ふ鹽梅であつた。長命榮次郎チヨウメイエイジロウの如きは古道具屋を開いて失敗し、砂糖屋を開いて失敗した。何しろ主人は店の奥で酒ばかり飲んでゐて店のことに

は一切かまはない。店では一々目方をはかるのは面倒だと云ふて目分量で大まけにマケて賣ると云ふのだから永く續くはづがない。

觀世清孝の
静岡落ち

觀世宗家清孝キョウカクは將軍家の御供をして静岡へ引つ込んで始めの中は稽古をしてゐたが能の催うしをして大失敗し、一時は藝道から遠ざかつてしまつた。太鼓觀世モトツクの元規は、清孝と一所に静岡へ下り、興津で薪炭商や煙火屋をやつて失敗をした。寶生流マツモトキンクローの松本金太郎は、静岡で竹細工をいとなみつゝ、わずかに糊口のしろをえてゐたと云ふやうなありさまであつた。以上は一例であるが明治初年の能樂は悲境のドン底に陥つたのであつた。

第一節 梅若實の孤軍奮闘

金剛と梅若

明治の初年に、細々乍らも能を演んじてゐたのは、金剛と梅若の二家であつた。金剛の舞臺は飯倉のお熊横丁にあつて、能を催うしてゐたが永つゞきがしなかつた。金剛倒れて後は、梅若實ウシワカミノルが踏みとまつて孤軍奮闘したのであつた。四座の太夫が悉く能界から遠ざかつた時、萬難を排して能樂のために盡力した梅若家の功勞は大である。



梅若家苦心の演能

かゝる際に能を催うすことの苦心は、尋常一様ではなかつた。明治三年二月十六日に能五番の催うしをした時には、弱法師一番丈け装束をつけ他は袴能であつた。舞臺は敷舞臺、見席には四疊と六疊の座敷をあて、掲げ幕には風呂敷を使つたと云ふありさまであつた。

明治五年頃の梅若能の摺物に

十日能興行

三月廿六日より 日々正五時初雨天日わくり

總装束

能五番 御見物料

狂言三番 上等金一分二朱

中等金一分

下等金二朱

願濟につき習事傳授事、組合家元其外一同出席興行仕候間御入來御見物の程奉願候

壬申三月

淺草御藏の上の口御掃除

梅若六郎

觀世鐵之丞

梅若家舞臺の由來

當時装束不足の際とて、ことさらに總装束とことはつた所、今の人には想像することが出來な

守の舞臺が賣物に出たので、梅若實は

觀世鐵之丞 寶生新朔 葛野九郎兵衛

幸清次郎 一噌要三郎 金春惣二郎

の六人をかたらひ連帶責任で之を買ひとつた。金額は僅かに百三十圓であつたが夫れが當時の樂師にとつては大金であつた。舞臺は買ひとつたものゝ、維持が困難であつたので、連帶責任は忽ち敗れ、結局梅若實と觀世鐵之丞とで之を引うけることゝなつた。鐵之丞家は觀世家のツレの家で格式は梅若以上であつたが、能樂互解の際梅若と共力して能樂の維持につとめたのであつた。

かく能樂互解の時に際し、唯一人踏みとどまつて斯界のために萬丈の氣を吐いてゐた梅若に觀世流の實權が或る程度迄うつたについては何らの不思議はない。

梅若家と觀世家の關係

當時梅若實は實子なく、鐵之丞(テツノシヨウ)(先代)の弟六郎(ロクロー)(後に清之(ギョウシ))を養子とした。然るに後年實には萬三郎(マンサウロウ)、六郎(ロクロー)の二子が生まれたので、六郎(清之)は梅若家を辭して觀世に復歸した。今の喜之は、觀世清之の養子である。

明治七年、觀世太夫清孝は、静岡を出で、東上した。けれ共久しく都落してゐる間に、流儀の勢力は、梅若(ウヰワカ)と山階(ヤマシナ)の二家の手中に歸してゐた。(山階家も都落ちせず都に踏みとまつて藝道を維持した。)

梅若實は梅若に生れた人ではなく、東叡山に御用達をしてゐた。鯨井平左衛門と云ふ札差の子で、梅若家の養子となつた人である。實の實子萬三郎、六郎は現能界に重きをなしてゐる。實は明治四十二年一月十九日八十二歳で永眠した。

第二節 能界の救世主岩倉公

明治最初の

明治維新の元勳岩倉具視(イワクラトモミ)は、海外を巡遊して歸國以來、我が國劇たる能樂を再興せんと考へ

天覽能

をいだくに至つた。岩倉具視と英照皇太后(エイショウクウゴウ)の斯道御獎勵は、衰微の極に達せる斯道に一大光明を與へた。明治九年四月四日畏くも聖上陛下(セイジョウ)が岩倉邸へ行幸せらるゝや岩倉具視の盡力に依つて能樂天覽の光榮をうるに至つた。これ能樂復興の第一歩であつた。當日の御番組は、

四月四日

聖上、皇太后、皇后宮親臨、三條、木戸、大久保等陪覽

小鍛冶 前田利邨 寶生新朔

末廣 藤井飜松

橋辨慶 前田齊泰

子方 梅若豊作

釣狐 三宅庄作

土蜘蛛 梅若實 寶生金五郎

五日

皇太后、皇后宮親臨

能樂全史

第四編 維新後の能樂

鉢ノ木	前田利邨	寶生新朔
滿仲	前田齊泰	東條照政
夜討曾我	坊城俊政	
	十郎梅若文叟	

臨時御能

紅葉狩	寶生九郎	寶生金五郎
融	梅若實	尾上良勇

六日

親王内親王を迎へ能樂を奏して臺覽に供す。

鐵輪	山階瀧五郎	寶生金五郎
井ぐゐ	藤井飭松	
安宅	梅若實	東條照政
業平餅	三宅庄市	

望月	寶生九郎	寶生新朔
----	------	------

祝言		
----	--	--

加茂	觀世鐵之丞	田宮勝章
----	-------	------

岩倉公の此御催うしに刺戟せられて、これ以後華族、大官連の邸に於いて折々能樂が催うされることゝなつた。

英照皇太后の能樂奨勸

又英照皇太后は、明治十一年七月五日青山御所内にしつらへた舞臺の開きを行はせられ、これ以後時折り能の催うしがあつた。これらに刺戟せられて、一時四方に離散した能役者も再び東上しきたり、能樂復興の曙光が見えてきた。

要するに能樂復興の原動力をつくつたものは梅若實（梅若一家のみではないが、他に梅）であり、復興を促したのは岩倉具視であつた。岩倉具視の能樂復興に對する勳功は大である。（猶能樂再興れてならない人に平岡照一氏が）ある。特にしるしておく。

第二章 勃興時代の能樂

立能樂者の設

第一節 日清戦争前の能樂

立能樂社の設

明治十三年に岩倉具視が中心となり、九條道孝、前田齊泰、池田茂政、坊城俊政、藤堂高潔、前田利徳の六華族が發起となつて能樂社の設立を計畫した。然るに時恰かも能樂勃興の機運に向つてゐた際なので、華族六十有餘名の賛成をえて能樂社は生れ出した。(後明治二十九年四月三十日に能樂社は其事業を能樂會に譲つた。)

芝能樂堂

能樂社は、第一の事業として芝公園内紅葉谷に地をトして能舞臺の建設に着手した。宮内省技師白川勝文工事を監督し、一年餘の日數と一萬八千餘圓とを投じて明治十四年四月八日に出来上つた。これ芝能樂堂である。これ以後は、この能樂堂を中心として能樂の催うしが折々催うされるに至つた。

能樂堂の舞臺披き

能樂堂の舞臺披きは四月十六日に行はれ、皇太后宮が行啓なされた。
翁 面 箱 山本東次郎

三番叟	三宅庄市	石井一齊	川井彦兵衛
千歳	安藤忠成	三須錦吾	森本登喜
高砂	寶生九郎	三須錦吾	川井彦兵衛
末廣	三宅庄市	清水然知	一噌包太郎
田村	觀世清孝	大矢喜之助	一噌孝太郎
櫻川	梅若實	葛野定陸	一噌孝太郎
菖山伏	市川亮明	大倉利右衛門	一噌孝太郎
鞍馬天狗	金剛唯一	高安三右衛門	松村言吉
吹取	野村與作	三須錦吾	高久岩次郎
加祝	櫻間伴馬	深村又太郎	川井彦兵衛
御好により仕舞	田宮照政	大倉六藏	吉井又八郎
難波	觀世清孝		
笠之段	櫻間伴馬		

花 筐 金剛唯一
 橋 辨慶 梅若 實
 殺生石 寶生九郎

翌十七日は華族其の他有志の參觀で催うし、又十八日には公開能を催うした所七百餘名の入場者があつた。

當時は各流とも役者が少なかつたので、能は各流合同の番組、人數ものを勤める時には、他流から人をかりて間に合せると云ふありさまであつた。

能樂堂の維持について相當の苦心があつたことは云ふ迄もない。當時（十五年）能樂堂一ヶ年の出納豫算を左に、

入 の 部

一金參百六十圓 御座之間布設御手當料一ヶ年分
 一金壹千八百圓 現能會員上等棧敷百二十疊會費一ヶ年分
 一金參百六拾圓 中等棧敷一ヶ年賣上ヶ代 但毎月一度金參拾圓宛

一金壹百貳拾圓 舞臺損料一ヶ年分 但毎月一度金拾圓宛
 合計金 貳千六百四拾圓

出 の 部

一金壹百八拾圓 行啓入費一ヶ年分 但一ヶ度分見積一ヶ度金參拾五圓宛
 一金壹千八百圓 會員能一ヶ年十二度入費 但一ヶ度金百五十圓宛
 一金貳百四拾圓 諸營繕費 但一ヶ月金貳拾圓宛
 一金六拾圓 諸稅其外諸雜費見込 但一ヶ月金五圓宛
 一金壹百貳拾圓 監守人一ヶ年俸給
 一金六拾圓 小使一人一ヶ年俸給

合計金 貳千五百六拾圓
 差引金 七拾圓殘

右殘金を以て金五千圓負債之口え年賦返済之事。

かく、能樂社の設立、芝能樂堂の建設が動機となつて能樂復興の氣運が濃厚となつたので、

時東京から地方へ落ちのびた役者又地方の役者が續々として東上してきた。

岩倉具視は在生中に、京阪の地にも能樂社の支社を設けんと計畫せられてゐたが、不幸薨去せられたので、其計畫は具體化さなかつた。芝能樂堂は、明治三十五年に至つて靖國神社の境内に移轉せられた。かくなりしは、各流が漸次勢力をつくるや各自に舞臺をつくり、能樂堂への出演を希望せざるに至つたが故であつた。

かく、能樂は復興の緒にはついたが、當時は、年若き人で謡をうたふものは極めて少なく、能見る人は白髪頭ときまつてゐて前途を思ふの時一通りならぬ淋しさを感じたと云ふことだ。明治廿年の頃早稲田の大隈邸では重信侯養子の秀麿が謡曲の稽古をして折々うたつてゐたが、早稲田専門學校の學生で、「之れは謡である」と云ふことを知つてゐるものが殆んどなかつたと云ふことだ。これを以て一般を知ることが出来やう。

廿年前後から、復興の早かつた流儀には後援團體が出来て、會員組織のもとに流勢の伸張にとめるに至つた。明治十八年に松本金太郎が神田猿樂町に居住後假舞臺を建築して以來、この舞臺で能が行はれるに至つた。(當時松本を補佐したのは辻音四郎、辻音吉父子であつた。) けれ共、女人は金太郎及地謡の野口庄

廿年前後の
謡曲界

能樂後援の
團體

兵衛のみで、他は素人が集つての能の催うしで會名は温故會と名づけられた。この頃は囃子方の勤料は一番五十錢(大鼓のみは別に革料七十五錢)二番七十錢、三番一圓、地謡の勤料は三四十錢位であつたに關らず其維持に苦心をした。然るに二十年に至り宗家寶生九郎も出演することとなり漸く順調にむかつてきた。

これ即ち現在の寶生會の前身である。

觀世清康が猿樂町から飯田町へ移つたのは明治廿四年であつて、この年に假舞臺が出来たのであつた。其後假舞臺では満足出来ないやうになり、明治三十三年に現在の大曲に地を下して、本舞臺を建築するに至つたのである。能舞臺は寄附金で出来たのである。寄附募集の主任となつて助力したのは三井徳右衛門であつた。舞臺建設の費用は一萬八千圓であつた。

喜多流は維新後一時影をひそめたが、宗家六平太の技非凡、ために米田與七郎内田寛等の助力をえて明治二十五年に飯田町に舞臺が出来た。この後喜多會が組織せられ、飯田異が其牛耳をとつた。梅若家は、維新以來演能をつゞけてゐたが、梅若會と名乗るに至つたのは、明治三十五年頃からのことである。

觀世舞臺の
由來

喜多會

以上は、演能團體としては起原の古いもので、何れも能樂勃興時代に端を發してゐる。この他の團體は他れも之れらより起原が新らしいのである。

金 春 會 （大正八年設立）

金剛九曜會 （明治四十四年設立、現在中絶）

囃子方演能會 （大正二年設立）

觀世九阜會 （清之門下の組織した會で始めは謠の會であつたが、明治四十四年に謠本問題で喜之が破門せられてから演能の團體となつた。明治四十四年に）

霞寶會 （明治四十四年設立）

第二節 日清戦役と能

日清戦争後は戦勝の餘勢で國運は急激に發展した。この機運に促されて能樂も色めきわたつてきた。

日清戦争の時、明治天皇御製の成歡、平壤の二曲の節付を梅若實へ仰せつけられた。これ梅若一門のみならず、能界全體の光榮であつた。又梅若實の盡力で靖國神社祭禮に際し、能樂を奉納した。

御製成歡、平壤二曲の節付

俄かに勃興した京版の能樂

することゝなつた。其頃の能舞臺は今の相撲場の所にあり見所は草原と云ふありさまであつた。大阪では明治廿八年十一月に日清戦争大捷祝賀の能を商業俱樂部で催うした。この能が動機となつて、大阪の能樂は復興の緒につき、明治三十一年の十一月に博物場に舞臺が建設せらるゝに至つた。京都は室町に金剛謹之助の舞臺があつて月並能を演んずるのみで他は振はなかつた。これ共明治卅一年に阿彌阿ヶ峰で豊公三百年祭の能を行つたのが動機となつて勃興の一階段をつつた。この大能には、東京から、家元始め諸役者が出勤した。

三百年祭能組

初日

翁

弓八幡

末

田村

素袍落

金春磯吉 寶生金五郎

廣茂山忠三郎

喜多六平太 尾上千三郎

野村與作

豊公三百年祭記念能

第四編 維新後の能樂

羽衣 梅若 實 寶生朝太郎

和合

聖上成歡 寶生九郎

鎌腹 野村又三郎

放下僧 野口政吉 寶生金五郎

三人片輪 三宅惣三郎

小鍛冶頭 金剛謹之助 中村彌三郎

二日目

翁 千歳梅若萬三郎

老松 觀世鐵之丞 寶生朝太郎

墨塗 野村萬造

實盛 櫻間伴馬 寶生金五郎

耳引 山本東次郎

熊野 寶生九郎 寶生金五郎

皇后宮平壤 梅若 實

弱法師 生一左兵衛 中村彌三郎

布施無經 野村與作

船辨慶 片山九郎三郎 岡千五郎

唐すまふ 茂山千五郎

亂 喜多六平太 花咲右衛門

三日目

翁 鈴木禎四郎

吳服 金剛鈴之助 鈴木禎四郎

二人袴 山本泰二郎

柴田 金剛謹之助 佐々木 瀧次郎

籠 西池雪翁

第四編 維新後の能樂

卷	絹	大西鑑一郎	中村猪八郎
	棒縛り	野村又三郎	
鉢	木	梅若實	寶生金五郎
	彌宜山伏	谷野廣	
	鞍馬天狗	寺田左門治	田中耕吉
	祝言金札	金春八郎	尾上始太郎
四	四	四	四
日	日	日	日
目	目	目	目

有志能

この意義ある催うしが動機となつて能樂も漸次盛んとなり、明治卅五年十一月には片山能樂堂が建設せられ、こゝに金剛と觀世との對抗時代となつた。

觀世二十三世の宗家清廉は、維新大變動の際に生れ母の懷ろに抱かれて静岡へ下り、東京へ歸つて後も官廳へ給仕に出たりして修業時代には一通りならぬ苦しみをなめた。稽古は父清孝、梅若實からうけつひに觀世嫡流としての名を恥しめず一方に頭角をあらはすに至つた。たま／＼明

觀世清廉の奇禍

治二十九年梅若舞臺で蟬丸のツレを勤め(仕手は六郎後の觀世清之)將さに曲の終らふとした時、突然一婦人が舞臺へ馳け上り、清廉の胸倉を捉へて引すえた。この時後見座にゐた觀世鐵之丞がたけり狂ふ婦人を宥めて切戸から樂屋へつれ込み、其場はどうやら納まつたが、この問題がやかましくなつた爲め清廉は謹慎の意を表して以後一切他の舞臺へ出演せぬことゝなつた。觀世元規は清廉と行動を共にしてこれまた、他の舞臺へ出演しないことになつた。

この暴行を敢えてした婦人は田中泰太郎と云ふ能狂の妻女で、この狂行を敢えてしたのは「田中が嘗て清廉に藝道修業のため禪道に入るべしとすゝめ清廉これを約束したるも履行せず且つ放縦の行ひが多かつたので之を戒める爲め」夫の田中から命ぜられたのであるとのことであつた。けれ共裏面には何か理由がひそんでゐるらしい。

能樂が漸次流行しはじめしにつれて、芝能樂堂はさびれてきた。つひには之れが保存維持に窮するに至り、上野博物館へ引とつて貰はうとか日比谷神宮奉齋會へ引とつて貰はうとかいろ／＼の説も出たが、結局靖國神社へ奉納することゝなつた。其能樂堂が靖國神社境内へ移轉されたのは明治三十五年であつた。この能樂堂は大正十二年の震災後大修理を加へて現在に至つてをる。

芝能樂堂靖國神社境内へ移轉

能樂會の事

能樂を衰境のドン底から救つた偉功は能樂社の負ふべきものであつた。けれ共、能樂社は少數有志の結合になるものであるからして、斯道を維持する爲めには、モット規模を大にし、廣く有志を結合することが必要であるとの議論が明治二十三四年の頃から起つてきた。この考へは、明治二十九年七月一日に至つて實現しこゝに能樂會が生れ出たのである。總裁は山階宮 晃親王、會頭伯爵土方久光、副會頭九條道孝であつた。こゝに於いて能樂社の事業は能樂會が繼承することゝなつたのである。能樂會は、十萬圓の資金募集に取かゝつたが、半額の五萬圓すらえられず初期の目的を達することが出来なかつた。かくする中明治三十一年一月十一日に英照皇太后崩御なされ、能樂會の發展事業は一頓座を來たした。能樂會は、式能を再興することゝなつて、明治二十九年十一月八日に其第一回を催うした。當日の番組は、

能樂會最初の式能

翁		
高 砂	喜多六平太	寶生金五郎
知 章	觀世清廉	氏家重三郎
葛 城	寶生九郎	福王繁十郎

烏帽子折	梅 若	實	鈴木 誠
祝 言			
岩 舟	金 春 八 郎	寶 生 常 三	
獨 吟			
盛 歡 驛	梅 若	實	平 壤
狂 言			寶 生 九 郎
末 廣	野 村 與 作	右 近 左 近	山 本 東 次 郎
業 平 餅	三 宅 惣 三 郎		

式能はこれ以後明治四十二年迄の間に五回行はれた。明治二十九年當時式能出演の役者の報酬は、能仕手方二圓五十錢、脇方囃子方一圓二十五錢、狂言シテ一圓二十五錢、仕手方の後見、地謡、ツレ、子方一圓と云ふ規定であつた。装束料はシテ二圓五十錢、ツレ子方八十錢、脇一圓二十五錢ワキツレ七十錢、狂言ヲモ一圓、間狂言六十錢であつた。今から考へると驚く程低廉であるが、當時はこれでも一般の場合よりは遙かに高かつたのである。